

磐田市水防計画書

資料編

令和6年3月

磐 田 市

磐田市水防計画書 資料編

目 次

章	節	内 容	頁
第2章		重要水防箇所等	—
	第1節	重要水防箇所	—
		資料201-1 重要水防箇所一覧表	1
		資料201-2 国土交通省重要水防箇所の区分	6
		資料201-3 静岡県（県管理区間）重要水防箇所の区分	6
		資料201-4 国土交通省重要水防箇所評定基準（案）	7
		資料201-5 静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準	9
	第2節	その他水防上重要かつ密接な関係を有するもの	—
		資料202-1 たん水注意箇所一覧表	10
		資料202-2 ため池一覧表	10
		資料202-3 水防上重大な影響のある橋梁一覧表	10
	第3節	資料202-4 土石流危険溪流一覧表	11
		水防上注意を要する水門等	—
	第3章	資料203-1 水防上注意を要する水門等一覧表	14
水防組織及び事務		—	
第1節	水防本部設置前の配備体制	—	
	資料301-1 災害時等の配備体制とその基準	15	
	第2節	水防本部の設置	—
		資料302-1 磐田市水防本部編成図	16
資料302-2 磐田市水防本部における事務分掌	17		
第4章	通信連絡	—	
	第1節	水防通信連絡	—
		資料401-1 水防時における通信連絡基本系統図	18
		資料401-2 水防関係機関の電話一覧表	19
		資料401-3 静岡県防災行政無線局一覧表	19
		資料401-4 磐田市防災行政無線局一覧表	20
		資料401-5 磐田市消防無線局一覧表	21
	第2節	ダムの放流連絡	—
		資料402-1 天竜川船明ダム放流連絡系統図	22
		資料402-2 原野谷川農地防災ダム放流連絡系統図	23
		資料402-3 太田川ダム放流連絡系統図	23
第5章	気象庁が行う予報及び警報とその措置（共同業務を除く）	—	
	第1節	静岡県地方気象台が行う水防活動に必要な気象等の予報及び警報	—
		資料501-1 静岡県地方気象台発表の注意報、警報等の種類とその発表基準	24
		資料501-2 気象等の注意報及び警報伝達系統図	26
	第2節	津波に関する警報、注意報、情報、予報	—
		資料502-1 津波警報等について	27
		資料502-2 津波警報等の伝達系統図	30
資料502-3 津波注意報及び警報標識		31	
第6章	洪水予報	—	
	第1節	国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	—
		資料601-1 天竜川下流洪水予報形式	32
		資料601-2 天竜川下流洪水予報連絡系統図	40
	第2節	静岡県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報とその措置	—
		資料602-1 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報形式	41
資料602-2 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図		49	

章	節	内 容	頁
第7章		水防警報	—
	第1節	国土交通大臣が行う水防警報とその措置	—
		資料701-1 水位の種類及び内容	50
		資料701-2 天竜川（下流）水防警報連絡系統図	51
		資料701-3 天竜川（下流）水防警報発表用紙	52
	第2節	静岡県知事が行う水防警報とその措置	—
資料702-1 太田川水防警報連絡系統図		56	
資料702-2 太田川水防警報発表用紙		57	
第8章		水位周知河川における水位到達情報	—
	第1節	静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知	—
		資料801-1 県管理河川水位到達情報発表用紙	59
		資料801-2 太田川水系敷地川、仿僧川、今ノ浦川の水位到達情報連絡系統図	60
第9章		水防活動	—
	第1節	水防時の配備基準	—
		資料901-1 消防団に対する非常配備基準	61
	第2節	雨量等の監視と通報	—
		資料902-1 雨量観測所一覧表	62
		資料902-2 水位観測所一覧表	62
	第6節	水防信号及び水防標識	—
		資料906-1 水防信号	63
資料906-2 水防標識		64	
第10章		避 難	—
	第1節	避難の指示、勧告	—
		資料1001-1 避難情報の判断・伝達マニュアル	65
第12章		協力応援	—
	第1節	河川管理者の協力	—
		資料1201-1 国土交通省派遣要請様式	118
資料1201-2 災害対策用車両等一覧表		120	
第13章		水防てん未報告	—
		資料1301-1 水防管理団体水防活動実施報告書	121
第14章		施設及び水防用資器材整備運用並びに輸送	—
	第1節	施設及び水防用資器材の整備	—
		資料1401-1 水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表	122
第17章		浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	—
	第1節	洪水対応	—
		資料1701-1 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表	125
第18章		その他	—
	第1節	費用負担及び公用負担	—
		資料1801-1 公用負担権限委任証明書	132
資料1801-2 公用負担命令書		132	

1 総括表

重要水防箇所 管理区分等		河川			海岸			計	
		河川数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	海岸数 (本)	箇所数 (箇所)	延長 (m)	箇所数 (箇所)	延長 (m)
天竜川	重要度A	1	6	1,470				6	1,470
	重要度B	1	29	36,175				29	36,175
	要注意	1	3	2,480				3	2,480
天竜川 (工作物)	重要度A								
	重要度B								
県管理河川	重要度A	5	6	4,236				6	4,236
	重要度B	7	7	13,957	1	1	4,578	8	18,535

2 天竜川重要水防箇所

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
1	天竜川	天竜川	掛塚水位観測所付近 掛塚	220	3.4K ～ 3.6K+27m	A	H22.7.15 高水 未対策区間	
2	天竜川	天竜川	JR東海道線橋より400m下流 赤池	200	7.0K+100m ～ 7.2K+100m	A	S57.8.2 漏水	月の輸工
3	天竜川	天竜川	東名高速道路上下流 東名	200	11.4K ～ 11.6K	A	護岸洗掘	木流し工
4	天竜川	天竜川	かささぎ大橋下流 匂坂中	400	12.8K ～ 13.2K	A	護岸洗掘	木流し工
5	天竜川	天竜川	一雲済川合流点 寺谷	300	15.6K ～ 15.6K	A	支川合流点 未処理	積土のう工
6	天竜川	天竜川	豊岡総合センター 壱貫地	150	19.4K+100m ～ 19.6K+50m	A	護岸洗掘	木流し工
重要度A 小 計		河 川：6箇所		1,470				
1	天竜川	天竜川	竜洋排水機場 駒場	480	0.6K+110m ～ 1.0K+120m	B	暫定堤防 パラペット	
2	天竜川	天竜川	竜洋排水機場 ～杉山工業 駒場	4,220	0.8K+120m ～ 5.4K	B	堤防脆弱性指標 による判定 すべり破壊の安 全性Fs不足	
3	天竜川	天竜川	竜洋排水機场上流 ～掛塚橋上流 駒場	2,280	1.0K ～ 3.4K	B	パイピング 破壊安全度i 超過	

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
4	天竜川	天竜川	遠州大橋上流 掛塚	80	1.8K ～ 1.8K+80m	B	R2巡視結果	
5	天竜川	天竜川	掛塚橋 掛塚	210	3.0K+110m ～ 3.2K+100m	B	河積不足	
6	天竜川	天竜川	掛塚橋下流 ～西堀グラウンド 掛塚	1,330	3.6K+100m ～ 5.0K+100m	B	河積不足	
7	天竜川	天竜川	八雲神社 ～西堀グラウンド 掛塚	880	4.0K+100m ～ 5.0K	B		
8	天竜川	天竜川	西堀グラウンド上流 ～JR東海道線橋上流 掛塚	630	5.4K+110m ～ 6.0K+110m		河積不足	
9	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋付近 竜洋中島	220	6.4k ～ 6.6k	B		
10	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上下流 竜洋中島	720	6.4K ～ 7.0K+100m	B	堤防脆弱性 指標による 判定	
11	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上下流 竜洋中島	200	6.4K+110m ～ 6.6K+110m	B	河積不足	
12	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上流 竜洋中島	50	6.6k ～ 6.6k+50m	B	R1巡視結果	
13	天竜川	天竜川	東海道新幹線天竜川橋上流 竜洋中島	380	6.8K+100m ～ 7.2K+90m	B	河積不足	
14	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 ～東名高速道路天竜川橋 竜洋中島～東名	3,910	7.2K+100m ～ 11.4K	B	堤防脆弱性指標 による判定 すべり破壊の安 全性Fs不足	
15	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 森本	120	7.2K+120m ～ 7.4K+60m	B		
16	天竜川	天竜川	JR東海道線橋下流 森本	100	7.4K+100 m ～ 7.6K	B		
17	天竜川	天竜川	JR東海道線橋上下流 森本	150	7.6K+130m ～ 7.8K+90m			
18	天竜川	天竜川	JR東海道線橋上流 森本	180	7.8K+90m ～ 8.0K+90m	B	河積不足	
19	天竜川	天竜川	交通公園上流 池田	360	9.8K+100m ～ 10.0K+80m	B	河積不足	
20	天竜川	天竜川	池田の渡し公園下流 ～かささぎ大橋 東名～匂坂中	3,060	10.2K ～ 13.2K	B	パイピング 破壊安全度i 超過	
21	天竜川	天竜川	東名高速道路天竜川橋下流 池田	1,420	10.2K+80m ～ 11.6K+90m	B	河積不足	
22	天竜川	天竜川	池田の渡し公園上下流 東名	290	10.8K+150m ～ 11.2K	B		

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
23	天竜川	天竜川	東名天竜川橋 ～池田樋門 東名～七蔵新田	270	11.4K+220m ～ 11.8K+80m	B		
24	天竜川	天竜川	かささぎ大橋 ～神田公園 匂坂上～上野部	9,375	13.1K ～ 23.0K	B	すべり破壊 の安全性Fs 不足	
25	天竜川	天竜川	かささぎ大橋上流 匂坂上	70	13.4K+65m ～ 13.6K	B		
26	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 寺谷	200	15.6K+208m ～ 16.0K	B		
27	天竜川	天竜川	磐田天竜川グラウンド 松之木島	180	17.4K+100m ～ 17.6K+100m	B		
28	天竜川	天竜川	浜北大橋上流 上野部	500	18.8K+80m ～ 19.2K+174m	B		
29	天竜川	天竜川	新東名高速道路 ～神田公園 上野部	2,140	21.0K ～ 23.0K	B	パイピング 破壊安全度i 超過	
30	天竜川	天竜川	新東名高速道路上流 上野部	150	21.4K+90m ～ 21.6K+60m	B		
31	天竜川	天竜川	飛竜大橋 上野部	540	23.2K ～ 23.6K	B		

重要度B 小計		河川：31箇所		34,695				
No.	水系名	河川名	地先名	延長 (m)	位置	重要度	注意を要する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大字					
1	天竜川	天竜川	竜洋排水樋管200m下流 ～遠州大橋 駒場～掛塚	1,280	0.4K+250m ～ 1.6K+10m	要注意	旧川跡 (旧東派川 合流点)	
2	天竜川	天竜川	天竜川砂利プラント協同組 合より上流 高木～赤池	1,180	6.0K ～ 7.0K+100m	要注意	旧川跡 (旧東派川 分派点)	
3	天竜川	天竜川	JR東海道線橋350m下流 森本	20	7.2K+100m ～ 7.2K+120m	要注意	旧川跡 (旧東派川 分派点)	
3		要注意 小計	河川：3箇所	2,480				
		合計	河川：39箇所	38,645				

No.	水系名	河川名	地 先 名	延長 (m)	位置	重要 度	注意を要 する理由	水防工法
			下流側ランドマーク ～上流側ランドマーク 大 字					
1	太田川	今ノ浦川	中川橋上流 見付	336	6.9K ～ 7.2K	A	断面狭小	積土のう工
2	太田川	磐田久保川	大池排水機場 ～一本松橋 二之宮	1,300	0.0K ～ 1.3K	A	越水	積土のう工
3	太田川	磐田久保川	JR東海道線橋梁上流 中泉	300	1.9K ～ 2.2K	A	断面狭小	積土のう工
4	太田川	半ノ池川	JR東海道線 ～西新町橋 中泉	750	0.4K ～ 1.1K+50m	A	断面狭小	積土のう工
5	太田川	安久路川	新安久路橋 ～大久保橋下流 安久路～岩井	1,200	2.0K ～ 3.2K	A	断面狭小	積土のう工
6	太田川	祝川	一言橋上下流 海老塚～一言	350	4.1K+50m ～ 4.5K	A	断面狭小	積土のう工
重要度A小計			河 川：6箇所	4,236				
1	天竜川	一雲濟川	新川橋 ～田川沢川合流点 掛下～下野部	5,150	1.0K ～ 6.1K+50m	B	断面狭小	積土のう工
2	天竜川	上野部川	田川橋 ～天龍院上流 上野部	2,225	1.7K+80m ～ 4.0K	B	断面狭小	積土のう工
3	太田川	太田川	三ヶ野橋 ～敷地川合流点 三ヶ野～袋井市小山・岩井	1,182	7.9K+18m ～ 9.1K	B	破堤跡	木流し工
4	太田川	仿僧川	JR東海道線下流 ～フチの上橋上流 気子島～宮之一色	1,000	10.6K ～ 11.6K	B	断面狭小	積土のう工
5	太田川	旧仿僧川	草崎排水機場 ～判官瀬橋 東平松～草崎	1,600	2.6K ～ 4.2K	B	断面狭小	積土のう工
6	太田川	祝川	権現橋 ～七曲橋上流 加茂	700	6.3K ～ 7.0K	B	断面狭小	積土のう工
7	太田川	原野谷川	西山橋上流 ～天竜浜名湖鉄道鉄橋上流 西山	450	16.0K+50m ～ 16.5K	B	断面狭小	積土のう工
8	太田川	沖之川	沖之川橋上流 ～東名高速道路上流 新屋～村松	1,857	0.7K ～ 2.5K+60m	B	断面狭小	積土のう工
9	太田川	逆川	古宮橋下流 ～日坂小学校上流 日坂	800	17.2K ～ 18.0K	B	断面狭小	積土のう工
10	太田川	敷地川	中沢川合流点 ～大谷橋下流 笠梅～袋井市大谷	2,100	3.2K+50m ～ 5.3K+50m	B	断面狭小	積土のう工
11	太田川	小藪川	県道谷中川橋下流	500	5.5K ～ 6.0K			
12		竜洋海岸	天竜川河口 ～スズキテストコース東端 駒場～東平松	4,578		B	海岸浸食	根固 ブロック
重要度B小計			河 川：11箇所 海 岸：1箇所	17,564 4,578				
合 計			河 川：13箇所 海 岸：1箇所	21,800 4,578				

資料201-2 国土交通省重要水防箇所の区分

(静岡県水防計画書)

種 類	内 容
重要区間	堤防高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において一定の基準を満たしていない区間をAランク又はBランクに区分している。 A：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間 B：水防上（監視又は巡視する）重要な区間
要注意区間	洪水に対する対策が一定に実施されているが、重要区間とは別に水防上注意する区間と出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締め切り等により堤防に影響を及ぼす箇所及び陸閘、新堤防（築堤後3年間）、破堤・旧川跡
重点区間	重要区間及び要注意区間の中から総合的に判断し、水防時に重点的に監視又は巡視すべき区間である。 なお、重点区間は河川延長の1割程度を目安とし、各水防団の分団ごと又は水防団ごと設定することを基本とする。

資料201-3 静岡県（県管理区間）重要水防箇所の区分

(静岡県水防計画書)

種 類	内 容
重要度A	洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所 (すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)
重要度B	洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所 (洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

資料201-4 国土交通省 重要水防箇所評定基準（案）

（静岡県水防計画書）

河川局治水課長通達（平成31年2月27日国土交通省河治第97号）

種 別	重 要 度		要注意区間
	A：水防上最も重要な区間	B：水防上重要な区間	
越 水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 体 漏 水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障が生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	
基 礎 地 盤 漏 水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏 水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基礎地盤漏水に関する変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
水 衡 ・ 洗 掘	水衡部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所 波浪による河岸の欠壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衡部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・ 破堤跡・ 旧川跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

資料201-5 静岡県（県管理区間）重要水防箇所評定基準

（静岡県水防計画書）

重 要 度 A	重 要 度 B
<p>時間雨量30mm/h、日雨量130mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が200戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>（機能度及び耐用度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Aに指定する</p>	<p>時間雨量50mm/h、日雨量200mm/日相当の降雨（基準流量）に対し、下記事項により施設被害の想定規模が25戸以上の家屋に及ぶと予想される箇所</p> <p>（機能度及び耐用度）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 流下能力がないもの（基準流量が現況流下能力を越えるものについて注意箇所に指定） 2. 漏水、洗掘が予想される箇所 3. 取水堰、橋梁等不等沈下、流水疎通の障害等が認められ、被害が予想される箇所 4. 樋門、樋管等、堤防横断工作物の施設が老朽化し、被害が予想される箇所 <p>以上どれか1つに該当する場合、重要度Bに指定する</p>

資料202-1 たん水注意箇所一覧表

(静岡県水防計画書)

No.	位置	関係河川名	たん水面積 (ha)	摘要
1	磐田市西貝塚地内	安久路川	17.0	
2	磐田市福田字塩浜～村前地内	仿僧川	20.0	
3	磐田市福田中島～向岡地内	仿僧川	40.0	
4	磐田市豊浜地内	太田川	40.0	
5	磐田市笠梅地内	中沢川	20.0	
6	磐田市二之宮地内	磐田久保川	28.0	
7	磐田市中泉地内	磐田久保川	24.0	

資料202-2 ため池一覧表

(磐田市地域防災計画)

No.	ため池名	所在地	受益面積 (ha)	所有者	管理者	目的	備考
1	雨垂池	上野部2194-2	5.0	民地	地元	農水	
2	大楽地奥山池	下野部1810-2	22.0	官有地	地元	農水	
3	緑ヶ谷池	下野部1118	17.4	市	地元	農水	H17 改修済
4	東の谷奥池	下野部562-2	2.1	官有地 第三種・民地	地元	農水	H17 改修済
5	東の谷池	下野部594	2.1	民地	地元	農水	
6	社山池	社山585	7.7	市	地元	農水	H28 改修済
7	金井戸ヶ谷池	敷地1458	14.2	財産区	地元	農水	H 2 改修済

資料202-3 水防上重大な影響のある橋梁一覧表

(静岡県水防計画書)

No.	河川名	路線	橋梁 (構造)	形状 (LW) (m)	位置	影響の内容	管理者
1	天竜川	(国) 150号	掛塚橋 (トラス橋)	877.0 7.0	磐田市掛塚 浜松市南区河輪町	桁下不足 根入れ不足	静岡県
2	天竜川	JR東海道線橋 (トラス橋)	JR東海道線橋 (トラス橋)	1,209.0 14.5	磐田市森本 浜松市東区材木町	桁下高不足	JR東 海(株)
3	天竜川	東名高速道路	東名高速道路天竜川橋 (PRC23径間連続箱桁)	1,071.4 25.5	磐田市池田 浜松市東区常光町	桁下不足	中日本高 速道路(株)

資料202-4 土石流危険渓流一覧表

1 土石流危険渓流等の定義

土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流を「土石流危険渓流」とし、これに、人家はないものの、今後新規の住宅立地等が見込まれる渓流（一定の要件を満たしたものを）を含めたものを「土石流危険渓流等」とした。

土石流危険渓流等は、人家戸数により次のとおり区分する。

- ① 人家5戸以上等（5戸未満であっても、官公署、学校、病院、社会福祉施設等の災害時要援護者関連施設がある場合を含む）の渓流………土石流危険渓流Ⅰ
- ② 人家1～4戸の渓流………土石流危険渓流Ⅱ
- ③ 人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所………土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ

2 土石流危険渓流Ⅰ

No.	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	土石流氾濫区域の面積 (m ²)	人家戸数	備考
1	211-I-001	天竜川	一雲濟川	寺谷沢	寺谷	6,082	10	H22.3.30土砂災害警戒区域指定
2	211-I-002	太田川	敷地川	長谷川	向笠竹之内	43,671	6	
3	211-IS-039	天竜川	一雲濟川	平松沢	平松	1,800	6	
4	211-IS-040	天竜川	一雲濟川	平松東沢	平松	1,200	6	
5	485-I-001	天竜川	上野部川	中組沢	上野部	22,219	16	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
6	485-I-002	天竜川	上野部川	本村沢1	上野部	19,044	14	本村沢(H1.10.6砂防指定) H26.3.4土砂災害警戒区域指定
7	485-I-003	天竜川	上野部川	本村沢2	上野部	12,837	11	R2.10.13土砂災害(特別)警戒区域指定
8	485-I-004	天竜川	上野部川	本村沢3	上野部	18,233	15	事業所1 H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
9	485-I-005	天竜川	上野部川	田川沢3	上野部	6,729	5	事業所1 H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
10	485-I-006	天竜川	一雲濟川	合代島下沢	合代島	13,963	7	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
11	485-I-007	天竜川	一雲濟川	上神増沢2	上神増	10,536	5	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
12	485-I-008	天竜川	一雲濟川	平松沢1	平松	9,352	5	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
13	485-I-009	天竜川	一雲濟川	水ノ谷川	平松	5,661	6	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
14	485-I-010	天竜川	一雲濟川	平松沢2	平松	5,928	5	事業所2 H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
15	485-I-011	太田川	敷地川	別所ヶ谷沢	大平	16,643	7	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
16	485-I-012	太田川	敷地川	寺中沢	敷地	26,481	5	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
17	485-I-013	太田川	敷地川	寺ヶ谷沢	敷地	12,746	0	教育施設1 H25.3.22土砂災害警戒区域指定
18	485-I-014	太田川	敷地川	敷地北沢	敷地	12,706	0	教育施設1 H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
19	485-I-015	太田川	敷地川	合戸沢	敷地	7,323	2	公共施設ほか4 H25.3.22土砂災害警戒区域指定
20	485-I-016	太田川	敷地川	西ノ谷南沢2	社山	12,483	0	弱者施設2 H23.3.18土砂災害(特別)警戒区域指定
21	485-I-017	太田川	敷地川	西ノ谷南沢1	敷地	13,866	0	弱者施設2 H23.3.18土砂災害(特別)警戒区域指定
22	485-I-018	太田川	敷地川	西ノ谷南沢3	社山	13,339	0	弱者施設2 H23.3.18土砂災害警戒区域指定

3 土石流危険渓流Ⅱ

No.	渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地	土石流氾濫区域の面積 (m ²)	人家戸数	備考
1	211-II-001	太田川	中沢川	宮奥沢	笠梅	10,069	4	H22.3.30土砂災害警戒区域指定
2	211-II-S-001	太田川	敷地川	虫生東沢	虫生	16,600	1	
3	211-II-S-002	太田川	敷地川	虫生西沢	虫生	39,000	2	
4	211-II-S-005	太田川	敷地川	大平北沢	大平北	49,900	1	
5	211-II-S-006	太田川	敷地川	大平北北沢	大平北	5,500	1	
6	211-II-S-010	太田川	敷地川	万瀬沢	万瀬	2,900	1	
7	211-II-S-011	太田川	敷地川	大平北下沢	大平北	4,300	1	

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流氾濫 区域の面積 (㎡)	人家 戸数	備考
8	211-II-S-012	太田川	敷地川	大平北西沢	大平北	14,900	1	
9	211-II-S-013	太田川	敷地川	大平北南沢	大平北	8,400	2	
10	211-II-S-014	太田川	敷地川	大平北沢1	大平北	1,500	1	
11	211-II-S-015	太田川	敷地川	大平南西沢	大平南	4,000	2	
12	211-II-S-018	太田川	敷地川	敷地北西沢	敷地北	9,800	1	
13	211-II-S-019	太田川	敷地川	敷地北東沢	敷地北	24,200	2	
14	211-II-S-023	太田川	敷地川	敷地西之谷南沢	敷地西之谷南	6,600	1	
15	211-II-S-024	太田川	敷地川	敷地西之谷南東沢	敷地西之谷南	2,900	1	
16	211-II-S-025	天竜川	一雲濟川	上神増沢	上神増	1,700	2	
17	211-II-S-026	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地沢	下野部大楽地	1,100	1	
18	211-II-S-027	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地東沢	下野部大楽地	2,400	1	
19	211-II-S-029	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地上沢	下野部大楽地	11,800	1	
20	211-II-S-030	天竜川	一雲濟川	下野部大楽地南沢	下野部大楽地	18,600	1	
21	211-II-S-035	天竜川	一雲濟川	下野部亀井戸西沢	下野部亀井戸	2,400	1	
22	211-II-S-037	天竜川	一雲濟川	下野部亀井戸南沢	下野部亀井戸	1,200	3	
23	211-II-S-038	天竜川	一雲濟川	下野部亀井戸東沢	下野部亀井戸	700	1	
24	211-II-S-044	天竜川	一雲濟川	上野部神田西沢	上野部神田	2,000	3	
25	211-II-S-053	天竜川	一雲濟川	上野部本村西沢	上野部本村	1,300	2	
26	211-II-S-054	天竜川	一雲濟川	上野部本村南沢	上野部本村	1,500	3	
27	211-II-S-055	太田川	敷地川	笠梅沢	笠梅	1,200	3	
28	211-II-S-056	太田川	敷地川	笠梅東沢	笠梅	20,000	2	
29	211-II-S-058	天竜川	天竜川	匂坂中上沢	匂坂中上	2,800	2	
30	211-II-S-059	天竜川	天竜川	加茂沢	加茂	2,500	4	
31	485-II-001	天竜川	一雲濟川	下野部沢	下野部	3,722	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
32	485-II-002	天竜川	一雲濟川	桶ヶ谷沢	下野部	3,905	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
33	485-II-003	天竜川	一雲濟川	寺ヶ谷沢	下野部	9,038	2	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
34	485-II-004	天竜川	一雲濟川	トンノ沢	下野部	4,172	2	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
35	485-II-005	天竜川	一雲濟川	市ノ沢	下野部	5,065	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
36	485-II-006	天竜川	一雲濟川	大谷田沢	下野部	6,867	3	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
37	485-II-007	天竜川	一雲濟川	大楽地沢1	下野部	5,476	2	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
38	485-II-008	天竜川	一雲濟川	大楽地沢2	下野部	3,830	2	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
39	485-II-009	天竜川	一雲濟川	大楽地沢3	下野部	9,794	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
40	485-II-010	天竜川	上野部川	田川沢1	上野部	7,537	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
41	485-II-011	天竜川	上野部川	田川沢2	上野部	8,897	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
42	485-II-012	天竜川	上野部川	神田沢1	上野部	10,529	1	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
43	485-II-013	天竜川	上野部川	神田沢2	上野部	7,274	4	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
44	485-II-014	天竜川	上野部川	神田沢3	上野部	13,509	4	神田沢(S62.9.4砂防指定) H26.3.4土砂災害警戒区域指定
45	485-II-015	天竜川	上野部川	神田沢4	上野部	6,069	1	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
46	485-II-016	天竜川	上野部川	栗下沢1	上野部	6,981	2	H26.3.4土砂災害警戒区域指定
47	485-II-017	天竜川	上野部川	栗下沢2	上野部	6,866	4	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
48	485-II-018	天竜川	上野部川	栗下沢3	上野部	4,300	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
49	485-II-019	天竜川	上野部川	栗下沢4	上野部	5,562	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
50	485-II-020	天竜川	上野部川	田川谷	上野部	3,064	1	H26.3.4土砂災害(特別)警戒区域指定
51	485-II-021	天竜川	一雲濟川	神増沢1	神増	5,769	2	
52	485-II-022	天竜川	一雲濟川	神増沢2	神増	9,016	3	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
53	485-II-023	天竜川	一雲濟川	背戸ノ沢	平松	4,090	1	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
54	485-II-024	天竜川	一雲濟川	平松沢3	平松	7,156	4	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
55	485-II-025	天竜川	一雲濟川	大谷田沢	掛下	7,590	3	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
56	485-II-026	太田川	敷地川	虫生沢	虫生	3,954	2	H27.3.31土砂災害警戒区域指定
57	485-II-027	太田川	敷地川	宮沢	虫生	4,222	4	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流氾濫 区域の面積 (㎡)	人家 戸数	備考
58	485-II-028	太田川	敷地川	大平沢1	大平	6,040	1	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
59	485-II-029	太田川	敷地川	竹沢東ノ谷沢	大平	5,538	2	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
60	485-II-030	太田川	敷地川	大平沢2	大平	2,026	1	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
61	485-II-031	太田川	敷地川	大平沢3	大平	3,677	2	H27.3.31土砂災害(特別)警戒区域指定
62	485-II-032	太田川	敷地川	大平南沢	大平	14,554	2	
63	485-II-033	太田川	敷地川	松原沢	敷地	4,978	2	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
64	485-II-034	太田川	敷地川	敷地中沢	敷地	4,873	3	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
65	485-II-035	太田川	敷地川	西ノ谷北沢	敷地	8,052	2	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
66	485-II-036	太田川	敷地川	仲明沢	敷地	9,273	1	H25.3.22土砂災害警戒区域指定
67	485-II-037	太田川	敷地川	大当所沢1	大当所	10,541	2	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
68	485-II-038	太田川	敷地川	グミヶ谷	大当所	13,423	4	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
69	485-II-039	太田川	敷地川	大当所沢2	大当所	9,420	1	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
70	485-II-040	太田川	敷地川	社山沢1	社山	9,657	2	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定
71	485-II-041	太田川	敷地川	社山沢2	社山	8,815	1	H25.3.22土砂災害(特別)警戒区域指定

4 土石流危険溪流に準ずる溪流Ⅲ

No.	溪流番号	水系名	河川名	溪流名	所在地	土石流氾濫 区域の面積 (㎡)	人家 戸数	備考
1	211-Ⅲ-001	天竜川	天竜川	匂坂中沢	匂坂中	—	0	H22.3.30土砂災害(特別)警戒区域指定
2	211-Ⅲ-002	太田川	敷地川	向笠竹之内沢	向笠竹之内	—	0	H23.3.18土砂災害警戒区域指定
3	211-Ⅲ-003	太田川	太田川	三ヶ野沢	三ヶ野	—	0	H23.3.18土砂災害(特別)警戒区域指定
4	485-Ⅲ-001	天竜川	一雲済川	上神増沢1	上神増	—	0	H25.3.22土砂災害警戒区域指定

資料203-1 水防上注意を要する水門等一覧表

(静岡県水防計画書)

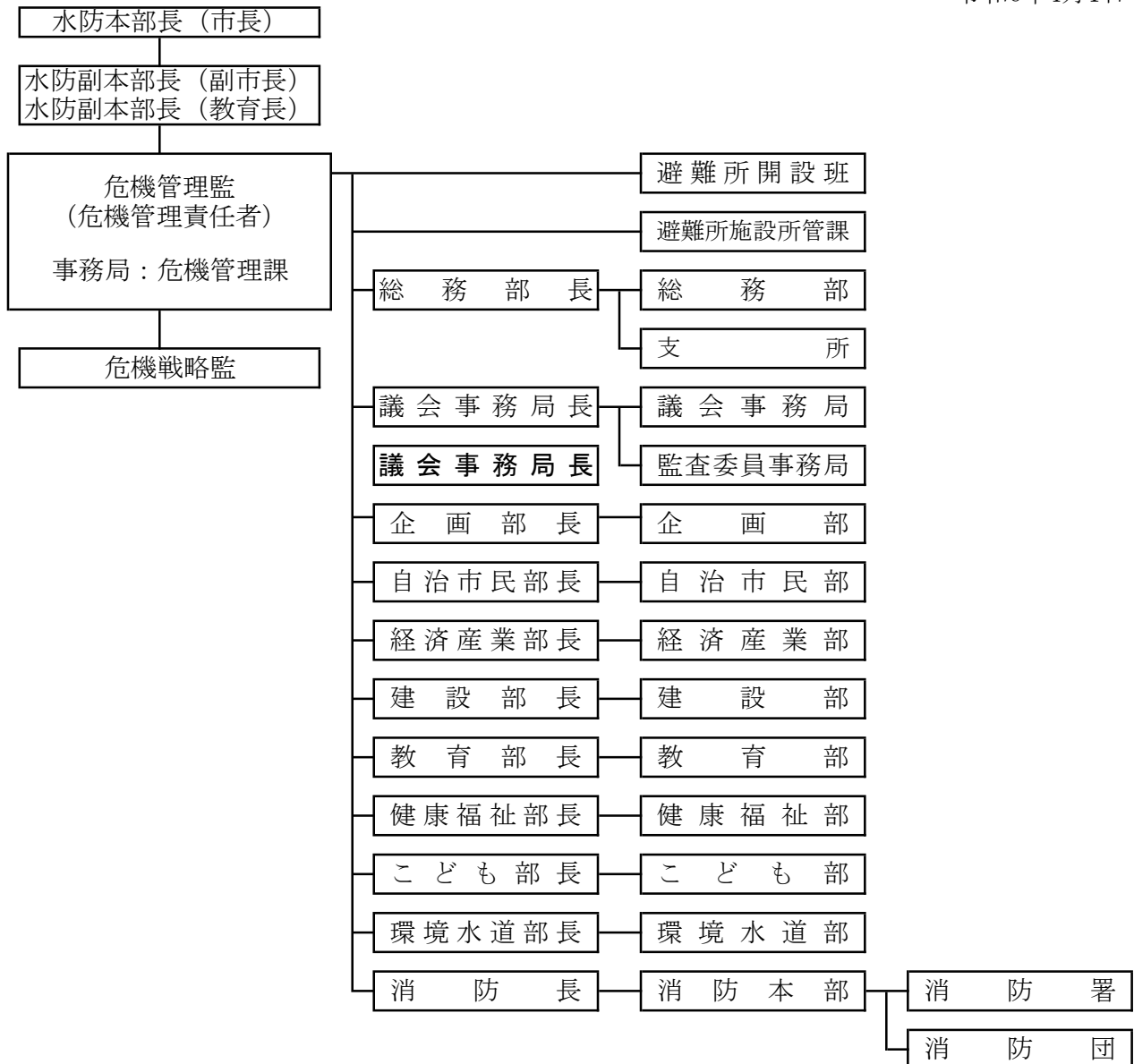
No.	河川名	水門等の名称	位置	形状				種別	施設管理者
				L	H	W	連		
1	天竜川	池田樋管	東名	3.0	3.0		1	ローラー	国土交通省
2	天竜川	匂坂陸閘	匂坂中	17.2	1.61			鋼製横引	国土交通省
3	小藪川	向笠新屋 北樋門	向笠新屋		1.60	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
4	一雲済川	樋門	寺谷		1.05	1.05	1	鋼製両開 手動	磐田市
5	太田川	明ヶ島樋門	明ヶ島		2.00	2.25	2	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
6	太田川	岩井樋門	岩井		1.75	1.75	1	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
7	今ノ浦川	川尻樋門	今之浦 五丁目		1.50	1.50	1	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
8	今ノ浦川	中大原樋門	大原		1.50	2.50	1	鋼鉄両開 手動	磐田市
9	小藪川	向笠新屋 南樋門	向笠新屋		1.50	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
10	磐田久保川	大池水門	二之宮		2.50	2.60	3	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
11	敷地川	笠梅樋門	笠梅		2.40	2.30	1	スルースゲート 電動・スピンドル式	磐田市
12	太田川	塩溜小島排水 右岸	福田		1.50	4.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
13	太田川	江川外新田 右岸	福田		1.60	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
14	仿僧川	福田排水機場 自然排水樋門	福田		1.50	2.00	1	鋼製スルース 手動	磐田市
15	仿僧川	中島橋南西側	福田		1.50	1.50	1	木製スルース 手動	磐田市
16	仿僧川	村前樋門	福田		1.50	2.50	2	鋼製スルース 電動	磐田市
17	仿僧川	西部幹線排水路	福田		1.70	2.40	2	鋼製スルース 手動	磐田市
18	仿僧川	南田伊兵衛新田ポンプ 場自然排水樋門	福田		1.50	1.10	1	鋼製スルース 手動	磐田市
19	仿僧川	はまぼう橋南 側西	福田		1.50	1.10	1	鋼製スルース 手動	磐田市
20	仿僧川	西橋南東側	福田		1.40	0.80	1	鋼製スルース 手動	磐田市
21	仿僧川	西橋南西側	福田		1.70	1.60	1	木製スルース 手動	磐田市
22	仿僧川	仿僧川水門	福田		6.18	20.5	7	ローラーゲート 電動、ワイヤー式	静岡県
23	竜洋海岸 竜洋地区排水路	竜洋水門	駒場		5.00	10.0	1	ローラーゲート 電動、ワイヤー式	静岡県

災害時等の配備体制とその基準

配備レベル	配備体制	配備要員	配備基準		
			一般災害・風水害	地震・津波災害	原子力災害
レベル 1	情報収集体制	危機管理課 支所市民生活課 経済産業部 建設部 消防本部 広報広聴CP課 指名された当番職員	1 市が設置した雨量計又は水位観測装置が基準数値に達したとき 2 磐田市に大雨、洪水、暴風又は高潮の各警報が発表されたとき 3 排水機場、排水ポンプ場の運転や道路規制が必要となったとき（経済産業部、建設部、支所） 4 その他の状況により、危機管理課長の指示があったとき		1 浜岡原子力発電所に異常が発生し、情報収集体制をとったとき
レベル 2	事前配備体制	上記関係課 本部員（一部職員） 各部局の班編成に基づく職員	1 河川水位が氾濫注意水位に達し、今後も上昇が予測されるとき 2 大雨警報（土砂災害）が発表され、多量の降雨が予想されるとき 3 台風による被害の発生のおそれがあり、高齢者等避難の発令を判断したとき 4 配備要員の増強を必要と判断したとき（企画部、自治市民部、健康福祉部、こども部、環境水道部、教育部の当番） 5 その他の状況により、危機管理課長の指示があったとき	1 津波注意報が静岡県に発表されたとき（危機管理課、福田支所、竜洋支所、広報広聴・シティプロモーション課、消防本部） 2 市内で震度4の地震を観測したとき（危機管理課、支所、広報広聴・シティプロモーション課、消防本部） 3 県内で震度5強以上の地震を観測したとき（危機管理課） 4 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1 浜岡原子力発電所が警戒事態を判断するEALの段階になったとき
レベル 3	災害警戒本部体制（災害対策準備室）	上記関係課 本部員（一部職員） 各部局の班編成に基づく職員	1 河川水位が避難判断水位に達し、今後も上昇が予測されるとき 2 市内に土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 市内で災害の発生のおそれがあり、危機管理監の指示があったとき 4 広域的な自然災害により、社会的影響が大きいと予測されるとき 5 危機管理監の判断により、危機管理連絡会議を開催するとき	1 津波警報が静岡県に発表されたとき 2 市内で震度5弱の地震を観測したとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1 浜岡原子力発電所が施設敷地緊急事態を判断するEALの段階になったとき
レベル 4	災害対策本部体制Ⅰ	上記関係課 本部員（全職員） 各部局の班編成に基づく職員	1 河川水位が氾濫危険水位に達し、今後も上昇が予測されるとき 2 磐田市に特別警報（大津波警報、緊急地震速報を除く。）が発表されたとき 3 現に被害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認めるとき 4 大規模な火災、爆発又は多数の死傷者等を伴う列車、航空機、船舶及び車両等の事故が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われるとき	1 大津波警報が静岡県に発表されたとき 2 現に被害が発生し、その拡大のおそれがあると市長が認めるとき 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	
レベル 5	災害対策本部体制Ⅱ	全職員	1 現に市全域に大災害が発生し、又は発生するおそれがあると予想され、その対策が必要と市長が認めるとき	1 市内で震度5強以上の地震を観測したとき	1 浜岡原子力発電所が全面緊急事態を判断するEALの段階になったとき

資料302-1 磐田市水防本部編成図

令和6年4月1日



- ※ 災害の状況により実情に応じた体制とすることができる。
- ※ 避難所開設班、避難所施設所管課の対応は、避難所を開設する場合とする。
- ※ 教育部（学校教育課）、こども部（幼稚園保育園課）については、園児の通園、児童・生徒の登下校にかかわる場合についてのみ該当とする。

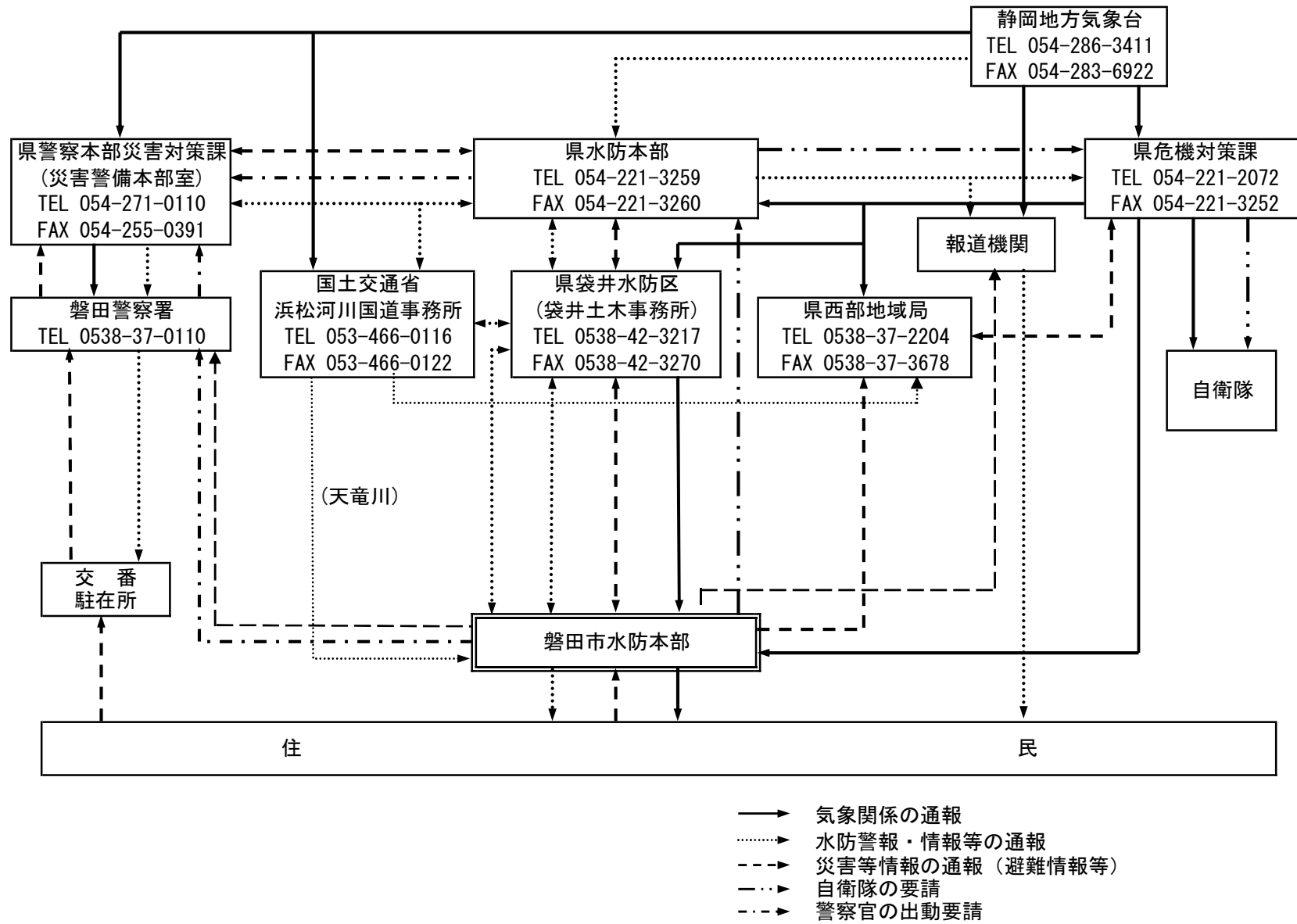
資料 302-2 磐田市水防本部における事務分掌

令和6年4月1日

所 管	事 務 分 掌
危機管理課 総務部 議会事務局 監査委員事務局	1 気象情報等災害情報の収集に関する事 2 水防本部の総括に関する事 3 職員の非常招集に関する事 4 職員の動員、配置に関する事 5 情報収集、被害状況の把握に関する事 6 支所、県及び防災関係機関との連絡調整に関する事
支所	1 危機管理課との連絡調整に関する事 2 災害広報に関する事 3 気象情報等災害情報の収集に関する事 4 消防署分遣所、消防団方面隊との連絡調整に関する事 5 支所管内防災関係機関との連絡調整に関する事 6 支所管内の被害状況の把握に関する事
避難所開設班	避難所の開設及び避難者の受入れに関する事
避難所施設所管課	1 避難所の開設に関する事。(所管施設) 2 避難所施設の指定管理者との連絡調整に関する事
企画部	1 災害広報に関する事 2 報道機関との連絡調整に関する事
自治市民部	自主防災会等との連絡調整に関する事
経済産業部	農地のたん水排除に関する事
建設部	1 道路及び橋梁の状況把握に関する事 2 河川及び都市下水路の状況把握に関する事 3 水防活動の準備に関する事 4 たん水排除に関する事 5 急傾斜地等の状況把握に関する事
教育部	1 避難所の施設管理者との連絡調整に関する事 2 児童・生徒の登・下校に関する事
健康福祉部	1 医療救護活動のための設備の点検等に関する事 2 要配慮者支援班の設置に関する事
こども部	園児の登園及び帰宅に関する事
環境水道部	1 上下水道施設の状況把握に関する事 2 産業部、建設部への応援協力に関する事
消防本部	1 災害対策に関する事 2 消防団の招集等に関する事

備考 1 避難所の開設については危機管理課から別に指示し、避難所開設班、避難所施設所管課はその指示に基づいて参集配備するものとする。

2 各部・課においては、活動内容に応じた人員体制によることができる。



資料401-2 水防関係機関の電話一覧表

(静岡県水防計画書・本市関係分)

機 関 名	電話番号	所 在 地	備 考
国土交通省浜松河川国道事務所	053-466-0116	浜松市中区名塚町 266	
静岡地方气象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金二丁目 1-5	
陸上自衛隊第 34 普通科連隊	0550-89-1310	御殿場市板妻 40-1	
静岡県西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付 3599-4	
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3217	袋井市山名町 2-1	
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言 2533-4	
袋井市役所（危機管理課）	0538-86-3701	袋井市国本 2907	
掛川市役所（危機管理課）	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目 1-1	
森町役場（建設課）	0538-85-6325	周智郡森町森 2101-1	

資料401-3 静岡県防災行政無線局一覧表

(静岡県水防計画書・本市関係分)

局 名	局種別	設置（常置）場所		無線電話 番号等
ぼうさいちゆうえんそうごうちょうしゃ 防災中遠総合庁舎	固定局 地球局	静岡県中遠総合庁舎 西部方面本部	磐田市見付 3599-4	107-6600 ～6604
しずおかけんせいぶ きき 静岡県西部危機 かんりきょく 管理局315～318	陸上移動局 （車載型）	〃	〃	
しずおかけんせいぶ きき 静岡県西部危機 かんりきょく 管理局645～657	陸上移動局 （携帯型）	〃	〃	
しずおかけんせいぶ きき 静岡県西部危機 かんりきょく 管理局913	陸上移動局 （半固定型）	〃	〃	
しずおかけんぼうたいせいぶ 静岡県防対西部	基地局	〃	〃	防災相互
ぼうさいふくろい どぼく 防災袋井土木	固定局 地球局	静岡県袋井土木事務所	袋井市山名町 2-1	111-6020
ぼうさいいわ た し 防災磐田市	固定局 地球局	磐田市役所	磐田市国府台 3-1	262-9001
ぼうさいちゆうとうえんしょうぼう 防災中東遠消防	固定局 地球局	中東遠 消防指令センター	磐田市福田 400	178-6010

注 無線電話使用方法

- ・地上回線を使用の際は、局番の前に「5」をつける。
- ・衛星回線を使用の際は、局番の前に「8」をつける。
- ・262-9001 は、県が災害対策本を設置した際にホットライン電話となるため使用できない場合がある。

資料 401-4 磐田市防災行政無線局一覧表

1 磐田市防災行政無線（同報系）

地区	種別	出力	台数	備考
市内	親局	5.0W	1	こうほういわた（デジタル）
	中継局	1.0W/2.0W	1	しきじちゅうけい（デジタル）
	同報無線接続装置	—	1	中東遠消防指令センター（デジタル）
	遠隔制御装置	—	1	アナログ用
	再送信子局	0.1W~1.0W	5	竜洋地区1、豊岡地区4
	屋外子局	0.01W~2.0W	321	アンサーバック付
	親局	0.1W	1	こういわたふくで（アナログ）
		0.5W	1	こういわたりゅうよう（アナログ）
1.0W		1	こういわたとよだ（アナログ）	
10.0W		1	こういわたとよおか（アナログ）	

2 磐田市地域防災無線

地区	種別	出力	台数	備考
市内	基地局	5.0W	1	
	中継局	3.0W	1	
	移動局	5.0W	310	
		2.0W	218	

3 防災相互通信無線（158.35MHz）

地区	種別	出力	台数	備考
市内	基地局	10.0W	1	磐田防対
	移動局	5.0W	1	豊田防対
		10.0W	1	

4 防災相互通信無線（466.775MHz）

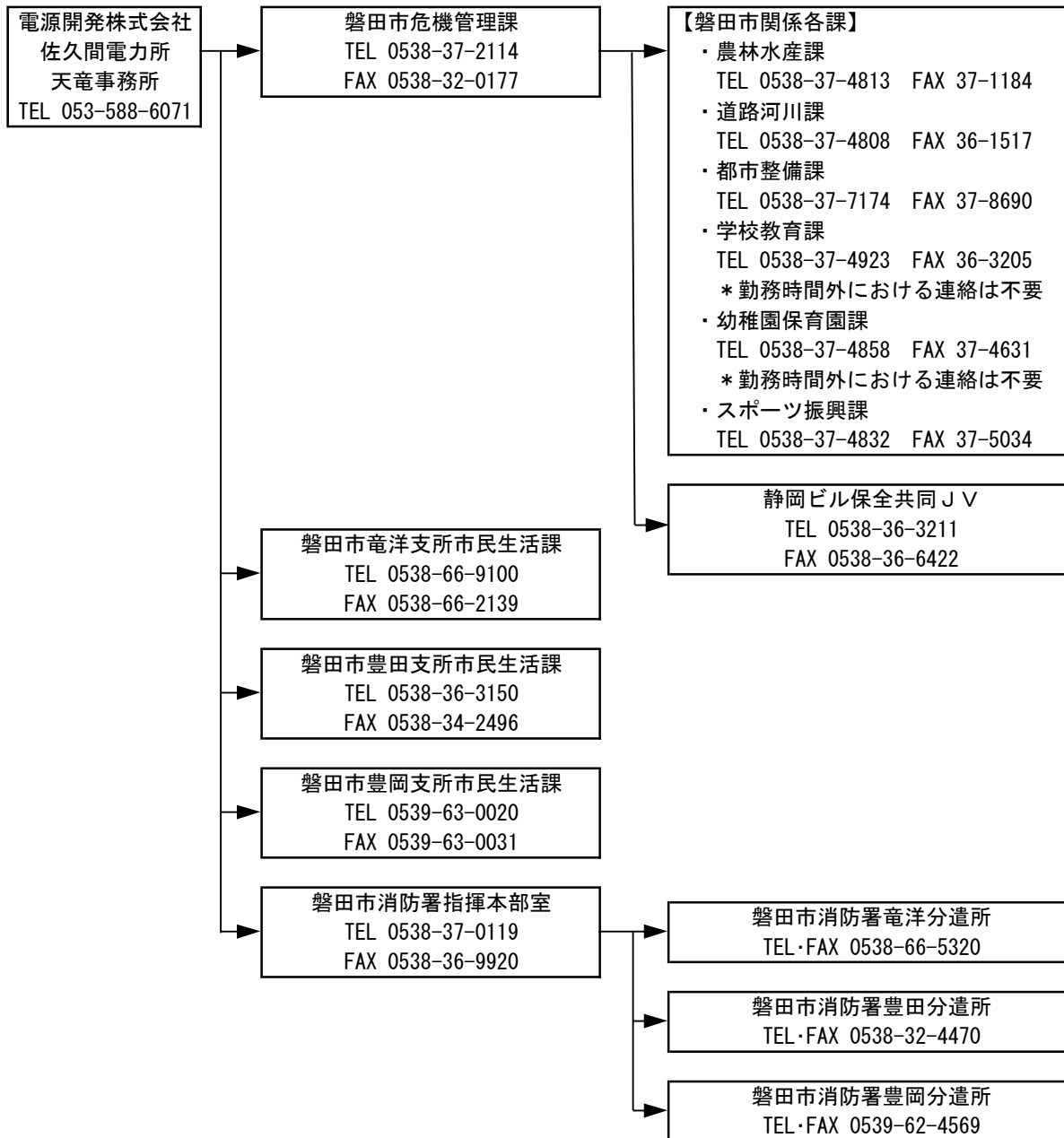
地区	種別	出力	台数	備考
磐田	移動局	10.0W	1	

資料 401-5 磐田市消防無線局一覧表

種 別	出力	台数	活動波		主 運 用 波	統制波			署 活 動 波	備 考	
			1	5		1	2	3			
固 定 局	しょうぼう ちゅうとうえん しらいセンター	50mW	1	○	○	○	○	○	○	磐田市福田 400 磐田市福田支所内	
	しょうぼう おがさやま	50mW	2	○	○	○	○	○	○	掛川市山崎清ヶ谷 5914-1	
		100mW	1								
しょうぼう いわたしきた	50mW	1	○	○	○	○	○	○	磐田市藤上原 133-17 上水道高区配水場内		
基 地 局	おがさやま きちきよく	5.0W	1	○	○	○	○	○	○	掛川市山崎清ヶ谷 5914-1	
	いわたし きたきちきよく	5.0W	1	○	○	○	○	○	○	磐田市藤上原 133-17 上水道高区配水場内	
移 動 局	消 防 本 部	車載無線	10.0W	34	○	○	○	○	○	○	
		卓上型	5.0W	3	○	○	○	○	○	○	
		可搬型	5.0W	3	○	○	○	○	○	○	
		携帯無線	5.0W	27	○	○	○	○	○	○	
	1.0W		68							○	
	消 防 団	車載無線	10.0W	58	○	○	○	○	○	○	
携帯無線		5.0W	10	○	○	○	○	○	○		

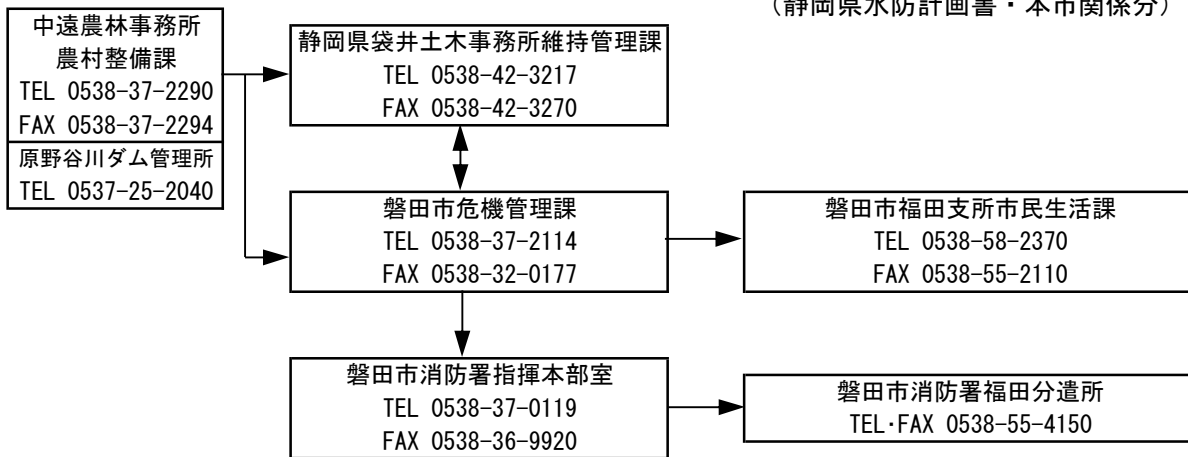
資料402-1 天竜川船明ダム放流連絡系統図

(静岡県水防計画書・本市関係分)



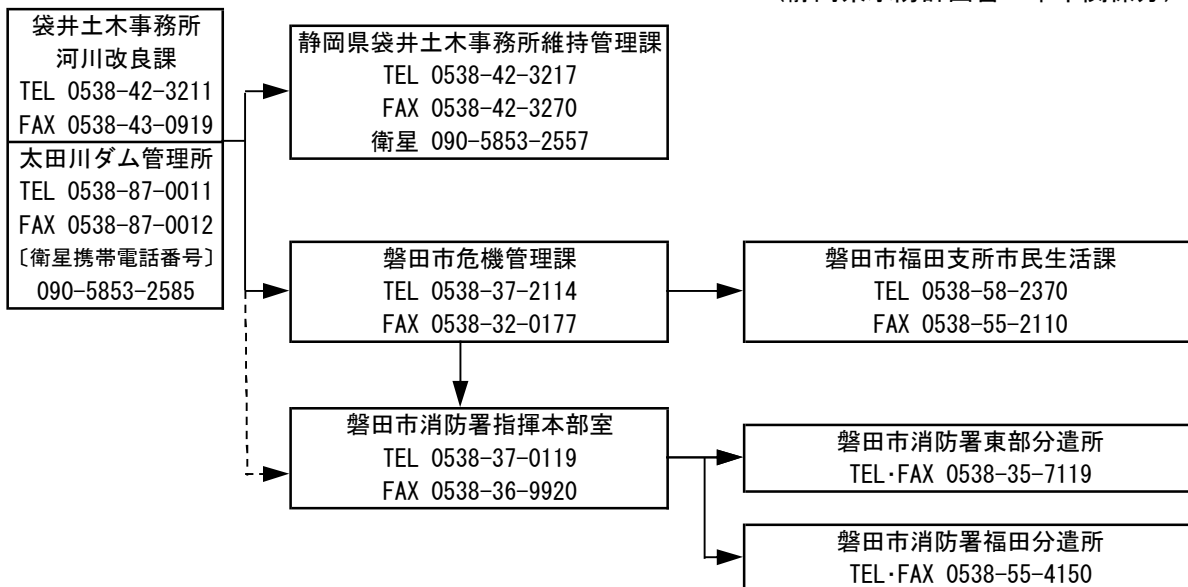
資料402-2 原野谷川農地防災ダム放流連絡系統図

(静岡県水防計画書・本市関係分)



資料402-3 太田川ダム放流連絡系統図

(静岡県水防計画書・本市関係分)



資料 501-1 気象注意報、警報等の種類とその発表基準

1. 警報・注意報発表基準

令和5年6月8日現在
発表官署 静岡地方気象台

磐田市	府県予報区	静岡県			
	一次細分区域	西部			
	市町村等をまとめた地域	遠州南			
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	20	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	137	
	洪水	流域雨量指数基準	一雲済川流域=7.8, 仿僧川流域=20.8, 今ノ浦川流域=8.9		
		複合基準*1	一雲済川流域=(11, 7.8), 今ノ浦川流域=(11, 6.8), 太田川流域=(11, 37.8)		
		指定河川洪水予報による基準	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]		
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	平地 12時間降雪の深さ 10cm 山地 12時間降雪の深さ 20cm		
	波浪	有義波高	6.0m		
高潮	潮位	1.5m			
注意報	大雨	表面雨量指数基準	14		
		土壌雨量指数基準	80		
		流域雨量指数基準	一雲済川流域=6.2, 仿僧川流域=16.6, 今ノ浦川流域=7.1		
		複合基準*1	一雲済川流域=(11, 6.2), 仿僧川流域=(7, 16.6), 今ノ浦川流域=(7, 6.1), 太田川流域=(11, 34)		
		指定河川洪水予報による基準	天竜川下流 [鹿島・中ノ町], 太田川水系 太田川・原野谷川 [天方・新貝・山名]		
	強風	平均風速	陸上	12m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	12m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	1.1m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 50%				
なだれ	1. 降雪の深さが 30 cm以上あった場合 2. 積雪が 40 cm以上あって最高気温が 15℃以上の場合				
低温	冬期：最低気温-4℃以下				
霜	早霜・晩霜期に最低気温 4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷（雪）が予想される場合				
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	110mm			

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

2. 気象等に関する特別警報の発表基準

(気象庁資料)

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 過去の災害事例に照らして、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などに関する客観的な指標を設け、これらの実況および予想に基づいて発表を判断をします。

○雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧

(気象庁資料)

令和4年3月24日現在

注1) R48: 48時間降水量(mm)、R03: 3時間降水量(mm)、SWI: 土壌雨量指数(Soil Water Index)。

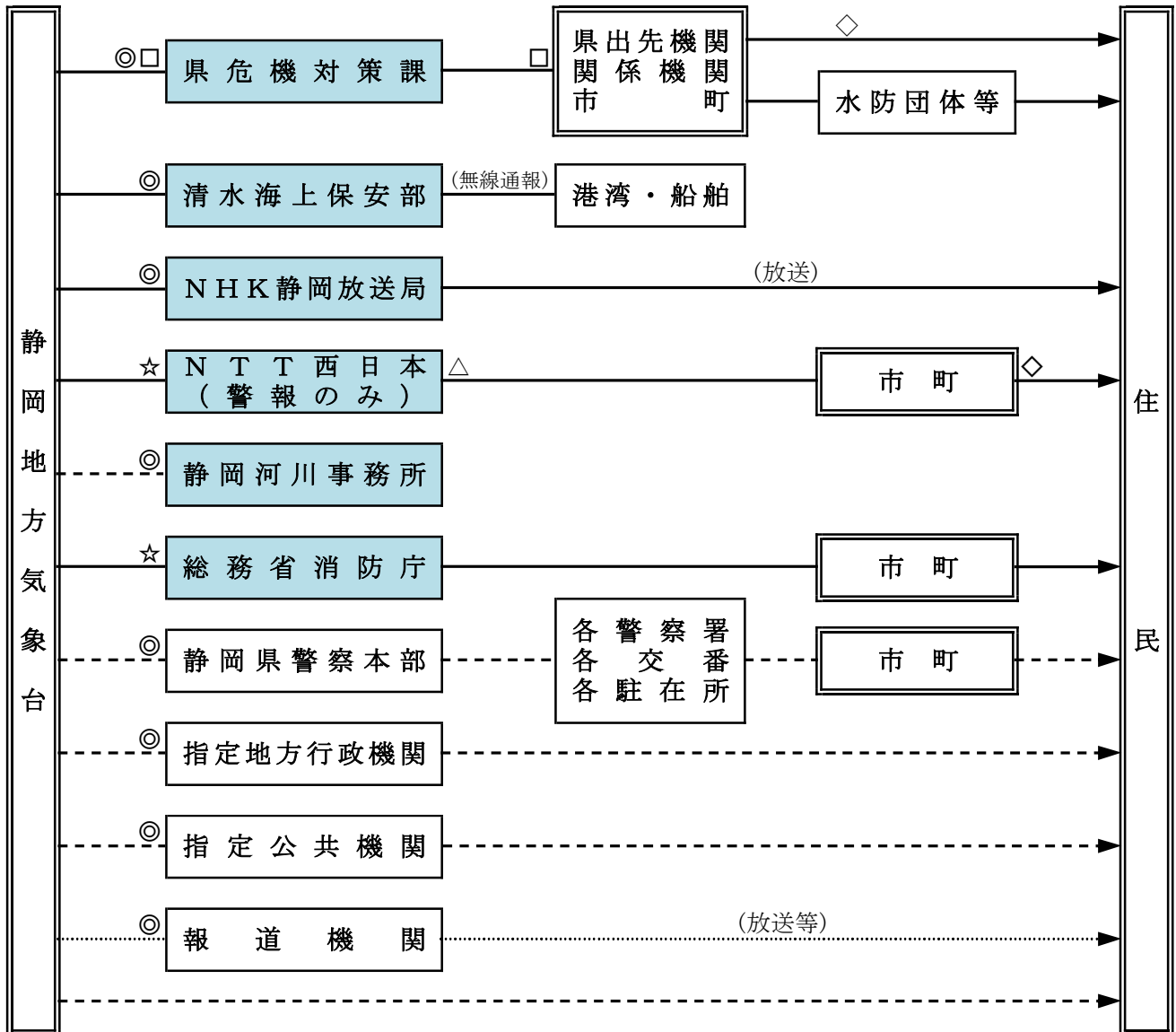
注2) 「50年に一度の値」とは、再現期間50年の確率値のこと。R48、R03、SWIいずれも各市町村にかかると5km格子の値の平均をとったもの。

注3) 大雨特別警報は、50年に一度の値となった5km格子がまとまって出現した際に発表する。(ただし、R03は150mm以上となった格子をカウント対象とする。)個々の市町村で50年に一度の値以上となった5km格子が出現することのみで発表するわけではないことに留意。

地域					50年に一度の値		
都道府県	府県予報区	一次細分区域	市町村等をまとめた区域	二次細分区域	R48	R03	SWI
静岡県	静岡県	西部	遠州南	磐田市	372	164	244

資料501-2 気象等の注意報及び警報伝達系統図（津波注意報・警報は除く）

（静岡県水防計画書）



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統
- - - - 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により気象官署から警報事項を通知する機関

- ◎：専用線又は防災情報提供システム
- △：加入電話・FAX
- ☆：オンライン
- ：県防災行政無線
- ◇：市町同報系防災行政無線

【気象庁資料を一部修正】

1. 津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分（日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震については約2分）を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を、津波予報区単位で発表します。

この時、予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表します。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報・注意報を発表します。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して、非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

[津波警報・注意報の種類]

種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動
		数値での発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の場合の発表	
大津波警報*	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
		10m (5m<予想高さ≤10m)		
		5m (3m<予想高さ≤5m)		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波による流れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかがが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。

* 大津波警報は、特別警報に位置づけられています。

2. 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

[津波情報の種類]

種 類	内 容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻*や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類を表に記載）を発表します。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報（*1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報（*2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

（*1） 津波観測に関する情報の発表内容について

沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表します。

津波は繰り返し襲い、あとから来る波の方が高くなることもあるため、観測された津波が小さいからといって避難を止めてしまうと危険です。そのため、最大波の観測値については、大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

○沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	1 m超	数値で発表
	1 m以下	「観測中」と発表
津波警報を發表中	0.2m以上	数値で発表
	0.2m未満	「観測中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現。）

（*2） 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表します。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値*（第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ）を津波予報区単位で発表します。

最大波の観測値及び推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しません。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」（沖合での観測値）または「推定中」（沿岸での推定値）の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

○沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値*）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内 容
大津波警報を發表中	3 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	3 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を發表中	1 m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	1 m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を發表中	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

* 沿岸からの距離が 100 km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しません。また、最大波の観測値については、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝えます。

3. 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。（津波が予想されないときは、津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。）

発表される場合	内 容
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

4. 津波・地震（地震動）に関する特別警報の発表基準

津波、地震については、従来からの警報のうち、危険度が非常に高いレベルのものを特別警報に位置づけています。

具体的には、津波については「大津波警報」、地震については「緊急地震速報」（震度 6 弱以上を予想したもの）を特別警報に位置づけています（下表を参照）。

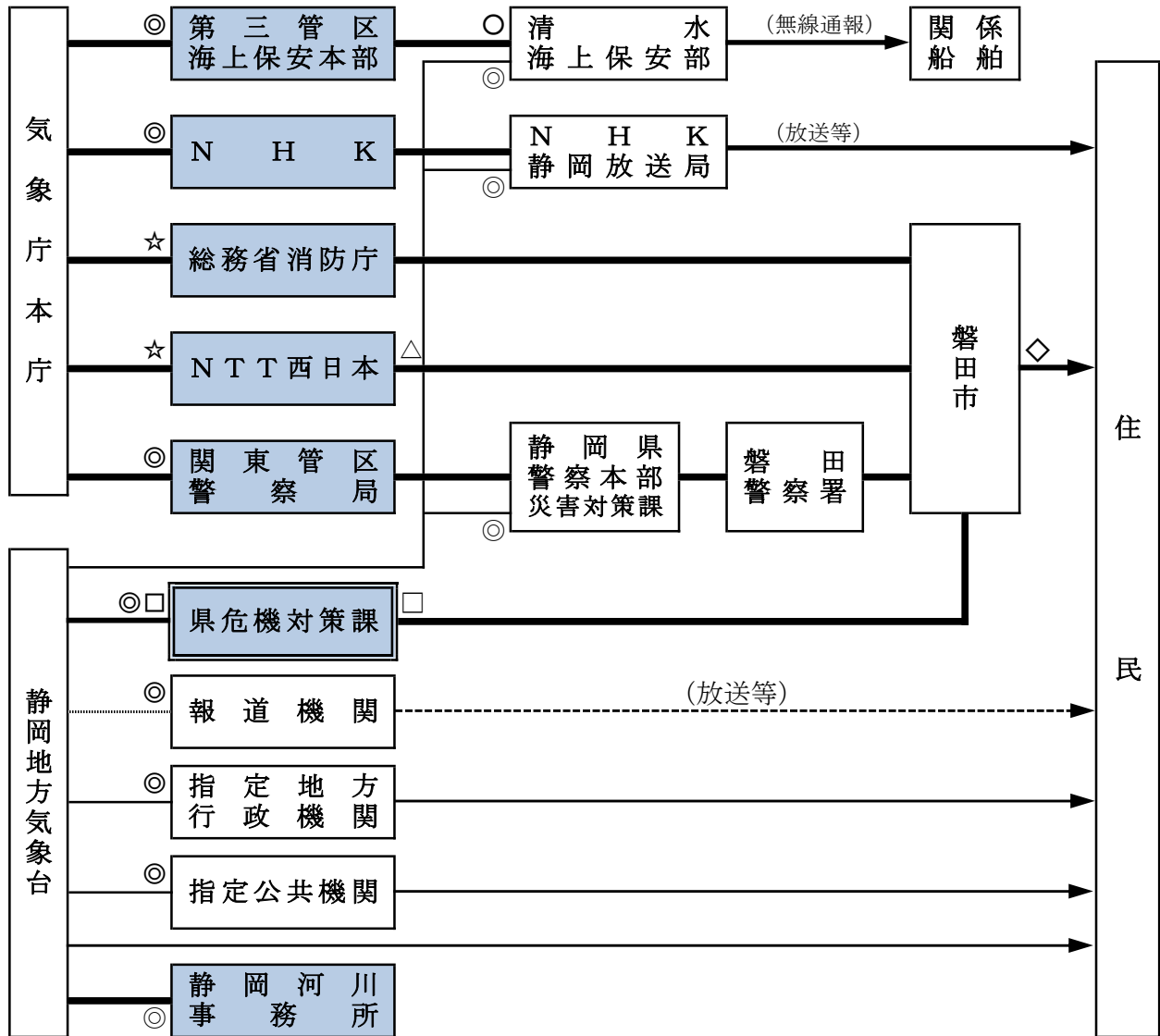
これらの特別警報は、名称に「特別警報」は用いず、従来どおりの名称で発表します。例えば、大津波警報が発表された時は、それが津波に関する特別警報が発表されたという意味です。

これらの特別警報を見聞きした場合は、これまでと同様に、津波であれば直ちに避難する、地震であれば揺れから身を守るなど、命を守る行動をとってください。

現象の種類	基 準
津波	高いところで 3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度 6 弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報（震度 6 弱以上）を特別警報に位置づける)

資料502-2 津波警報等の伝達系統図

(静岡県水防計画書)



- 法令（気象業務法等）による通知系統
- 法令（気象業務法等）による公衆への周知依頼及び周知系統
- 地域防災計画、行政協定による伝達系統
- 法令により気象官署から警報事項を通知する機関

- ◎：専用線又は防災情報提供システム
- ：専用電話・FAX
- △：加入電話・FAX
- ☆：オンライン
- ：県防災行政無線
- ◇：市防災行政無線

資料 502-3 津波注意報及び警報標識

○予報警報標識規則（昭和 51 年 11 月 16 日気象庁告示第 3 号）

（通則）

第 1 条 次に掲げる予報及び警報に関する標識の取扱いについては、この規則の定めるところによる。

- (1) 津波注意報標識
- (2) 津波警報標識
- (3) 大津波警報標識（津波特別警報についての警報事項を発表し、又は伝達するための標識をいう。以下同じ。）

第 2 条 前条の標識の鳴鐘及び吹鳴は、予報若しくは警報が行われたとき、又はこれらが切り替えられ、若しくは解除されたときに直ちに行うものとする。

（津波注意報標識）

第 3 条 津波注意報標識は、別表第 1 のとおりとする。

（津波警報標識及び大津波警報標識）

第 4 条 津波警報標識及び大津波警報標識は、別表第 2 のとおりとする。

前 文（抄）（昭和 63 年 3 月 2 日気象庁告示第 2 号）

昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

前 文（抄）（平成 25 年 8 月 26 日気象庁告示第 6 号）

平成 25 年 8 月 30 日から適用する。

別表第 1（第 3 条関係）

津 波 注 意 報 標 識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約 10 秒)
津波注意報、津波警報及び大津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約 10 秒) (約 1 分)

（注） 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

別表第 2（第 4 条関係）

津波警報標識及び大津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘 音	サイレン音
津波警報標識	(2点) 	(約 5 秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約 3 秒)

（注） 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

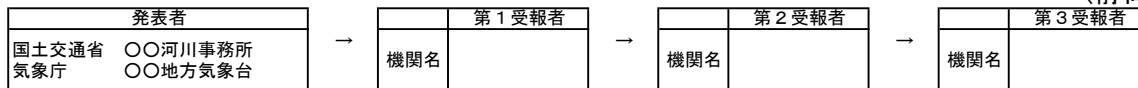
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000



正規

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川^{がわ}では、今後、 氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所(△△市△△)では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川^{がわ}の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日04時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日05時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日06時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

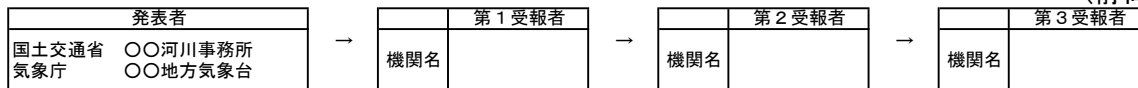
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000



正規

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇河川事務所・〇〇地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 〇〇川^{がわ}では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の△△水位観測所(△△市△△)では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川^{がわ}の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

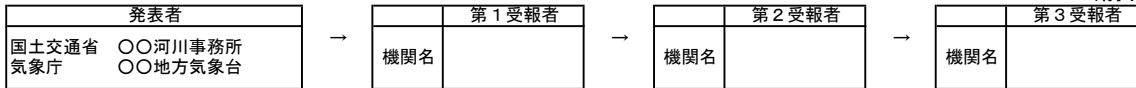
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000



正規

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分
かせんじむしょ ちほう きしやうだい
〇〇河川事務所・〇〇地方气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】〇〇川^{がわ}では、(堤防決壊による)氾濫が発生

(主 文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市●●地区(△△岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。

直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に50ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
	00日04時00分の予測	XXX.X				
	00日05時00分の予測	XXX.X				
	00日06時00分の予測	XXX.X				

予測時間が長くなるほど不確実性が高まります。予測水位の値は今後変わることもあるため、今後も最新の発表をご確認ください。
水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

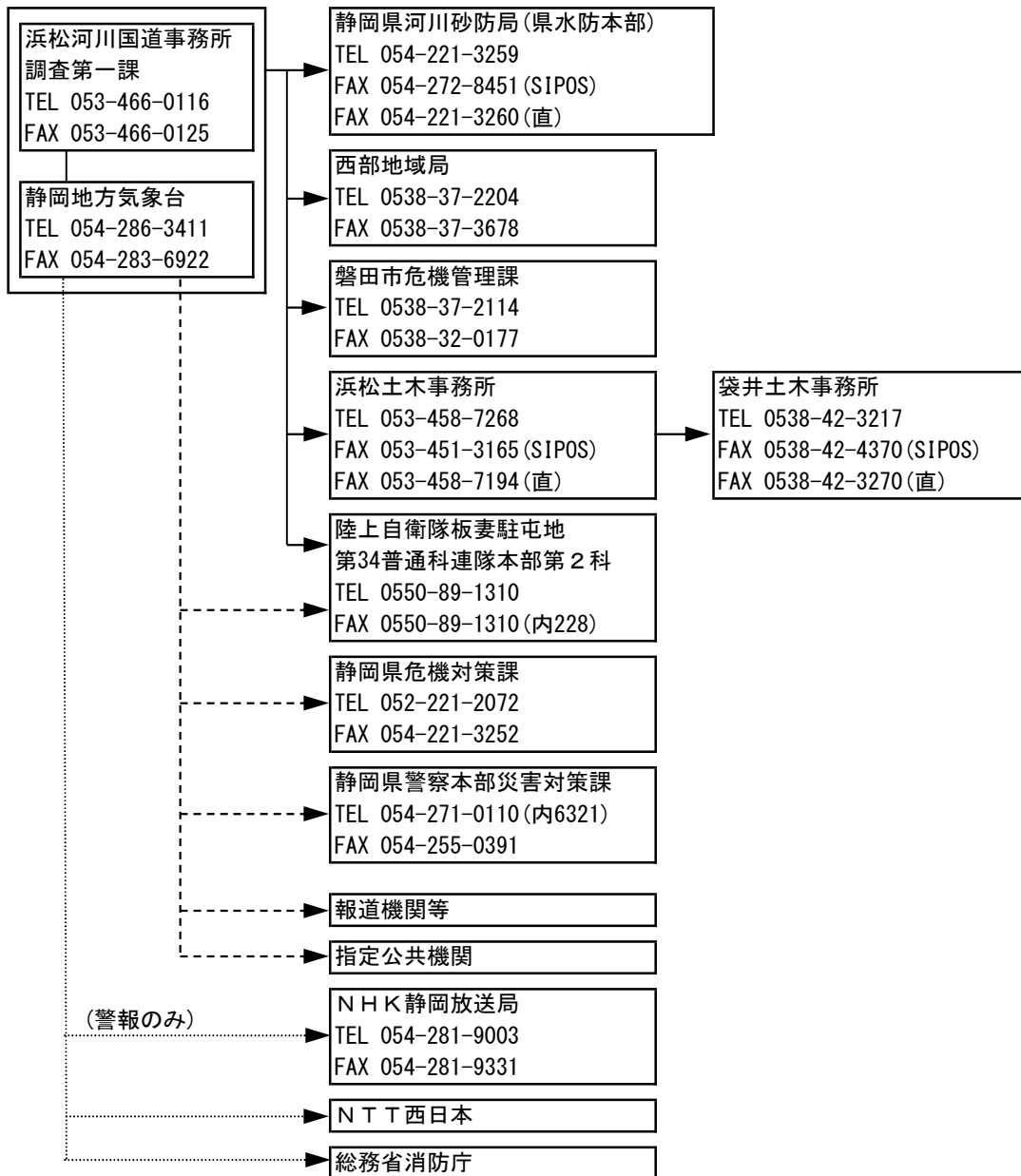
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 〇〇地方気象台 電話：000-000-0000

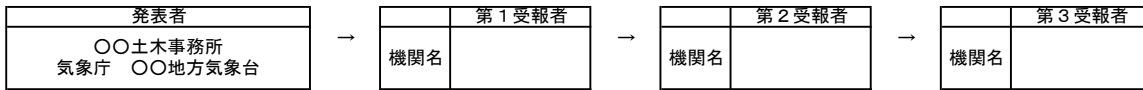
資料601-2 天竜川下流洪水予報連絡系統図

(静岡県水防計画書・本市関係分)



(警報のみ)

凡	例
——	FAX
-----	専用線又は防災情報提供システム
.....	オンライン



例

〇〇川^{がわ}氾濫注意情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水注意報(発表)
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル2相当情報 [洪水]】 〇〇川^{がわ}では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル2相当】 〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意してください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分~00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇 〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■		
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△ △)	00日00時00分の状況	XXX.X	■■■■■	■■■■■	
00日00時30分の予測		XXX.X	■■■■■	■■■■■		
00日01時00分の予測		XXX.X	■■■■■	■■■■■		
00日01時30分の予測		XXX.X	■■■■■	■■■■■		
00日02時00分の予測		XXX.X	■■■■■	■■■■■		
00日02時30分の予測		XXX.X	■■■■■	■■■■■		
00日03時00分の予測		XXX.X	■■■■■	■■■■■		
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□ □)		00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■		

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇〇〇〇〇〇地区、	△△△県△△△市〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇〇〇区、 △△△県△△△市〇〇〇〇〇〇区、 △△△県□□□市〇〇×地区、 △△△県□□□市〇〇〇×地区、 △△△県□□□市〇〇〇〇×地区、 △△△県□□□市〇〇〇〇〇×地区、 △△△県□□□市〇〇〇〇〇〇×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇〇地区、 ××県×市〇〇〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

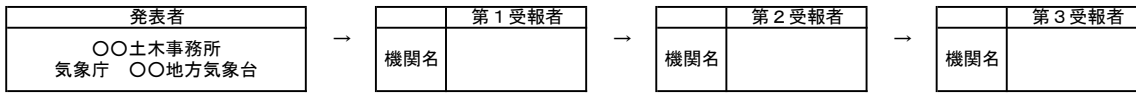
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411



例

〇〇川^{がわ}氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警戒情報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報 [洪水]】〇〇川^{がわ}では、今後、 氾濫危険水位に到達する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】これは、高齢者等避難の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、〇〇日〇〇時頃に、「氾濫危険水位」に到達する見込みで、今後、避難指示の発令の目安である警戒レベル4相当となる可能性があります。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市、〇〇市、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
この雨は今後一層強まるでしょう。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川^{がわ}の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■			
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■			
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■			
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■			
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■			

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

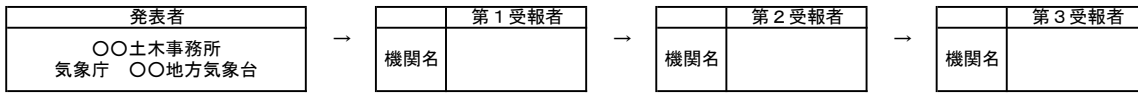
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411



例

〇〇川^{がわ}氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇分
〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル4相当情報 [洪水]】 〇〇川^{がわ}では、氾濫危険水位に到達し、
氾濫のおそれあり

(主 文)

【警戒レベル4相当】これは、避難指示の発令の目安です。〇〇川^{がわ}の〇〇水位観測所（〇〇市〇〇）では、「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇川^{がわ}では堤防決壊等による氾濫のおそれがあり、〇〇市^し、〇〇市^し、〇〇町^{まち}では浸水するおそれがあります。直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川^{がわ}の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X↑	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日00時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日01時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日02時30分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■
	00日03時00分の予測	XXX.X	■■■■■	■■■■■	■■■■■	■■■■■

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

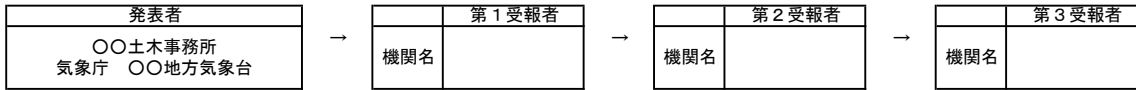
「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411



例

〇〇川^{がわ}氾濫発生情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
〇〇土木事務所・静岡地方気象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル5相当情報 [洪水]】〇〇川^{がわ}では、(堤防決壊による)氾濫が発生中

(主 文)

【警戒レベル5相当】災害が発生しています。〇〇川^{がわ}では、●●市●●地区(△△岸)付近より氾濫しています。

市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

氾濫による浸水が想定される地区※	
△△県△△市	〇区、〇〇区、〇〇〇区、□区
△△県□□市	〇×地区、〇〇×地区、〇〇〇×地区、□×地区、□□×地区

※ 氾濫による浸水が想定される地区については、一定の条件下に基づく計算結果での推定です。
気象条件や堤防の決壊の状況によっては、この地区以外でも氾濫による浸水がおこる可能性があります。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量	00日00時00分～00日00時00分までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇〇 水位観測所 (〇〇県〇〇市〇〇)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
△△△ 水位観測所 (〇〇県△△市△△)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				
□□□ 水位観測所 (〇〇県□□市□□)	00日00時00分の状況	XXX.X↑				
	00日00時30分の予測	XXX.X				
	00日01時00分の予測	XXX.X				
	00日01時30分の予測	XXX.X				
	00日02時00分の予測	XXX.X				
	00日02時30分の予測	XXX.X				
	00日03時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位:水位(m))

観測所名	〇〇〇水位観測所	△△△水位観測所	□□□水位観測所
	〇〇県〇〇市〇〇	〇〇県△△市△△	〇〇県□□市□□
レベル4 氾濫危険水位*	144.9	48.6	23.1
レベル3 避難判断水位*	144.6	48.0	21.5
レベル2 氾濫注意水位	142.5	46.5	20.0
レベル1 水防団待機水位	142.0	45.5	—
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	□□川
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市
	〇×川	△△△川	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—
	〇〇〇〇川	—	—
	左岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—
右岸 〇〇県〇〇市から 〇〇県〇〇市	—	—	
氾濫が発生した場合 の浸水想定区域	〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇地区、 〇〇県〇〇市〇〇〇地区、 〇〇県〇〇市□□地区、	△△県△△市〇〇区、 △△県△△市〇〇〇区、 △△県△△市〇〇〇〇区、 △△県△△市□□区、 △△県□□市〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市〇〇×地区、 △△県□□市□×地区、 △△県□□市□□×地区、	××県×市〇〇地区、 ××県〇〇市〇〇地区、 ××県×市〇〇〇地区、

*避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の

避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからご覧いただけます。

川の防災情報 気象庁ホームページ	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

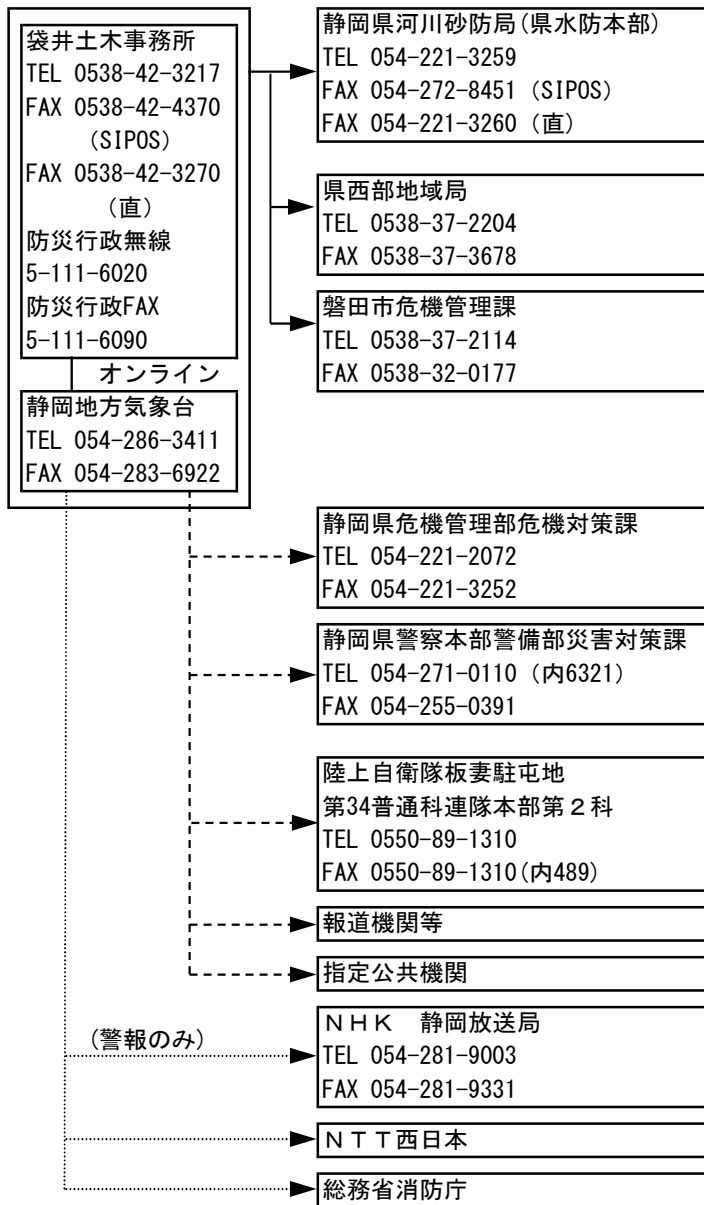
問い合わせ先

水位関係：国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

気象関係：気象庁 静岡地方気象台 電話：054-286-3411

資料602-2 太田川水系太田川・原野谷川洪水予報連絡系統図

(静岡県水防計画書・本市関係分)



凡	例
——	FAX
-----	専用線又は防災情報提供システム
.....	オンライン

資料701-1 水位の種類及び内容

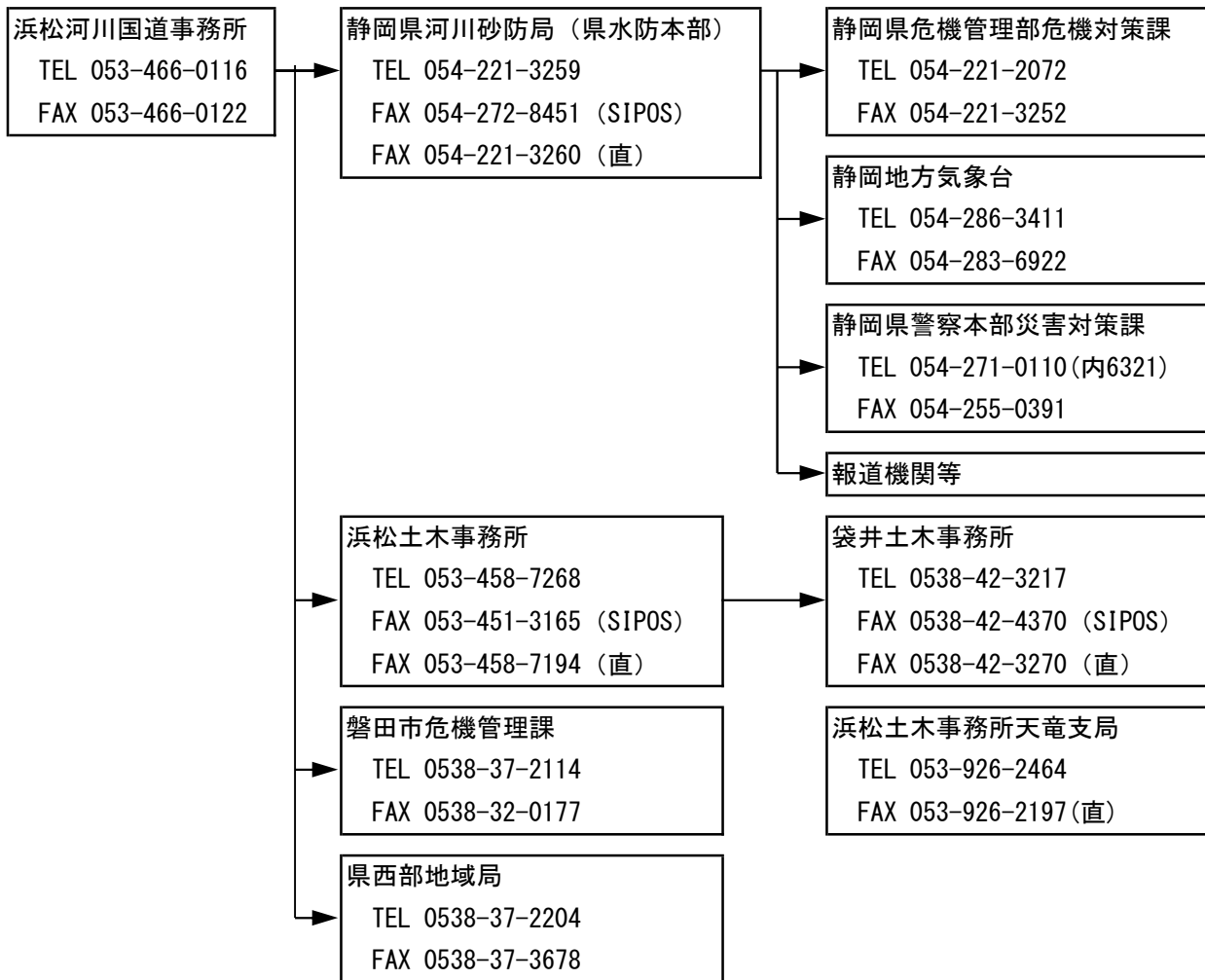
(静岡県水防計画書の内容を一部修正)

種 類	内 容
計画高水位	1. 工事实施基本計画に従って、計画高水位流量及び計画横断形に基づいて、又は流水の貯留を考慮して、河川管理者が定めた高水位をいう。
水防団待機水位 (通報水位) (指定水位)	1. 流量からみた場合は、計画高水流量の約2割の流量が流れる水位 2. 1年間に5～10日起こる程度の水位 ※ 1年間の水位記録を大きい順に並べ、大きいほうから5～10番目の水位をとる。ただし、過去何年間かを参考にするが、河川改修等による河川形状の変化があれば、この基準は使えない。 3. 有堤でしかも複断面の川であれば、ほぼ高水敷にのる水位
氾濫注意水位 (警戒水位)	1. 流量からみた場合、計画高水流量のほぼ半分になる水位 2. 平均低水位から計画高水位までの下から6割の水位 ※ 平均低水位とは、ある期間中の観測水位（普通は1日平均水位）の合計を観測日数で割ったものである平均水位より低い水位だけを平均した水位 3. 約3年間に1回起こる程度の水位 ※ 水位の超過確率を考え3年確率相当水位を求める 4. 有堤部複断面の川では、表小段の高さにほぼ一致する水位
避難判断水位	1. 市長の高齢者等避難の発表判断の目安、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位 2. 高齢者等避難の発表・情報伝達・避難場所の開設等に要する時間を考慮するとともに、過去の洪水における個々の河川ごとの水位上昇速度、避難判断水位への到達頻度等の出水特性等を総合的に考慮し設定する。
氾濫危険水位 (危険水位) (洪水特別警戒水位)	1. 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位であり、市長の避難指示の発令判断の目安、住民の避難判断の参考となる水位である。 2. 以下に示す水位のうち低いほうの水位を設定する。ただし、堀込河川で堤内地盤高に比して計画高水位が相当程度低い場合、計画高水位の設定のない場合等にあってはこの限りでない。 ① 計画高水位 ② 洪水予報観測所において当該水位の洪水予報観測所換算水位を観測時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難勧告の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間（リードタイム）を考慮して設定した水位 3. 改修事業の進捗等、状況の変化に応じて見直しを行う。

水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）は、上記の基準を参考に決定する。しかしながら、各水位設定については、それに伴う水防活動にかかる時間とのかねあいが必要であり、特に氾濫注意水位（警戒水位）が発表されてから水防団が出動し、水防準備体制が整う時間が重要である。簡単にいえば、洪水到達時間の短い川では、水位の上昇が早いであろうし、それゆえ、水位は固定的なものではなく水防準備に要する時間と、洪水到達時間を考慮しつつ上記の基準を踏まえ、各水位を決めなければならない。

資料701-2 天竜川（下流）水防警報連絡系統図

（静岡県水防計画書・本市関係分）



1. 洪水の場合



水 防 警 報 (出 動)

発令河川	基準水位観測所	発表番号
〇〇川	△△△水位観測所	第〇号

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分 国土交通省 〇〇川河川事務所発表

【現 況】

〇〇川の△△△水位観測所（〇〇市〇〇）の水位は、
 〇〇日〇〇時〇〇分現在〇〇.〇〇mです。
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）（に達し、を超え、を下回り）
 （上昇しています。横ばい状態です。下降しています。）
 または
 △△△水位観測所の水位は、（水防団待機水位、氾濫注意水位、氾濫危険水位）
 （を上回る見込みです。程度の見込みです。を下回る見込みです。）

【被災状況】

（自由に記入）

【発 表】

水防機関は出動してください。

【特 記】

（自由に記入）

〇〇川河川事務所の水防警報発令状況				
基準水位観測所／情報種別	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇				
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先
 国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇 電話：000-000-0000（内線）〇〇〇

（参考）

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

正 規

〇 〇 海 岸 水 防 警 報 (出 動)

令和〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分

国土交通省 〇〇川河川事務所発表

(第△△号)

【現 況】

△△潮位観測所の潮位は、〇〇日△△時□□分現在××mです。
波高などで判定する場合は、管理メニューで変更してください。
(この文章も管理メニューで編集・削除可能です。)

【発 表】

各水防機関は、出動し、堤防その他を見回り、
嚴重に警戒して下さい。

【特 記】

(自由に記入)

水防警報(海岸)発表状況				
海岸名	待機	準備	出動	解除
〇〇〇〇〇	○			
△△△△△				
□□□□□				
×××××				

問い合わせ先

国土交通省 〇〇河川事務所 〇〇〇〇課 電話: 000-000-0000 (内線) 〇〇〇

(参考)

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

2. 津波の場合

水 防 警 報 (河 川)

種 類	出 動 ・ 解 除			
発表河川		基準水位観測所		第_____号
日時	令和 年 月 日 時 分	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表		
番号	発 表 内 容			
1	令和○○年○月○日○時○分に〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	津波の河川遡上により○○観測所では、氾濫危険水位を超えるおそれがあります。水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

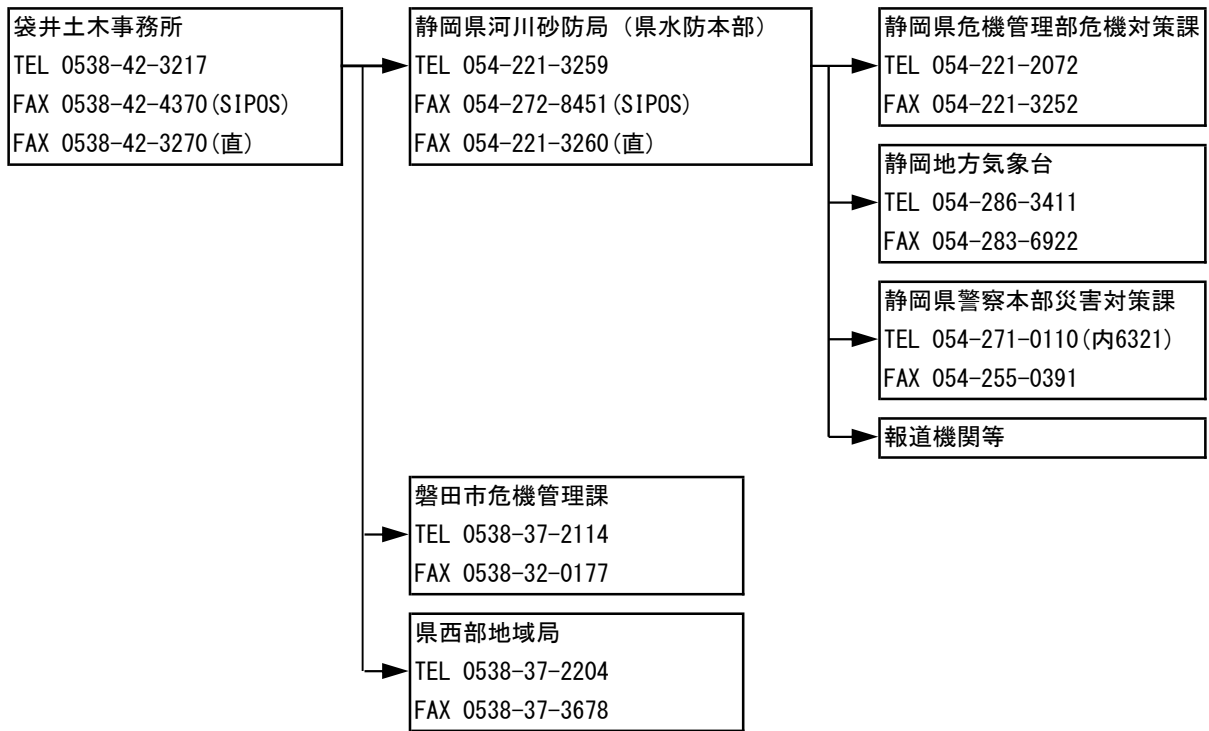
水 防 警 報 (海 岸)

種 類	出 動 ・ 解 除			
発表海岸		基準水位観測所		第_____号
日時	国土交通省 ○○地方整備局 ○○事務所発表			
	令和	年	月	日
				時 分
番号	発 表 内 容			
1	令和○○年○月○日○時○分に津波警報〔大津波警報・津波警報〕が発表され、○○湾では○mの津波が予想されています。			
	津波到達時刻は○○湾△△で○日○○：○○頃と予想されています。			
	水防機関は、出動し水防活動を行ってください。			
	水防活動の実施後は、速やかに退避してください。			
	引き続き、今後の津波に関する予警報に十分注意してください。			
2	水防活動の必要があると認められなくなったため、水防警報を解除します。			

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

資料702-1 太田川水防警報連絡系統図（支川原野谷川を含む）

（静岡県水防計画書・本市関係分）



2. 津波

水 防 警 報 (河 川)

種類	出 動 ・ 解 除	
発表河川	第_____号	
日時	静岡県 令和 年 月 日 時 分 〇〇土木事務所発表	
番号	発 表 内 容	
1	令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に大津波警報・津波警報が発表され、〇〇湾では〇mの津波が予想されています。	
	津波到達時刻は〇〇湾△△で〇日〇〇：〇〇頃と予想されています。	
	各地域の実情や立地条件を踏まえ、 <u>退避必要時間の確保を最優先の上</u> 出動し、水防団員の安全を確保しつつ、避難誘導等の水防活動を実施してください。	
2	〇〇湾に発表されていた津波警報（大津波・津波）は、令和〇〇年〇月〇日〇時〇分に解除されました。	
	巡視等により被害が確認されなかった・応急復旧等が終了したので水防警報を解除します。	

※緊急を要する時は、発表内容を適宜簡略化できるものとする。

〇〇川 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)情報

令和〇〇年〇〇月〇〇日
〇〇時 〇〇分 発表
〇〇土木事務所

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】〇〇水系〇〇川は、〇〇日〇〇時〇〇分に、〇〇市〇〇の〇〇水位観測所で、市町長の避難指示の発令の目安である、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)〇.〇mに達しました。〇〇水位観測所では〇時～〇時の1時間に約〇m水位が上昇し、引き続き水位が上昇しています。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとってください。

その他注意事項、補足事項等を記載する。

【参考情報】

〇〇水位観測所(受け持ち区間: ■■市※※地区～□□町◎◎地区)

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)	m
避難判断水位	m
氾濫注意水位(警戒水位)	m

* その他、本川(観測所)の水位状況、洪水予報・水防警報発表状況、雨量状況等の参考情報を記載する。

問い合わせ先

静岡県〇〇土木事務所

TEL: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

FAX: 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

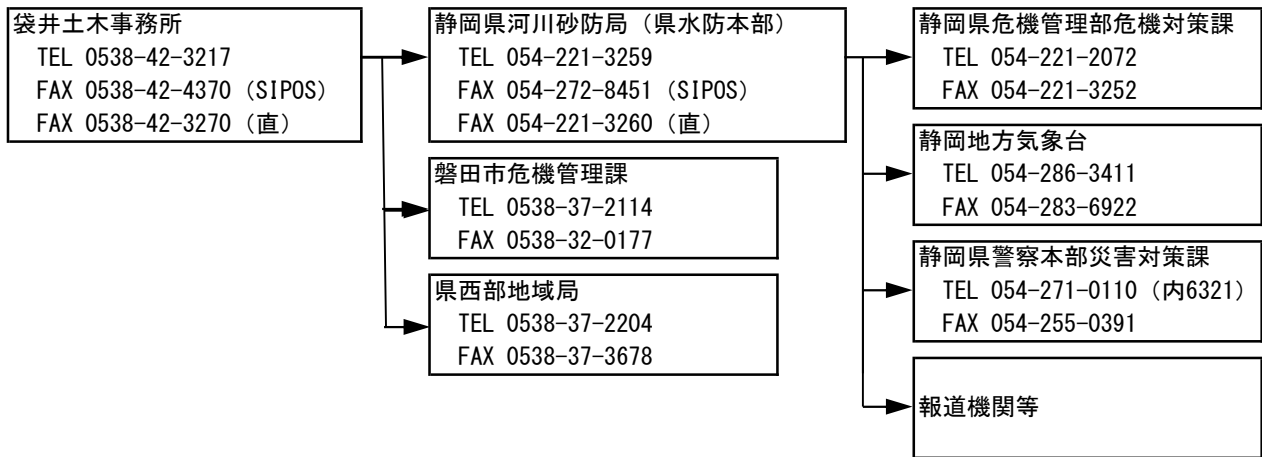
雨量・水位情報は、下記サイトをご参照願います。

静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」

<http://sipos.pref.shizuoka.jp>

資料801-2 太田川水系敷地川、仿僧川、今ノ浦川、宇刈川の水位到達情報連絡系統図

(静岡県水防計画書・本市関係分)



資料901-1 消防団に対する非常配備基準

(静岡県水防計画書)

配備区分	配備基準	配備体制
待機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、かつ、準備の必要を認めるとき	消防団の連絡員を本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ、出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	消防団の団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当りダム、水閘門、樋門及びため池等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）を超えて上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇のおそれがあるとき 3. 津波・高潮に関する警報が発表される等、津波・高潮による危険が予想されたとき。ただし、水防活動を安全に行える状態にある場合に限る	消防団の全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく
解除	水防本部長又は水防管理者より解除の指令があったとき	

水防上の注意事項

- 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、消防団員自身の安全は確保しなければならない。
- 出動の際は、必要に応じ、消防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。
- 消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。
- 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。
- 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。
- 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに消防団員を緊張によって疲れさせないよう留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。
- 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大のとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。
- 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。

資料902-1 雨量観測所一覧表

No.	観測所	流域河川	位置	設置者	備考
1	磐田市役所	今ノ浦川	国府台3-1	磐田市	
2	磐田市消防署	今ノ浦川	今之浦2-14-2	磐田市	
3	今之浦第2ポンプ場	加茂川	今之浦3-5	磐田市	
4	磐田市福田支所	—	福田400	磐田市	
5	磐田市竜洋支所	—	岡729-1	磐田市	
6	磐田市豊田支所	—	森岡150	磐田市	
7	磐田市豊岡支所	一雲濟川	下野部48	磐田市	
8	磐田市消防署豊岡分遣所	—	合代島438-1	磐田市	
9	見付	今ノ浦川	見付3599-4	静岡県	
10	豊浜	太田川	豊浜地先	静岡県	
11	敷地	敷地川	岩室199-1	静岡県	
12	豊岡	一雲濟川	下野部地先	静岡県	
13	磐田	—	南島	気象庁	アメダス磐田

資料902-2 水位観測所一覧表

No.	観測所	流域河川	位置	水位 (単位: m)				設置者
				水防団 待機	氾 注	濫 意	避 難 判 断	
1	南部第1ポンプ場	仿僧川	福田5494-47					磐田市
2	仿僧川 (仿僧川水門)	仿僧川	福田地先	1.60	2.10	2.80		磐田市
3	仿僧川 (西橋)	仿僧川	福田地先	1.60	2.10	2.80		磐田市
4	福田排水機場	仿僧川	福田					磐田市
5	旧仿僧川 (浜橋)	旧仿僧川	大中瀬地先	1.60	2.10	2.80		磐田市
6	浜橋ポンプ場	旧仿僧川	大中瀬789-1					磐田市
7	今ノ浦川 (今之浦)	今ノ浦川	今之浦1-12	1.80	2.30	2.60	3.20	磐田市
8	今ノ浦川 (二之宮)	今ノ浦川	二之宮1980-1	1.80	2.30	2.60	3.20	磐田市
9	久保川 (二之宮排水機場)	磐田久保川	二之宮					磐田市
10	久保川 (仙水橋)	磐田久保川	二之宮地先					磐田市
11	大池	—	二之宮871-2					磐田市
12	大島ポンプ場	—	豊浜					磐田市
13	一号排水路 (岡中橋)	一号排水路	岡地先					磐田市
14	豊浜	太田川	豊浜地先	2.60	2.90			静岡県
15	新貝	太田川	新貝地先	3.00	3.50	4.30	4.60	静岡県
16	福田	仿僧川	福田地先	2.00	2.50			静岡県
17	鮫島橋	仿僧川	鮫島地先	2.00	2.50	3.20	3.40	静岡県
18	中島	今ノ浦川	福田中島地先	2.00	2.50			静岡県
19	今之浦橋	今ノ浦川	二之宮地先	2.00	2.50	3.20	3.60	静岡県
20	笠梅橋	敷地川	笠梅地先	3.90	4.40	5.40	5.84	静岡県
21	上神増	一雲濟川	上神増地先	(1.60)	(2.10)			静岡県
22	江川橋	磐田久保川	二之宮地先	(1.20)	(1.70)			静岡県
23	仿僧川水門 (内・外)	仿僧川	福田地先					静岡県
24	竜洋水門 (内・外)	竜洋海岸	駒場地先					静岡県
25	鹿島	天竜川	浜松市天竜区二俣町鹿島	2.20	3.50	5.60	6.00	国土交通省
26	池田	天竜川	磐田市池田地先	0.50	1.60			国土交通省
27	中ノ町	天竜川	浜松市東区中野町	0.60	1.60	3.10	3.40	国土交通省
28	掛塚	天竜川	磐田市掛塚地先	1.50	2.60			国土交通省

資料906-1 水防信号

○静岡県水防信号規則

昭和 31 年 9 月 28 日

規則第 75 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 13 条第 1 項の規定に基づき、静岡県水防信号規則をここに制定する。

静岡県水防信号規則

第 1 条 水防法第 20 条第 1 項による水防信号は、次に掲げるものとする。

- (1) 第 1 信号 警戒水位に達したことを知らせるもの
- (2) 第 2 信号 水防団員及び消防機関に属する者の全員が出動すべきことを知らせるもの
- (3) 第 3 信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- (4) 第 4 信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの

第 2 条 水防の信号は次に定める区分及び方法に従って発する。

記

水防信号	
区分\方法	警鐘信号
第 1 信号	●休止 ●休止 ●休止
第 2 信号	●—●—● ●—●—●
第 3 信号	●—●—●—● ●—●—●—●
第 4 信号	乱 打
備 考	1. 信号は適宜の時間継続すること。 2. 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げないこと。 3. 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 35 年 6 月 30 日規則第 32 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和 35 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この規則施行の際、従前の規定及び様式により、取り扱ったものは、この規則の改正規定及び様式により取り扱ったものとみなす。
- 3 この規則施行の際、従前の規定及び様式により作成した帳簿、用紙等は、当分の間、使用できるものとする。

附 則（平成 27 年 3 月 27 日規則第 40 号）

この規則は、公布の日から施行する。

資料906-2 水防標識

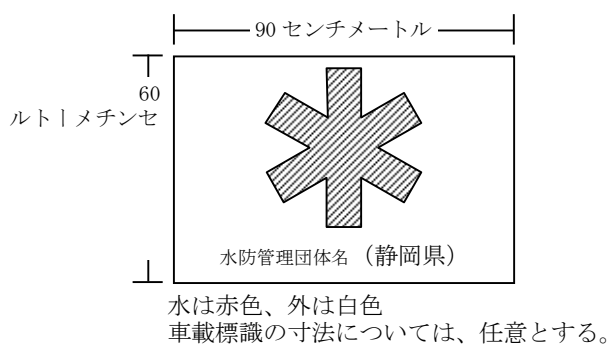
○静岡県水防標識の指定

昭和 31 年 9 月 28 日

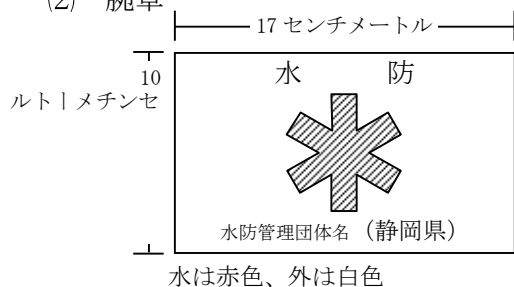
告示第 939 号

水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 11 条の規定に基づき、静岡県水防標識を次のとおり定める。
記

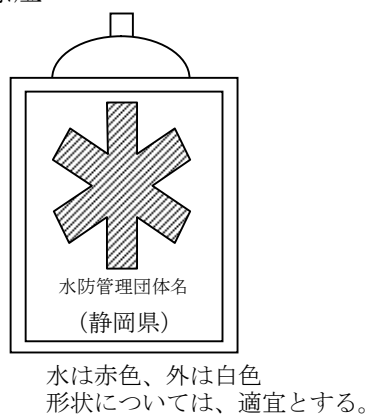
(1) 車馬標識



(2) 腕章



(3) 標燈



附 則（昭和 33 年 12 月 23 日告示第 1165 号）

この告示は、昭和 34 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 3 月 9 日告示第 207 号）

この告示は、公示の日から施行する。

避難情報の 判断・伝達マニュアル

平成 29 年 1 月 策定

令和 6 年 4 月 改定

磐 田 市

第1章 共通事項

1 市の責務

災害対策基本法では、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる」と規定している。(災害対策基本法第60条第1項)

しかし、一人ひとりの命を守る責任は行政にあるのではなく、最終的には個人にあるという考え方から、この避難のための指示等には強制力は伴っていない。

したがって、市の責務は、市民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報を提供することであり、発令する避難のための指示等がどのような考え方に基づいているかについて、市民に周知し情報共有するとともに、市民一人ひとりの居住地等にどの災害のリスクがあり、どのようなときに、どのような避難行動をとるべきかについて、周知徹底を図ることにある。

2 対象とする災害

本マニュアルでは、立退き避難が必要な自然災害の事象のうち、台風、水害、土砂災害、津波災害に伴う避難を対象とする。

なお、積乱雲の急な発達により発生する竜巻や突風、雷などについては、高齢者等避難、避難指示(以下「避難指示等」という。)の発令基準を設けることが困難であるため、気象情報に注視し、適時判断する。

3 避難行動(安全確保行動)の考え方

これまでの避難指示等は、自宅等の現在いる危険な場所からの立退きを意味していたが、周囲の状況によっては指定した避難場所への移動がかえって命に危険を及ぼしかねない場合もあることから、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内安全確保措置」という。)も「命を守るための行動」の一つに加えている。

(1) 立退き避難

- ①市が指定した避難場所への移動
- ②親戚や知人の家、ホテルや旅館などの自宅等から安全な場所への移動
- ③近隣の高い建物等への移動

(2) 屋内安全確保

- ①建物内の安全な場所への待避

(3) 緊急安全確保

- ①洪水等のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動したり、近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動する。



②土砂災害のリスクがある区域等においては、自宅・施設等の崖から少しでも離れた部屋で待避したり、近隣の堅牢な建物に緊急的に移動する。

【参考】待避と退避

「待避」とは、自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まり、災害を回避すること。「たいひ」には、安全な場所に移動することに主眼を置いた「退避」と二通りの表記がある。本マニュアルでは、「待避」の表現を用いている。

【参考】指定緊急避難場所と指定避難所

1 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所として、あらかじめ市町村が指定した施設や場所をいう。

2 指定避難所（災害対策基本法第49条の7）

災害により住家を失った場合において、一定期間避難生活をする場所として、あらかじめ市町村が指定した施設をいう。

4 避難情報の種類

災害時に市民等（市内の居住者、滞在者その他の者をいう。）の命を守るために発令する避難情報には、避難指示等のほか屋内安全確保措置があり、その内容は次のとおりである。

(1) 高齢者等避難

洪水や土砂災害など災害の発生のおそれがある場合に、市民等に対して避難準備を呼び掛けるとともに、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対して、この段階で危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）行動を開始するものである。

(2) 避難指示

洪水や土砂災害などの災害により人的被害の発生のおそれが高い場合に、被害の拡大を防止するため、危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）するものである。

(3) 緊急安全確保

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、立退き避難を行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認める場合に、屋内での安全な場所での待避等の安全確保措置を指示するものである。

5 避難指示等発令の考え方

避難指示等発令の考え方は、次のとおりとする。

(1) 避難指示等には強制力は伴っていないことから命を守る責任は最終的には個人にあるという考えのもと、市民等の生命、身体を保護するために行うべき市の責務として、早い段階から確実な情報提供を行い、市民等が避難行動をとる判断ができる情報として発令する。

(2) 気象情報、河川や海岸の水位情報、土砂災害警戒情報等を活用するとともに、国の機関や県に対し、積極的に助言を求める。

- (3) 災害から市民等の命を守るため、災害発生危険性が高まっている若しくは避難指示等の判断基準に達したときは躊躇せず発令する。
- (4) 緊急時には、避難場所の開設状況に関わらず発令する。
- (5) 避難指示等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」になることは、災害対応の目標が達成したことであり、毅然とした態度をもって発令する。また、高齢者等避難を有効かつ積極的に活用し、早めの避難行動を促すことも考える。

○助言等依頼関係機関一覧表

機関名	電話番号	所在地	備考
国土交通省浜松河川国道事務所	053-466-0116	浜松市中区名塚町 266	調査課
静岡地方気象台	054-286-3411	静岡市駿河区曲金二丁目 1-5	
静岡県土木防災情報センター	054-221-3259	静岡市葵区追手町 9-6	県水防本部
静岡県河川砂防局	054-221-3042	静岡市葵区追手町 9-6	砂防課
静岡県西部地域局	0538-37-2204	磐田市見付 3599-4	危機管理課
静岡県袋井土木事務所	0538-42-3215	袋井市山名町 2-1	維持管理課
磐田警察署	0538-37-0110	磐田市一言 2533-4	警備課
浜松市役所	053-457-2537	浜松市中区元城町 103-2	危機管理課
袋井市役所（袋井市防災センター）	0538-86-3701	袋井市国本 2907	危機管理課
掛川市役所	0537-21-1131	掛川市長谷一丁目 1-1	危機管理課
森町役場	0538-85-6302	周知郡森町森 2101-1	防災課

6 避難指示等発令による市民等に求める行動

避難指示等の発令による市民等に求める行動については、表1-6-1のとおりである。

表1-6-1 避難指示等発令による市民等に求める行動

区分	市民等に求める行動
【警戒レベル3】 高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する人 <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等以外の人にも必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 <ul style="list-style-type: none"> ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
【警戒レベル5】 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保 <ul style="list-style-type: none"> ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 <p style="margin-left: 40px;">ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。</p>

- ・避難とは「難」を「避」けること。安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要はない。
- ・避難先は、小中学校・交流センターだけではない。安全な親戚・知人宅に避難することも考えてみることに。
- ・感染症対策用品（マスク、消毒液等）はできるだけ自ら携行すること。
- ・市が指定する避難場所、避難所は変更・増設されている可能性がある。市のホームページ等で確認すること。
- ・豪雨時の屋外の移動は車も含めて危険である。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認すること。

注 突発的な災害の場合、市長からの避難指示等の発令が間に合わないこともあるため、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。特に、津波について、市民等は、津波のおそれがある地域にいるときや海沿いにいるときに、地震に伴う強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合、気象庁の津波警報等の発表や市長からの避難指示の発令を待たずに、市民等が自発的かつ速やかに立退き避難をすることが必要である。

7 避難指示等の発令手順

避難指示等の発令及び解除は、市長がその基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。

市長が不在又は市長に連絡がとれない場合は、副市長、教育長、危機管理監の順位でこれを代行する。

8 災害対応の流れ

雨の降り始め（台風の北上）から被害の発生までの間で、市の災害対応や避難指示等の発令時期などを時系列で例示すると、表 1-8-1 のとおりである。

表 1-8-1 災害対応の流れ（例：台風）

気象等の状況	市の対応	市民等の行動
<p>〈台風の北上・雨の降り始め〉</p> <p>◇台風予報</p> <p>◇大雨・洪水注意報発表</p>	<p>○気象情報等の収集</p>	<p>○テレビ等による気象情報の確認</p>
<p>〈台風の接近・雨が強まる〉</p> <p>◇台風に関する気象庁記者会見</p> <p>◇大雨・洪水警報発表</p> <p>◇時間雨量 <u>30mm</u> 以上</p> <p>◇水防団待機水位到達</p> <p>◇気象庁土砂災害警戒判定メッシュ情報黄色(注意)発表</p> <p>◇避難判断水位到達</p> <p>◇土砂災害警戒情報発表</p> <p>◇氾濫危険情報(氾濫危険水位)</p>	<p>○気象情報、水位等の収集・把握</p> <p>○排水機場等への職員配置</p> <p>○排水機場等の運転</p> <p>○道路冠水等被害状況の把握・対処</p> <p>○消防団への待機指示</p> <p>○学校施設等の休業の判断・指示</p> <p>○消防団の出動(巡視、水防活動)</p> <p>○避難場所開設の準備</p> <p>高齢者等避難</p> <p>○避難所の開設</p> <p>○避難者の受入れ</p>	<p>○市からの情報(道路冠水・学校施設休業状況・河川水位等)の確認</p> <p>○要配慮者とその支援者の避難開始</p> <p>○避難の準備(要配慮者とその支援者以外)</p>
<p>〈台風最接近・雨がさらに強まる〉</p>	<p>避難指示</p>	<p>○土砂災害の前兆現象を確認した場合は、市に連絡</p> <p>○避難の開始(要配慮者とその支援者以外)</p>
<p>〈被害の発生又はそのおそれ〉</p> <p>◇記録的短時間大雨情報</p> <p>◇大雨等特別警報</p> <p>◇堤防天端水位到達・越水の危険</p> <p>◇被害の発生、拡大のおそれ</p> <p>◇市全域に被害拡大のおそれ</p>	<p>緊急安全確保</p> <p>○被害状況の把握、救出救助</p> <p>○関係機関との連絡調整</p> <p>○職員の増員</p> <p>○県へ自衛隊等派遣要請</p> <p>○被災者の支援</p>	<p>○避難の完了</p> <p>○少しでも浸水しにくい高い場所に緊急的に移動</p> <p>○崖から少しでも離れた部屋で待避</p> <p>○近隣の相対的に高く堅牢な建物等に緊急的に移動</p>

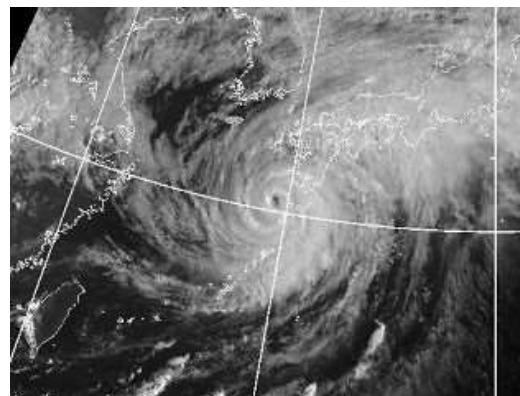
第2章 台 風

1 台風の特性（影響）

台風とは、熱帯の海上で発生した低気圧（熱帯低気圧）で、最大風速が秒速 17.2m以上に発達したものをいい、その特性は次のとおりである。

(1) 風の特性

台風は巨大な空気の渦巻きとなっており、地上付近では上から見て反時計回りに強い風が吹き込んでいる。そのため、進行方向に向かって右の半円では、台風自身の風と台風を移動させる周りの風が同じ方向に吹くため風が強くなる。また、台風が接近してくる場合、進路によって風向きの変化が異なる。



(2) 雨の特性

台風は積乱雲が集まったもので、雨を広い範囲に長時間にわたって降らせる。また、日本付近に前線が停滞していると、台風から流れ込む暖かく湿った空気が前線の活動を活発化させ、大雨となることがある。

(3) 高潮

台風に伴う風が沖から海岸に向かって吹くと、海水が海岸に吹き寄せられて海面の上昇が起こる。また、台風の接近によって気圧が低くなると海面が持ち上がり（1hPa 低いと海面は約 1cm 上昇）、例えば、それまで 1000hPa だったところに中心気圧 950hPa の台風が来れば、中心付近では海面が約 50cm 高くなる。

(4) 高波

波には、風が強いほど、長く吹き続けるほど、吹く距離が長いほど高くなるという 3つの発達条件があり、台風はこの 3つの条件を満たしている。例えば、台風の中心付近では 10mを超える高波になることがある。

2 避難指示等発令の基準

毎年、全国各地で台風や前線を伴った低気圧が付近を通過することによって河川の氾濫や土砂災害が発生し、また、暴風、高潮、高波などによっても災害が発生している。

台風と水害、土砂災害とは密接な関係があるため、本マニュアルでは、台風が起因する河川の氾濫や土砂災害については、後述の第3章及び第4章に基づいて対処するものとし、ここでは、要配慮者の早期避難と市民等への注意喚起を目的とした「高齢者等避難」の発令を取り上げるものとする。

なお、高齢者等避難の発令基準は次のとおりとする。

①現に台風が接近し、市内に被害が発生する危険性がある場合

②市内が暴風域に入る時間帯が夜間から明け方に接近・通過することが予測される場合（夕刻時点で発令）

3 解除基準

河川の氾濫等の水害、土砂災害などが発生する危険がなく、台風の通過に伴って風雨が収まったことを確認できた段階で、高齢者等避難を解除する。

4 避難対象地区と避難場所

台風によって発生する災害は、河川の氾濫等の水害や土砂災害のほか、強風によるものも想定されることから、高齢者等避難の対象地域は原則として市内全域とし、指定避難所のうちの表2-4-1に示す拠点施設（11箇所）を開設するものとする。

なお、地域において自主的に公会堂等を開設し、避難者を受け入れている場合は、その状況等の把握に努める。

表 2-4-1 拠点避難場所と避難対象地区

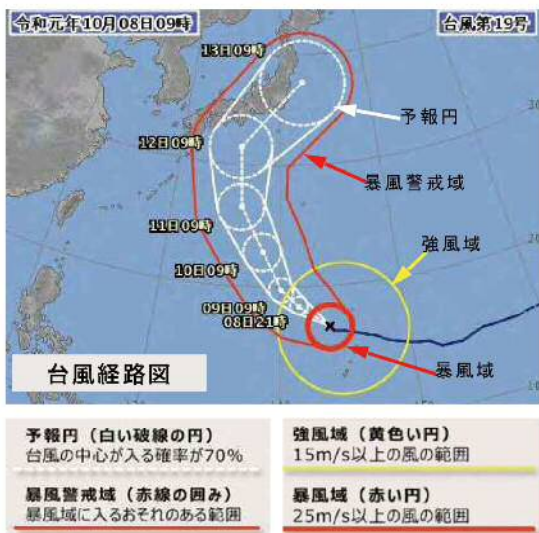
(令和2年4月1日現在)

番号	拠点避難場所	避難対象地区
1	見付交流センター	見付地区
2	ワークピア磐田	中泉地区、今之浦地区
3	向陽中学校	大藤地区、向笠地区、岩田地区
4	神明中学校	西貝地区、御厨地区、南御厨地区、田原地区
5	南部中学校	天竜地区、長野地区、於保地区
6	福田中央交流センター	福田中地区、福田西部地区、福田北地区
7	福田中学校	福田南地区
8	豊浜小学校	豊浜地区
9	竜洋中学校	竜洋地区
10	豊田南中学校	豊田地区
11	豊岡中学校	豊岡地区

台風の情報

気象庁は台風の発生が見込まれる24時間前から台風情報を発表します。

台風経路図、全般台風情報



台風の位置や強さなどの実況と12時間先、24時間先の予報を3時間ごとに発表し、さらに5日先までの24時間刻みの予報を6時間ごとに発表します。

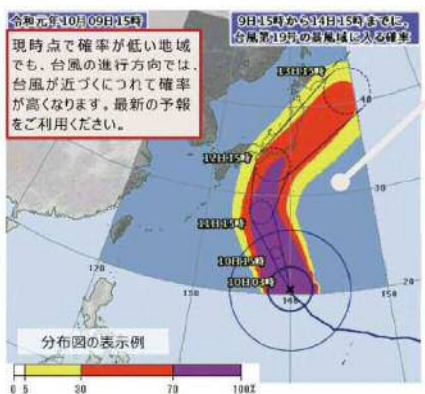
また、台風が日本に接近する場合などは、「全般台風情報」で台風の今後の見通しや防災にかかわる情報などを発表します。なお、熱帯低気圧の場合は標題が「発達する熱帯低気圧に関する情報」となります。

全般台風情報 ▼ 令和元年東日本台風(台風第19号)

令和元年 台風第19号に関する情報 第32号
令和元年10月10日17時25分 気象庁予報部発表

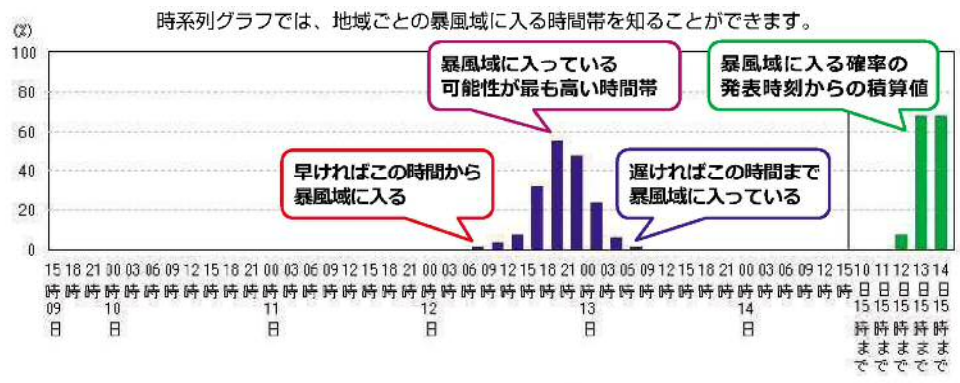
(見出し)
大型で猛烈な台風第19号の影響により、11日までは、東日本太平洋側から南西諸島にかけての広い範囲で猛烈なしけや大しけとなる見込みです。台風はその後、非常に強い勢力を保ったまま、12日午後から13日にかけて、紀伊半島から東日本にかなり接近または上陸し、東日本を中心とした広い範囲で

暴風域に入る確率



5日先までの暴風域（10分間平均風速で25m/s以上の風が吹いているか、吹く可能性がある範囲）に入る確率を分布図と地域ごとの時間変化のグラフで示して6時間ごとに発表します。

早ければ値が出はじめる時間帯から暴風域に入る可能性があります。値がピークの時間帯は、最も暴風域に入っている可能性が高い時間帯です。また、値が小さくなった時間帯でも、まだ暴風域に入っている可能性があることに注意が必要です。



雨の強さと降り方

(平成12年8月作成) (平成14年1月一部改正)

1時間雨量 (mm)	雨の強さ (予報用語)	人の受ける イメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて	災害発生状況
10~20	やや 強い雨	ザーザーと 降る。	地面からの跳ね返り で足元がぬれる。 	雨の音で話し声が 良く聞き取れない。 	地面一面に水たまりが できる。 		この程度の雨でも 長く続く時は注意 が必要。 
20~30	強い雨	どしゃ降り。	傘をさしていても ぬれる。 			ワイパーを速くしても 見づらい。 	側溝や下水、小さな川 があふれ、小規模の崖 崩れが始まる。 
30~50	激しい雨	バケツを ひっくり返した ように降る。		寝ている人の半数く らいが雨に気がつく。 	道路が川のようになる。 	高速走行時、車輪と路 面の間に水膜が生じブ レーキが効かなくなる。 (ハイドロプレーニン グ現象) 	山崩れ・崖崩れが起き やすくなり危険地帯で は避難の準備が必要。 都市では下水管から雨 水があふれる。 
50~80	非常に 激しい雨	滝のように降る。 (ゴーゴーと降り 続く)	傘は全く役に立たなく なる。 		水しぶきであたり一面 が白っぽくなり、視界 が悪くなる。 	車の運転は危険。 	都市部では地下室や地 下街に雨水が流れ込む 場合がある。マンホー ルから水が噴出する。 土石流が起こりやすい。 多くの災害が発生する。 
80~	猛烈な雨	息苦しくなる ような圧迫感 がある。恐怖 を感じる。					雨による大規模な災害 の発生するおそれが強 く、厳重な警戒が必要。 

(注1) 表はこの強さの雨が1時間降り続いたと仮定した場合の目安を示しています。この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。
 1 表に示した雨量が同じであっても、降り始めからの総雨量の違いや、地形や地質等の違いによって被害の様子は異なることがあります。
 この表ではある雨量が観測された際に通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
 2 この表は主に近年発生した被害の事例から作成したものです。今後新しい事例が得られたり、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。
 (注2) 「強い雨」や「激しい雨」以上の雨が降ると予想される時は、大雨注意報や大雨警報を発表して注意や警戒を呼びかけます。なお、注意報や警報の基準は地域によって異なります。
 (注3) 猛烈な雨を観測した場合、「記録的短時間大雨情報」が発表されることがあります。なお、情報の基準は地域によって異なります。

風の強さと吹き方

(平成 12 年 8 月作成) (平成 14 年 1 月一部改正)
(平成 19 年 4 月一部改正) (平成 25 年 3 月一部改正)

平均風速 (m/s) おおよその時速	風の強さ (予報用語)	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその 瞬間風速(m/s)
10~15 ~約50km/h	やや強い風	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。 	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。 	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。 	樋(とい)が揺れ始める。 	20
15~20 ~約70km/h	強い風	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。 	電線が鳴り始める。看板やタタン板が外れ始める。 	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。 	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。 	
20~25 ~約90km/h	非常に強い風		何かにつかまっていなくて立ってられない。飛来物によって負傷するおそれがある。 	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。 	通常で速度で運転するのが困難になる。 	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。 	40
25~30 ~約110km/h		30~35 ~約125km/h					
35~40 ~約140km/h	猛烈な風			特急電車	屋外での行動は極めて危険。 	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯が倒れるものがある。ブロック壁で倒壊するものがある。 	走行中のトラックが横転する。 
40~ 約140km/h~	住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。 						

(注1) 平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。
(注2) この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。
1 風速は地形や建物の建ち方などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。
2 風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。
3 人や物への影響は日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

第3章 水 害

1 避難指示等発令の対象となる水害

水害とは、水によって引き起こされる災害のことで、その要因となる氾濫には、外水氾濫と内水氾濫がある。

「外水氾濫」・・・堤防の有する河川では、水位上昇によって堤防が破堤し、一般に泥土を多量に含んだ相当量の氾濫水が速いスピードで流れ出すなど、浸水の深さや浸水域が一気に増加する現象をいう。

「内水氾濫」・・・河川の水位上昇により、これに合流する小河川や水路の排水ができなくなった場合や降水量に対して小河川などの処理能力が追いつかない場合に発生する現象をいう。

本マニュアルで避難指示等発令の対象となる水害は、河川の洪水による「外水氾濫」とする。なお、「内水氾濫」による水害時の避難指示等の発令については、降雨量や風などの現況、今後の気象予測等に基づき適宜判断するものとする。浸水深が浅い場合や短時間で局地的な大雨の場合は、下水道や側溝があふれ、浸水することもあるが、局所的に浸水している箇所近づかなければ、命を脅かす危険性はなく、屋内での安全確保措置が適切な避難行動となる。

2 避難指示等発令の対象河川

避難指示等発令の対象とする河川は、洪水予報河川と水位周知河川とする。

それ以外の河川についても、危険を覚知した場合は、避難指示等の発令を検討する。

【参考】

1 洪水予報河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

磐田市では、天竜川、太田川、原野谷川が該当する。

2 水位周知河川とは

国土交通大臣又は都道府県知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は都道府県知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

磐田市では、敷地川、仿僧川、今ノ浦川、宇刈川が該当する。

3 対象河川の基準水位

洪水予報河川と水位周知河川では、河川ごとに避難行動の判断の目安とする水位が定められている。水位観測所ごとの基準水位は、表3-3-1のとおりである。

表3-3-1 観測所ごとの基準水位（単位：m）

区分	河川名	水位観測所名	水防団待機水位	【レベル2】 氾濫注意水位	【レベル3】 避難判断水位	【レベル4】 氾濫危険水位
洪水予報河川	天竜川 (下流)	鹿島 (浜松市天竜区)	2.20	3.50	5.60	6.00
		中ノ町 (浜松市東区)	0.60	1.60	3.10	3.40
	太田川	新貝	3.00	3.50	4.30	4.60
	原野谷川	山名 (袋井市袋井)	5.00	5.70	6.50	7.00
水位周知河川	敷地川	笠梅橋	3.90	4.40	5.40	5.84
	仿僧川	鮫島橋	2.00	2.50	3.20	3.40
	今ノ浦川	今之浦橋	2.00	2.50	3.20	3.60
	宇刈川	横手橋 (袋井市久能)	1.80	2.70	2.80	3.20

【参考：基準水位】

- ・ 氾濫注意水位：水防団の出動の目安となる水位
- ・ 避難判断水位：洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。高齢者等避難の発令の判断をする目安となる水位
- ・ 氾濫危険水位：洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。水位が急激に上昇し、3時間以内に、氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなった場合は、予測に基づいて氾濫危険情報を発表され、避難指示の発令判断をする目安となる水位

【参考：水位等の情報提供】

- 国土交通省
川の防災情報 <http://www.river.go.jp> 【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>
- 静岡県
SIPOS-RADAR <http://sipos.pref.shizuoka.jp/>

4 避難指示等発令の基準

避難指示等の発令については、河川ごとに以下の基準を基に、今後の気象予測や河川の巡視等からの報告、気象庁の潮位に関する情報に注意し、総合的に判断する。国土交通省中部地方整備局浜松河川国道事務所や静岡県袋井土木事務所等、関係機関からの情報や助言等も参考にする。

(1)洪水予報河川

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
天竜川	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫警戒情報が発表され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②浜松市鹿島観測所の水位が5.6m(避難判断水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.1m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④堤防において漏水や浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫危険情報が発表され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②浜松市鹿島観測所の水位が6.0m(氾濫危険水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.4m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合 	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①浜松市鹿島観測所の水位が6.0m(氾濫危険水位)、又は浜松市中ノ町観測所の水位が3.4m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
太田川	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫警戒情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.3m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合(夕刻時点で発令) ④堤防において漏水や浸食等が発見された場合 	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫危険情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②磐田市新貝観測所の水位が4.6m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見された場合 	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①磐田市新貝観測所の水位が4.6m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 <p>(災害発生を確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合 ②「氾濫発生情報」が発表された場合
原野谷川	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫警戒情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれた場合 ②袋井市山名観測所の水位が6.5m(避難判断水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③高齢者等避難の発令が必要となる 	<ul style="list-style-type: none"> ①氾濫危険情報が発令され、さらに河川の水位の上昇が見込まれる場合 ②袋井市山名観測所の水位が7.0m(氾濫危険水位)を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合 ③堤防に異常な漏水や侵食等が発見 	<p>(災害が切迫)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①袋井市山名観測所の水位が7.0m(氾濫危険水位)を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合 ②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀

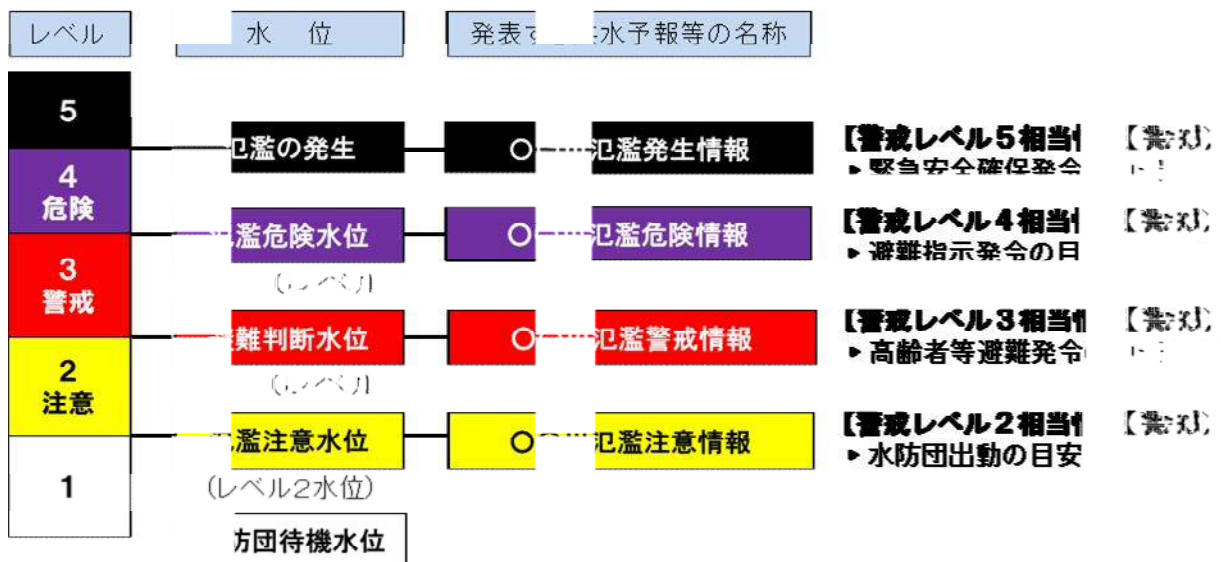
	<p>ような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p> <p>④堤防において漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>された場合</p>	<p>裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
--	---	--------------	--

(2)水位周知河川

河川名	【警戒レベル3】 高齢者等避難	【警戒レベル4】 避難指示	【警戒レベル5】 緊急安全確保
敷地川	<p>①磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.40m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.84m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①磐田市笠梅橋観測所の水位が 5.84m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
仿僧川	<p>①磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.20m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.40m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①磐田市鮫島橋観測所の水位が 3.40m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
今ノ浦川	<p>①磐田市今之浦橋観測所の水位が 3.20m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②磐田市今之浦橋観測所の水位が</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①磐田市今之浦橋観測所の水位が 3.60m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそ</p>

	<p>された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>3.60m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>れが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>
宇刈川	<p>①袋井市横手橋観測所の水位が 2.80m（避難判断水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②堤防に軽微な漏水や浸食等が発見された場合</p> <p>③高齢者等避難の発令が必要となるような強い雨を伴う前線や台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）</p>	<p>①氾濫危険水位（特別警戒水位）到達情報が発表され、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>②袋井市横手橋観測所の水位が 3.20m（氾濫危険水位）を観測し、さらに水位の上昇が見込まれる場合</p> <p>③堤防に異常な漏水や浸食等が発見された場合</p>	<p>（災害が切迫）</p> <p>①袋井市横手橋観測所の水位が 3.20m（氾濫危険水位）を超えて、水位が堤防天端高に到達し越水のおそれが高まった場合</p> <p>②堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合</p> <p>（災害発生を確認）</p> <p>①堤防の決壊や越水・溢水が発生した場合</p> <p>②「氾濫発生情報」が発表された場合</p>

5 河川水位情報と避難情報



6 解除基準

(1) 避難指示の発令後

水位が氾濫危険水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。また、堤防決壊等による浸水が発生した場合の解除については、河川からの氾濫のおそれなくなった段階を基本として解除する。

(2) 高齢者等避難の発令後で氾濫危険水位に達していない場合

水位が避難判断水位を下回り、水位の低下傾向が顕著であり、上流域での降雨がほとんどない場合を基本として解除する。

7 避難対象地区と避難場所

対象河川ごとの避難対象地区（町丁目）、避難場所は、表3-6-1及び表3-6-2のとおりである。

表 3-6-1 避難対象地区（洪水時）

①天竜川

地区	避難対象地区(自治会)
磐田	見付 東坂町、住吉町、権現町、宿町、地脇町、中川町、新通町、清水町、天王町、馬場町、元倉町、西坂町、一番町、河原町、加茂川通
	今之浦 今之浦(一丁目～五丁目)
	中泉 中央町、西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(浅間通、一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中通、宮本)、鳥之瀬町
	天竜 天龍、豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西貝 西貝塚、西之島、上南田、安久路、城之崎(一丁目、二丁目)
	御厨 鎌田(歙影、坊中、長江)、新貝、東貝塚、稗原
	南御厨 東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	長野 鮫島、小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島
	岩田 寺谷新田、寺谷塚上、寺谷塚下、匂坂上、匂坂中上、匂坂中下、匂坂新
	於保 大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中 1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番組北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	南 7番組、15番組、石田組、中島新町
	西部 塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北部 五十子、南島、蛭池、東小島
竜洋	西 掛塚(本町、砂町、中町、田町、大当町、横町、新町、蟹町、東町)、十郎島、白羽、川袋、野崎、豊岡(西堀、敷地、内名、吹上、江口、金洗、ビレッジハウス竜洋、豊岡団地)
	東 駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬
	北 竜洋中島、宮本、高木、松本、堀之内、平間、あおば、ニュータウン
豊田	富岡 富里、匂坂中之郷、七蔵新田、匂坂下、中野戸、気賀西、気賀東、加茂東、加茂西、加茂川原
	池田 池田(池田上、池田藤美、池田中、池田南)
	井通 上新屋、小立野、上万能、弥藤太島、森岡、一言里、豊田西之島、源平新田、長森、森下
	青城 中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、立野、ジェイハイム豊田立野、ベルメゾン豊田、森本、赤池、下本郷、上本郷、ジェイハイム豊田本郷
豊岡	北 上野部(神田、栗下、本村、太郎馬、田川、ビレッジハウス上野部)、下野部(川原)、合代島(合代島下)、新開
	南 上神増、壱貫地、神増、惣兵衛、平松、掛下、松之木島上、松之木島下、三家、下神増、中野東川原

②太田川

地区	避難対象地区(自治会)
磐田	中泉 西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(三丁目、四丁目、中通、宮本)
	天竜 豊島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西貝 西貝塚、西之島、上南田
	向笠 笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	御厨 鎌田(歙影、坊中、長江)、新貝、東貝塚、稗原
	南御厨 東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	長野 鮫島、小島
	田原 玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島
	於保 大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中 1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番組北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	南 7番組、15番組、石田組、中島新町
	西部 塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北部 五十子、南島、蛭池、東小島
	豊浜 豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)
竜洋	東 東平松、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬

③原野谷川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	御 厨	新貝、稗原 *太田川左岸の地域に限る。
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島 *太田川左岸の地域に限る。
福田	豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)

④敷地川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	二之宮四丁目
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田
	向 笠	笠梅、向笠新屋、向笠竹之内、向笠西、篠原、岩井
	御 厨	鎌田(鎌影、長江)、新貝、東貝塚、稗原 *太田川右岸の地域に限る。
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	田 原	三ヶ野、明ヶ島 *太田川右岸の地域に限る。
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
豊岡	東	敷南区、敷上区

⑤仿僧川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	中 泉	石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(三丁目、四丁目、中通、宮本)
	天 竜	天龍、豊島、北島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	長 野	鮫島、小島、野箱、白拍子、草崎、前野、新島、長須賀、刑部島
	於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	南	7番組、15番組、石田組、中島新町
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、東小島
竜洋	西	掛塚(本町、横町、新町、蟹町、東町)、豊岡(金洗)
	東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬
	北	竜洋中島、宮本、高木、堀之内、平間、あおぼ
豊田	井 通	一言里
	青 城	中田、気子島、宮之一色、海老塚、下万能、立野、ジェイハイム豊田立野、ベルメゾン豊田、森本、赤池、下本郷、上本郷、ジェイハイム豊田本郷

⑥今ノ浦川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	見 付	東坂町、住吉町、権現町、宿町、地脇町、中川町、新通町、清水町、天王町、元倉町、一番町、加茂川通
	今之浦	今之浦(一丁目～五丁目)
	中 泉	中央町、西町、田町、石原町、栄町、御殿、大泉町、二之宮(浅間通、三丁目、四丁目、中通、宮本)、鳥之瀬町
	天 竜	豊島、千手堂、万正寺、中野、上大之郷、下岡田、上岡田、中野団地
	西 貝	西貝塚、西之島、上南田、安久路、城之崎(一丁目、二丁目)
	御 厨	鎌田(歙影、長江)、東貝塚、稗原
	南御厨	東脇、新出、和口、東新屋、大立野、東新町、東新町県営住宅、東新町一丁目
	長 野	鮫島
於 保	大和田、上大原、中大原、下大之郷、川成、浜部	
福田	中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
	西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
	北 部	五十子、南島、蛭池、東小島

⑦宇刈川

地 区		避難対象地区(自治会)
磐田	御 厨	新貝、稗原 * 太田川左岸の地域に限る。
	田 原	玉越、三ヶ野、西島、明ヶ島 * 太田川左岸の地域に限る。

【参考】洪水浸水想定区域（住所町名）

地区名	浸水想定区域(住所町名)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川	
磐田地区 その1	ア 安久路	○	—	—	—	—	○	—	
		新島	○	—	—	—	○	—	
	イ 今之浦	○	—	—	—	—	○	—	
		岩井	—	○	—	○	—	—	
	オ 大泉町	○	○	—	—	○	○	—	
		大久保							
		大立野	○	○	—	○	—	○	
		大原	○	○	—	—	○	○	
	カ 笠梅	—	○	—	○	—	—	—	
		鎌田	○	○	—	○	—	○	
		上大之郷	○	○	—	—	○	○	
		上岡田	○	○	—	—	○	○	
		上南田	○	○	—	○	—	○	
	キ 北島	○	—	—	—	○	—	—	
		城之崎(1丁目、2丁目)	○	—	—	—	—	○	
		刑部島	○	—	—	—	○	—	
	ク 草崎	○	—	—	—	○	—		
	コ 国府台								
		小島	○	○	—	—	○	—	
	サ 匂坂上	○	—	—	—	—	—	—	
		匂坂新	○	—	—	—	—	—	
		匂坂中	○	—	—	—	—	—	
		鮫島	○	○	—	—	○	○	
	シ 篠原	—	○	—	○	—	—	—	
		下大之郷	○	○	—	—	○	○	
		下岡田	○	○	—	—	○	○	
		白拍子	○	—	—	—	○	—	
		新貝	○	○	○	○	—	—	
		真光寺	○	—	—	—	○	—	
		新出	○	○	—	○	—	○	
	セ 千手堂	○	○	—	—	○	○		
	タ 玉越	—	○	○	—	—	—		
	テ 寺谷	○	—	—	—	—	—	—	
		寺谷新田	○	—	—	—	—	—	
		天龍	○	—	—	—	○	—	
	ト 東新町	○	○	—	○	—	○	—	
		豊島	○	○	—	—	○	○	
		鳥之瀬	○	—	—	—	—	○	
	ナ 中泉	※右欄に掲げる町以外のところは洪水浸水想定区域外	石原町	○	○	—	—	○	○
			御殿	○	○	—	—	○	○
			栄町	○	○	—	—	○	○
			田町	○	○	—	—	—	○
			中央町	○	—	—	—	—	○
		西町	○	○	—	—	—	○	
		長須賀	○	—	—	—	○	—	
		中野	○	○	—	—	○	○	
	ニ 西貝塚	○	○	—	○	—	○	—	
		西島	—	○	○	—	—	—	
		西之島	○	○	—	○	—	○	
		二之宮	○	○	—	○	○	○	
二之宮浅間		○	—	—	—	—	○		
二之宮東		○	—	—	—	—	○		

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川		
磐田地区 その2	ノ 野箱	○	—	—	—	○	—	—		
	ハ 浜部	○	○	—	—	○	○	—		
	ヒ	稗原	○	○	○	○	—	○	○	
		東新屋	○	○	—	○	—	○	—	
		東貝塚	○	○	—	○	—	○	—	
		東山								
		東脇	○	○	—	○	—	○	—	
		彦島	—	○	○	—	—	—	○	
		平松掛下入作								
		フ	藤上原							
	富士見台									
	富士見町									
	マ	前野	○	—	—	—	○	—	—	
		万正寺	○	○	—	—	○	○	—	
	ミ	三ヶ野	—	○	○	○	—	—	○	
		三ヶ野台								
		水堀								
		見付	一番町	○	—	—	—	—	○	—
			加茂川通	○	—	—	—	—	○	—
			河原町	○	—	—	—	—	—	—
			権現町	○	—	—	—	—	○	—
			清水町	○	—	—	—	—	○	—
			宿町	○	—	—	—	—	○	—
			地脇町	○	—	—	—	—	○	—
			新通町	○	—	—	—	—	○	—
			住吉町	○	—	—	—	—	○	—
			中川町	○	—	—	—	—	○	—
			西坂町	○	—	—	—	—	—	—
			天王町	○	—	—	—	—	○	—
			馬場町	○	—	—	—	—	—	—
			東坂町	○	—	—	—	—	○	—
		元倉町	○	—	—	—	—	○	—	
	緑ヶ丘									
	明ヶ島	—	○	○	○	—	—	○		
	明ヶ島原									
	ム	向笠新屋	—	○	—	○	—	—	—	
		向笠竹之内	—	○	—	○	—	—	—	
		向笠西	—	○	—	○	—	—	—	
	モ	元天神町								
	ワ	和口	○	○	—	○	—	○	—	

*表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川	
福田地区	イ	五十子	○	○	—	○	○	—	
		一色	○	○	—	—	○	○	
	ウ	宇兵衛新田	○	○	—	—	○	○	
	オ	大原	○	○	—	—	○	○	
	シ	塩新田	○	○	—	—	○	○	
		下太	○	○	—	○	○	○	
	セ	清庵新田	○	○	—	—	○	○	
	タ	太郎馬新田	○	○	—	—	○	○	
	ト	豊浜	—	○	○	—	—	—	
		豊浜中野	—	○	○	—	—	—	
	ヒ	東小島	○	○	—	○	○	○	
		蛭池	○	○	—	○	—	○	
	フ	福田	仿僧川北	○	○	—	○	○	
			仿僧川南	○	○	—	—	○	
		福田中島	仿僧川北	○	○	—	○	○	
			仿僧川南	○	○	—	—	○	
	ミ	南島	○	○	—	○	○	○	
		南田	○	○	—	—	○	○	
		南田伊兵衛新田	○	○	—	—	○	○	
	竜洋地区	ウ	請負新田	○	○	—	—	○	—
エ		海老島	○	—	—	—	○	—	
オ		大中瀬	○	○	—	—	○	—	
		岡	○	—	—	—	○	—	
カ		掛塚	蟹町	○	—	—	—	○	—
			新町	○	—	—	—	○	—
		※右欄に掲げる町以外のところは洪水浸水想定外	砂町	○	—	—	—	—	—
			田町	○	—	—	—	—	—
			大当町	○	—	—	—	—	—
			中町	○	—	—	—	—	—
			東町	○	—	—	—	○	—
			本町	○	—	—	—	○	—
			横町	○	—	—	—	○	—
川袋		○	—	—	—	—	—		
コ		小中瀬	○	○	—	—	○	—	
		駒場	○	—	—	—	○	—	
シ		十郎島	○	—	—	—	—	—	
		白羽	○	—	—	—	—	—	
ス		須恵新田	○	○	—	—	○	—	
タ		高木	○	—	—	—	○	—	
ト		飛平松	○	—	—	—	○	—	
		豊岡	金洗	○	—	—	—	○	
			その他	○	—	—	—	—	
ナ		中平松	○	—	—	—	○	—	
ニ		西平松	○	—	—	—	○	—	
ハ		浜新田	○	○	—	—	○	—	
ヒ		東平松	○	○	—	—	○	—	
		平間	○	—	—	—	○	—	
ホ		堀之内	○	—	—	—	○	—	
マ		松本	○	—	—	—	—	—	
ミ	南平松	○	○	—	—	○	—		
	宮本	○	—	—	—	○	—		
リ	竜洋中島	○	—	—	—	○	—		
	竜洋稗原	○	○	—	—	○	—		

地区名	洪水浸水想定区域(住所)	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	傍僧川	今ノ浦川	宇刈川	
豊田地区	ア 赤池	○	—	—	—	○	—	—	
	イ 池田	○	—	—	—	—	—	—	
	エ 海老塚	○	—	—	—	○	—	—	
	カ	上新屋	○	—	—	—	—	—	—
		上本郷	○	—	—	—	○	—	—
		上万能	○	—	—	—	—	—	—
		加茂	○	—	—	—	—	—	—
	ケ	気子島	○	—	—	—	○	—	—
		源平新田	○	—	—	—	—	—	—
	コ 小立野	○	—	—	—	—	—	—	
	サ 笹原島	○	—	—	—	○	—	—	
	シ	下本郷	○	—	—	—	○	—	—
		下万能	○	—	—	—	○	—	—
	タ	高見丘							
		立野	○	—	—	—	○	—	—
	ト	東名	○	—	—	—	—	—	—
		富丘							
		富里	○	—	—	—	—	—	—
		豊田	○	—	—	—	—	—	—
		豊田西之島	○	—	—	—	—	—	—
	ナ	中田	○	—	—	—	○	—	—
		長森	○	—	—	—	—	—	—
	ヒ	東原							
		一言	○	—	—	—	○	—	—
	ミ 宮之一色	○	—	—	—	○	—	—	
	モ	森岡	○	—	—	—	—	—	—
		森下	○	—	—	—	—	—	—
		森本	○	—	—	—	○	—	—
	ヤ 弥藤太島	○	—	—	—	—	—	—	
	豊岡地区	イ	家田	—	—	—	○	—	—
壱貫地			○	—	—	—	—	—	
岩室									
オ		大平							
		大当所	—	—	—	○	—	—	—
カ		掛下	○	—	—	—	—	—	—
		上神増	○	—	—	—	—	—	—
		上野部	○	—	—	—	—	—	—
		神増	○	—	—	—	—	—	—
コ 合代島(合代島下)		○	—	—	—	—	—	—	
シ		敷地	—	—	—	○	—	—	—
		下神増	○	—	—	—	—	—	—
		下野部(川原)	○	—	—	—	—	—	—
		新開	○	—	—	—	—	—	—
ソ 惣兵衛下新田		○	—	—	—	—	—	—	
ヒ 平松		○	—	—	—	—	—	—	
マ		松之木島	○	—	—	—	—	—	—
		万瀬							
ミ 三家		○	—	—	—	—	—	—	
ム 虫生									
ヤ 社山									

* 表中の網掛けの地区は、洪水による浸水が想定されていないことを示す。

表3-6-2 避難場所（洪水時）

○洪水時における指定緊急避難場所

地区	避難場所	所在地	天竜川	太田川	原野谷川	敷地川	仿僧川	今ノ浦川	宇刈川
磐田	城山中学校	見付263-3	○					○	
	磐田北小学校	見付2352	○					○	
	富士見小学校	富士見町4-9-5	○						
	ワークピア磐田	見付2989-3	○					○	
	磐田市立総合体育館	見付4075-1	○					○	
	磐田第一中学校	国府台39-1	○					○	
	磐田中部小学校	中泉1203-2	○	○		○	○	○	
	磐田西小学校	中泉2522-2	○	○			○	○	
	磐田南小学校	千手堂1356-1	○	○			○	○	
	長野小学校	小島736	○	○			○	○	
	南部中学校	野箱32	○				○		
	西貝交流センター	西貝塚1377-5	○	○		○		○	
	東部小学校	東貝塚206	○	○		○		○	
	神明中学校	鎌田2262-74	○	○	○	○		○	○
	田原小学校	三ヶ野1030-1		○	○	○			○
	南御厨交流センター	東新屋613	○	○		○		○	
	静岡産業大学 (第2スポーツセンター)	大原1572-1	○	○			○	○	
	向笠小学校	向笠竹之内391-6		○		○			
向陽中学校	向笠竹之内1162-2	○							
大藤小学校	大久保282-1	○							
福田	福田中学校	福田中島3753-1	○	○			○		
	福田小学校	下太380	○	○		○	○	○	
	豊浜小学校	豊浜9		○	○				
	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	○	○		○	○	○	
竜洋	竜洋中学校	豊岡4473-8	○				○		
	竜洋西小学校	川袋1900	○				○		
	竜洋東小学校	中平松23	○	○			○		
	竜洋北小学校	堀之内356	○				○		
豊田	豊田東小学校	高見丘57	○						
	豊田中学校・豊田北部小学校	加茂243	○						
	豊田南小学校	森下300	○				○		
	豊田南中学校	立野200	○				○		
	青城小学校	中田55	○				○		
豊岡	豊岡中学校	合代島943	○			○			
	豊岡北小学校	下野部158-1	○			○			
	豊岡南小学校	上神増1410	○			○			

*次に掲げる8施設は、洪水時に想定される浸水深を考慮し、避難場所として開設しないものとする。

岩田小学校、於保農村婦人の家、福田中央交流センター、福田健康福祉会館、アミューズ豊田、豊岡総合センター体育館
豊岡南部会館、豊岡東交流センター

第4章 土砂災害

1 避難指示等発令の対象となる土砂災害

土砂災害とは、急傾斜地の崩壊、土石流若しくは地滑り又は河道閉塞による湛水を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。（土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）第2条）

「急傾斜地の崩壊」・・・傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。

「土石流」・・・山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。

「地滑り」・・・土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。

「河道閉塞による湛水」・・・土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。

本マニュアルにおいて避難指示等の発令対象とする土砂災害は、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された地域に土砂災害警戒情報が発表されたときとする。

(1) 土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域」、「土砂災害特別警戒区域」（都道府県が指定）

土砂災害防止法に基づき市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、以下に区域の定義を示す。

①土砂災害警戒区域

土砂災害が発生した場合に市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、警戒避難体制を特に整備すべき区域

②土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域のうち、土砂災害が発生した場合に建築物に損壊が生じ市民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあり、一定の開発行為の制限及び建築物の構造の規制をすべき区域

(2) その他の場所

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外の場所でも土砂災害が発生する場合もある。例えば、山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂の流出などにより、河川、道路、公共施設、人家等に被害を与えるおそれのある箇所を「山地災害危険地区」として指定している。

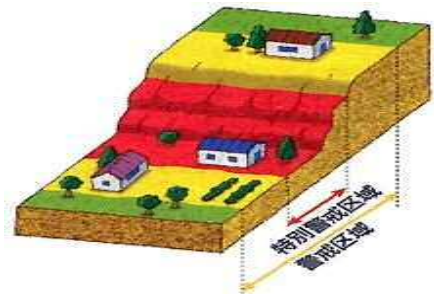


表 4-1-1 土砂災害防止法区域指定状況（磐田市）

（単位：箇所／令和 6 年 3 月 31 日現在）

土砂災害警戒区域				土砂災害特別警戒区域			
土石流	地すべり	急傾斜地	計	土石流	地すべり	急傾斜地	計
93	—	252	345	62	—	251	313

2 避難指示等を判断する情報

(1) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、土砂災害発生危険度が高まったとき、市長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるように静岡県と静岡地方気象台が共同で発表する防災情報で、原則市町単位で発表される。



（<http://www.jma.go.jp/bosai/#area>）

土砂災害警戒情報は、避難に要する時間を考慮して 2 時間先までに基準に到達すると予測されたとき（土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で「危険」（紫色）が出現したとき）に速やかに発表している。

(2) 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

大雨警報（土砂災害）及び土砂災害警戒情報等を補足する情報として気象庁が発表するもので、1 km 四方の領域（メッシュ）ごとに、土砂災害の危険度を 5 段階に判定した結果が表示され、常時 10 分ごとに更新されている。避難に要する時間を確保するために 2 時間先までの土壌雨量指数等の予想を用いている。

（<http://www.jma.go.jp/bosai/risk>）

(3) 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

静岡県が提供する土砂災害警戒情報の補足情報で、県内を 1km 格子単位に区切り、どの地域で土砂災害の危険が迫っているかを色分け表示したもので、静岡県総合基盤地理情報システムの土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択して確認することができる。

（<https://www.gis.pref.shizuoka.jp/>）

【参考】前兆現象

土砂災害には、「崖崩れ」、「地すべり」、「土石流」の 3 つの種類があり、これらが発生するときには、何らかの前兆現象が現れることがある。

① 崖崩れ

特徴: 斜面や地表に近い部分が、雨水の浸透や地震等でゆるみ、突然、

崩れ落ちる現象。崩れ落ちるまでの時間がごく短いため、人家の近くでは逃げ遅れも発生し、人命を奪うことが多い。

主な前兆現象: 崖にひび割れができる／小石がパラパラと落ちてくる／崖から水が湧き出る／



湧水が止まる、濁る／地鳴りがする

②地すべり

特徴:斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象。土塊の移動量が大きいため甚大な被害が発生する。

主な前兆現象:地面がひび割れ、陥没／崖や斜面から水が噴き出す／井戸や沢の水が濁る／地鳴り、山鳴りがする／樹木が傾く／亀裂や段差が発生



③土石流

特徴:山腹や川底の石、土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流される現象。時速 20～40km という速度で一瞬のうちに人家や畑などを壊滅させてしまう。

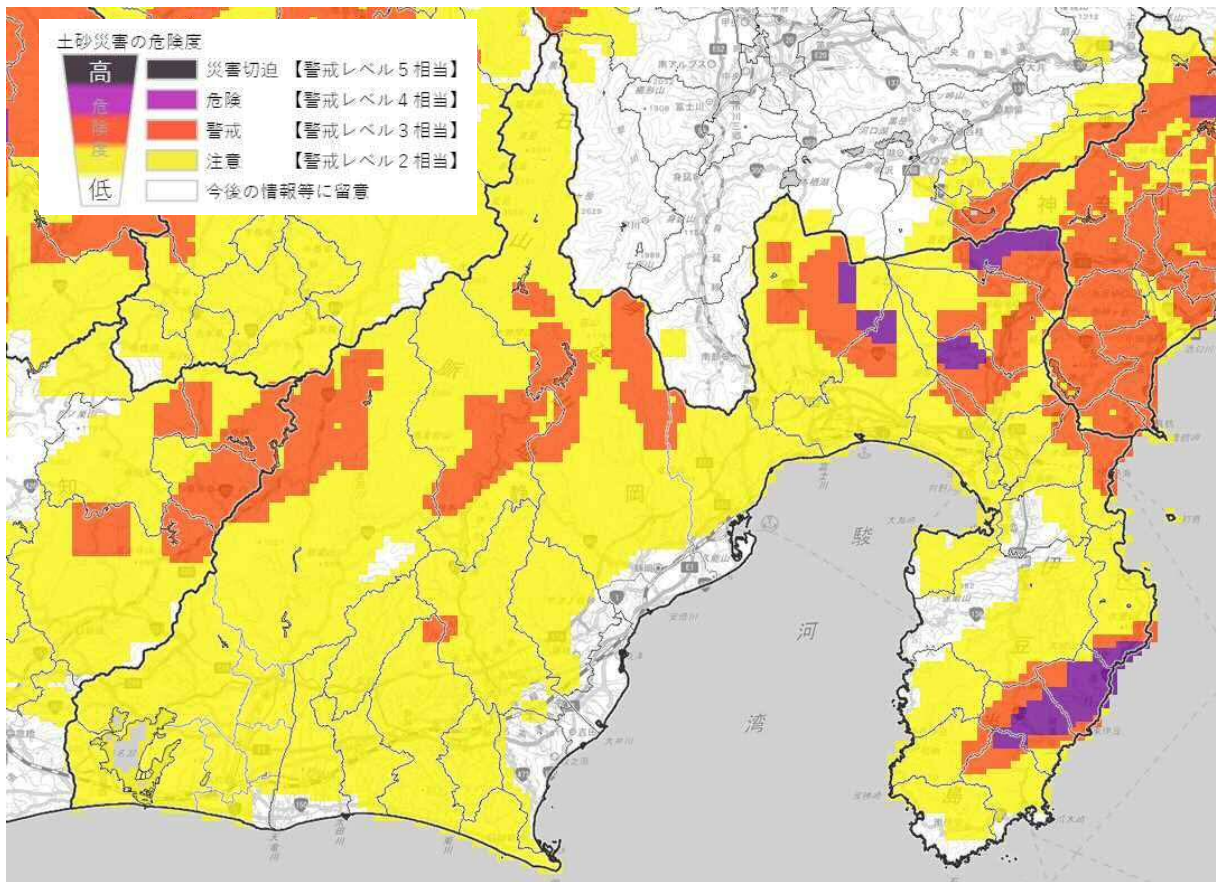
主な前兆現象:山鳴りがする／急に川の水が濁り、流木が混ざり始める／腐った土の匂いがする／降雨が続くのに川の水位が下がる／立木が裂ける音や石がぶつかり合う音が聞こえる



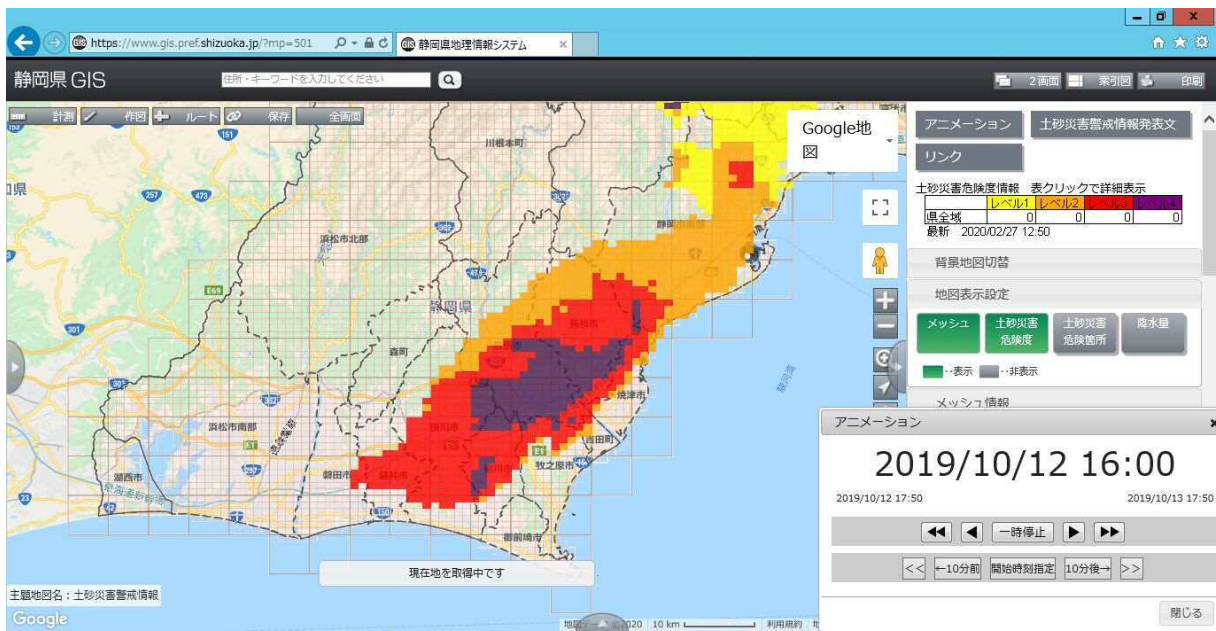
○土砂災害警戒情報の発表例

静岡県土砂災害警戒情報 第 号	
○年○月○日 ○○時○○分	
静岡県 静岡地方気象台 共同発表	
【警戒対象地域】 ○○市 △△市 □□町	土砂災害警戒情報が発表された市町名が示される。
【警戒文】	
<p><概況> 降り続く大雨のため、土砂災害警戒区域等では命に危険が及ぶ土砂災害がいつ発生してもおかしくない非常に危険な状況です。</p> <p><とるべき措置> 避難が必要となる危険な状況となっています【警戒レベル4相当情報[土砂災害]】 崖の近くや谷の出口など土砂災害警戒区域等にお住まいの方は、市町から発令される避難指示などの情報に留意し、少しでも安全な場所への速やかな避難を心掛けてください。</p>	
〔 静岡県内市町村地図に警戒対象地域を表示 〕	
■ 警戒対象地域	

○土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）の発表例



○静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの発表例（県砂防課）



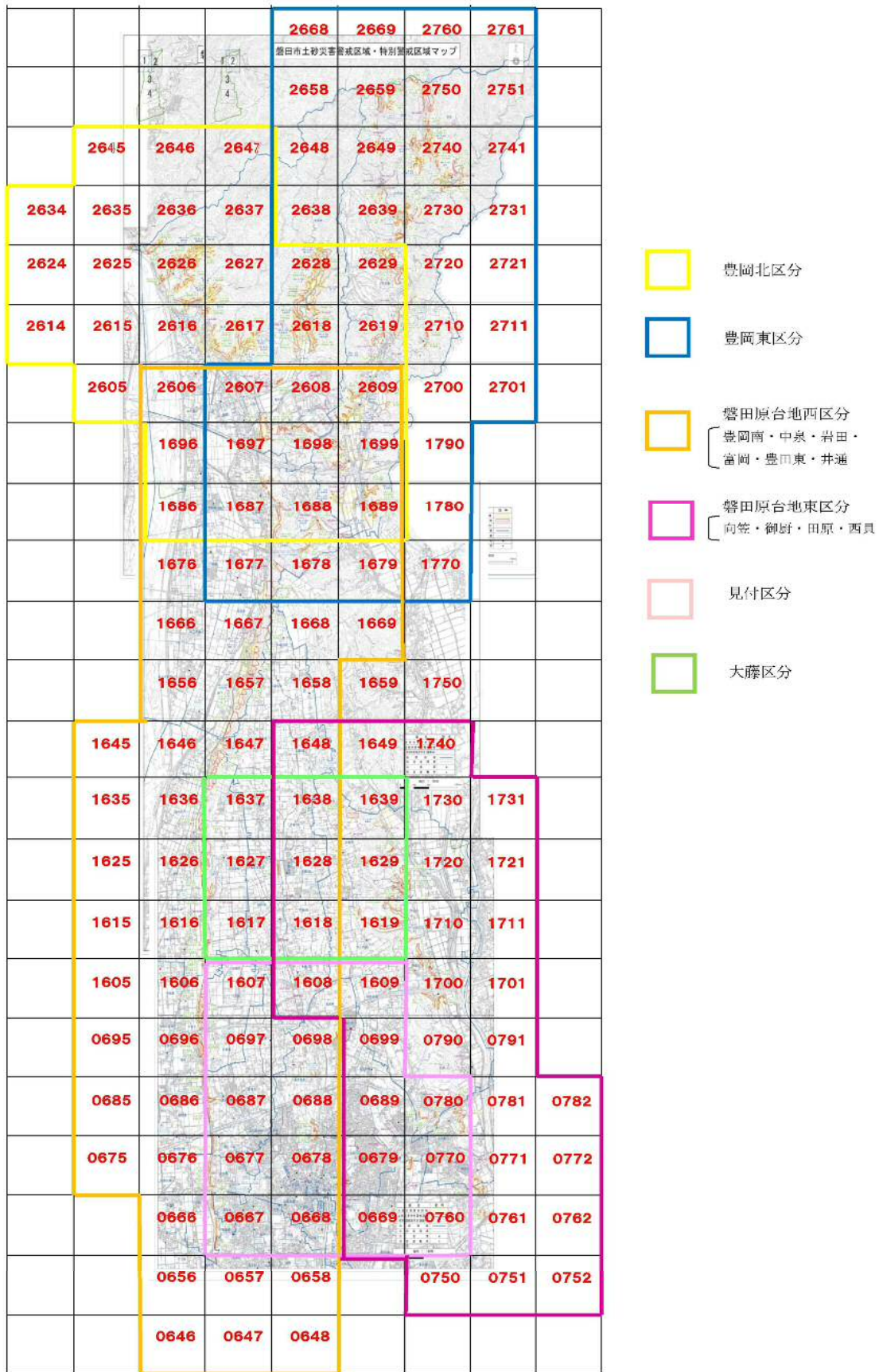
3 避難指示等の発令区域

土砂災害警戒情報は市町村単位で発表されるが、居住者等が危機感を持ち適時適切な避難行動につなげられるよう、避難指示等の発令区域を危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましい。そこで、市の地域性や地形等を考慮し、表4-3-1、図4-3-2のとおり6つに分割して設定しておくものとする。

表4-3-1 避難指示等の発令区域

No.	区分(発令区域)	地 区
1	豊岡北	豊岡北地区
2	豊岡東	豊岡東地区
3	磐田原台地西	豊岡南地区、中泉地区、岩田地区、富岡地区、豊田東地区、井通地区
4	磐田原台地東	向笠地区、御厨地区、田原地区、西貝地区
5	見付	見付地区
6	大藤	大藤地区

図4-3-2 磐田市土砂災害警戒区域マップ（1kmメッシュ）



4 避難指示等発令区域の設定と発令基準

(1) 避難対象区域（発令区域）の設定手順

ア 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

- ① 気象庁ホームページの土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において、市内及びその周辺の危険度分布の表示の有無を確認する。なお、10分ごとに更新されていることに留意する。
- ② 危険度分布に応じて求められる対応は、表4-4-1のとおりである。

表4-4-1 危険度分布に応じて求められる対応（気象庁）

色(危険度)	状況	発令の目安とされる避難情報	警戒レベル
黒色(災害切迫)	すでに大雨特別警報(土砂災害)の基準に到達	緊急安全確保	5相当
紫色(危険)	2時間先までに土砂災害警戒情報の基準に達すると予想	避難指示	4相当
赤色(警戒)	2時間先までに大雨警報(土砂災害)の基準に到達すると予想	高齢者等避難	3相当
黄色(注意)	2時間先までに注意報基準に到達すると予想	—	2相当

- ③ 表示された危険度分布（メッシュの位置）を図4-3-2と照合し、避難指示等の発令区域を特定する。

イ 静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システム

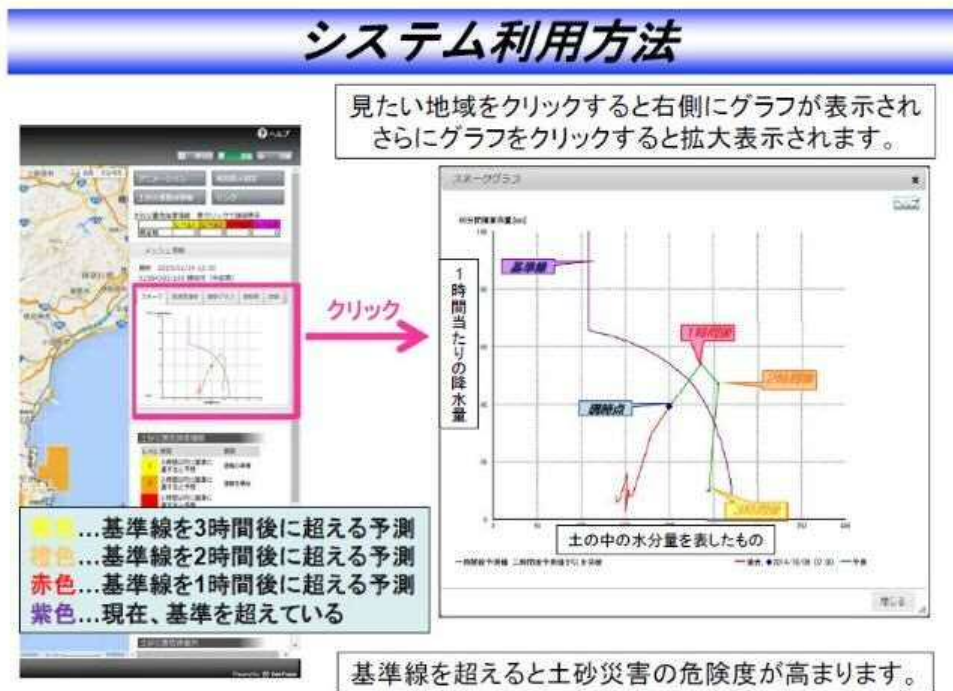
- ① 静岡県総合基盤地理情報システムの土砂災害情報マップから土砂災害警戒情報を選択し、「地図表示設定」の「メッシュ」、「土砂災害危険度」をクリックして危険度分布を確認し、補足情報として活用する。
- ② 危険度分布に応じて求められる対応は、表4-4-2のとおりである。

表4-4-2 危険度分布に応じて求められる対応（静岡県）

色	状況	発令の目安とされる避難情報	警戒レベル
紫色	現在基準に準に到している	避難指示等	土砂災害警戒情報発表基準を超過
赤色	1時間以内に基準に達すると予想		
橙色	2時間以内に基準に達すると予想		
黄色	3時間以内に基準に達すると予想	高齢者等避難	

- ③ 地図上見たい地域の格子（メッシュ）をクリックすると、右側にスネークグラフが表示され、1時間後から3時間後までの土砂災害の危険度を確認することができる。（図4-4-3参照）
- ④ 表示された危険度分布（メッシュの位置）を図4-3-2と照合し、避難指示等の発令区域を特定する。

図 4-4-3 スネークグラフの利用方法



(2) 発令基準

市に土砂災害警戒情報が発表されたことを基準とし、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、静岡県土砂災害警戒情報補足情報配信システムの危険度分布を確認し、前記(1)で特定した発令区域に避難指示等を発令する。

表 4-4-3 避難指示等の発令基準

避難情報	危険度分布	
	気象庁	静岡県
避難指示	紫色	紫色・赤色・橙色
高齢者等避難	赤色	黄色

※ 危険度が複数ある場合は、避難対象地区内で最も危険度の高いものに合わせて避難指示等を決定する。また、避難指示等の発令後に危険度が変化した場合も同様とする。

※ 土砂災害警戒情報の発表がない段階において、危険度を覚知した場合は、高齢者等避難を発令する。

5 留意事項

- (1) 避難行動をとるにあたっては、立退き避難を原則とする。
- (2) 避難指示等が発令された区域に居住する避難行動要支援者については、地域の共助体制により、逃げ遅れる者のないようお互いの助け合いを呼びかける。

6 解除基準

避難指示等の解除は、土砂災害警戒情報が解除された段階で市内一斉に行うことを基本とする。なお、土砂災害が発生した場合については、土砂災害が沈静化し被害拡大のおそれなくなり、安全が確保された段階を基本とし解除する。

7 避難対象地区と避難場所

土砂災害は、洪水等の他の災害と比較すると突発性が高く、精確な事前予測が困難であり、人的被害に結びつきやすい。一方で、対象範囲が小さく、危険な区域から少しでも離れば人的被害の軽減が期待できるという特性をもっている。そこで、避難行動については立退き避難を原則とし、立退き避難に遅れ、かつ、屋外の状況が悪化した場合のみ、止むを得ず屋内安全確保措置とする。この場合においては、屋内でも上階の谷側に待避するなど可能な限りの危険回避を心がけるものとする。

避難対象自治会とその避難場所は表4-7-1のとおりである。

なお、土砂災害は雨量と密接な関係があるため、大雨による河川の氾濫の危険も同時に予測される場合は、広域避難が必要である。

表 4-7-1 避難対象地区と避難場所

区分	地区	避難対象地区 (自治会)	避難場所	区分	地区	避難対象地区 (自治会)	避難場所		
磐田原台地 (西)	豊岡南	上神増	豊岡南小学校 ※3	豊岡北	豊岡北	神田	豊岡中学校		
		社山				栗下			
		神増				本村			
		惣兵衛				田川			
		平松				亀井戸			
		掛下				大楽地			
	岩田	寺谷新田	岩田小学校 ※5		豊岡東	豊岡東		合代島上	豊岡中学校
		寺谷上						合代島下	
		寺谷下						敷南区	
		匂坂上原						敷上区	
		匂坂上						大平南	
		匂坂中上						大平北	
		匂坂中下		虫生					
	匂坂新	万瀬							
	富岡	富里	豊田北部小学校 豊田中学校 (ながふじ学府小中一 体校)	磐田原台地 (東)		向笠	笠梅	向笠小学校	
		匂坂下					向笠竹之内		
		気賀東					向笠西		
		加茂東					篠原		
		加茂川原			岩井				
	高見丘	笠梅原							
	豊田東	富丘広野	豊田東小学校		竹之内原	岩井原	見付交流センター 磐田北小学校 ※4		
		富丘下原							
		富丘原新田							
		一言里			磐田西小学校				
一言北原									
井通	京見塚	磐田西小学校	田原		三ヶ野	田原小学校			
	一言南原			明ヶ島					
中泉	西新町			見付交流センター 磐田北小学校 ※4	大藤		大藤	東部台	
	加茂川通	大藤第1区	大藤小学校						
権現町	大藤第2区								
東大久保	大藤第3区								
富士見町	大藤第4区								
東坂町	大藤第6区								
住吉町	大藤第9区								
二番町	大藤第10区								
幸町	大藤第11区								
美登里町	大藤第12区								
元宮町	大藤第13区								
馬場町									

合計 14地区 76自治会

※1 地区ごとに避難場所を記載しているが、どこの避難場所に避難しても良い。

※2 自治会公会堂は、「共助」の範囲での開設とする。

※3 豊岡南小学校の体育館は土砂災害の警戒区域のため、校舎への避難とする。

※4 見付交流センターを優先的に開設し、状況に応じて磐田北小学校を開設する。

※5 天童川洪水ハザードマップの想定浸水深(最大規模)は5m以上のため、洪水時は岩田小学校の3階も浸水する可能性があるため、別の避難場所を指示する可能性がある。

第5章 津波災害

1 避難指示等発令の対象とする津波災害

本市は、南海トラフ巨大地震等の発生が想定されている地域で、平成25年6月27日に公表された「静岡県第4次地震被害想定（第一次報告）」によれば、発生頻度は極めて低いが、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの津波（レベル2、マグニチュード9程度）が発生した場合、想定津波高は最大12m、津波浸水区域は16.1km²、津波による犠牲者は最大で900人と想定されている。

このようなことから、本マニュアルでは想定される巨大地震によって発生する津波を対象とするものである。

2 避難指示等発令の基準

震源が沿岸に近い場合は地震発生から津波襲来までの時間が短いことから、少しでも早く避難する必要があり、特に、津波避難対象区域にいるときに強い揺れ又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示等の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要である。

そこで、巨大地震によって発生する津波災害においては、避難対象区域のすべてを避難指示の発令対象とし、できるだけ早く、できるだけ高い場所へ移動する立ち退き避難を原則とする。

表5-2-1 避難指示等の発令基準

発令区分	発令基準
避難指示	大津波警報、津波警報が発表されたとき

3 留意事項

津波から身を守るためには、津波避難施設の確保と併せ、次に掲げる適切な避難行動について常日頃から市民等に啓発しておくことが重要である。

(1) 避難場所と避難経路の把握

ア 津波避難タワーや津波避難ビルなど地域にある津波避難施設の場所及び避難経路を把握しておく。ただし、避難経路は、地震動による家屋やブロック塀などの倒壊により避難困難となる可能性があることから、日ごろから安全・確実な避難経路を複数選定しておく。

イ いつも家族が一緒ではないことから、家族は安全な場所に避難しているはずであると信じ、自分一人でも安全な場所に避難する。したがって、日ごろから、津波からの避難方法、連絡先などを話し合っておく。

(2) 早期の避難

強い揺れを感じた場合又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、まず身の安全を確保し、揺れが収まったら直ちに避難する。（サイレンやテレビからの情報を認知しなくても）

(3) 率先避難者になる

逃げる際は大声で「津波が来るぞ！逃げろ！」と言いながら周りの市民等の避難意識を高める。

(4) 避難の方法

徒歩による避難を原則とする。ただし、状況に応じて、車両等有効な手段を使用することが考えられる。

(5) 避難誘導する際の心構え

自らの命を守ることを最優先とし、津波到達予想時間や津波避難施設までの距離等を考慮し、移動時間を確保した上で実施する。

4 解除基準

(1) 津波に関する警報等がすべて解除された段階を基本として、解除する。

(2) 浸水被害が発生した場合には、津波に関する警報等がすべて解除され、かつ、陸地での浸水が解消した段階を基本として、解除する。

5 避難対象地区

津波避難対象地区は、「静岡県第4次地震被害想定」に基づく南海トラフ巨大地震（レベル2）の津波浸水想定区域と安政東海地震推定津波浸水区域の2つの津波浸水域を含む自治会とするが、周囲の標高等を考慮し、地形・地物を目安に指定する。（図5-5-1参照）

該当する自治会名については、表5-5-2のとおりである。市内の津波避難施設一覧表は、表5-5-3のとおりである。

なお、この地区は、「磐田市津波防災地域づくり推進計画」（平成27年11月）の「津波避難対象区域」と同じである。今後、静岡県知事による津波災害警戒区域及び津波災害特別警戒区域が指定された場合には、津波避難対象地区を見直すこととする。

○磐田市津波防災地域づくり推進計画（平成27年11月）における「津波避難対象区域」について

「津波避難対象区域」の境界は、津波浸水想定区域に対し、自治会境界及び周囲の標高を考慮しつつ、地形地物を目安に設定する。

- ▶ 市域西側は、沿道の敷地より海拔が高い国道150号以北には浸水が想定されていないことから、国道150号を境界とする。
- ▶ 市域東側の太田川右岸及び今ノ浦川の周辺は、概ね海拔2mで浸水が止まっていることから、周辺より高い構造の大池川沿いの市道南田大原線（大池川～大池～用水路～久保川～今ノ浦川）、JR東海道新幹線、県道豊浜磐田線を境界とする。
- ▶ 太田川左岸は、一部を除き全域に浸水が想定されることから、市域境を境界とする。

图5-5-1 津波避難対象地区

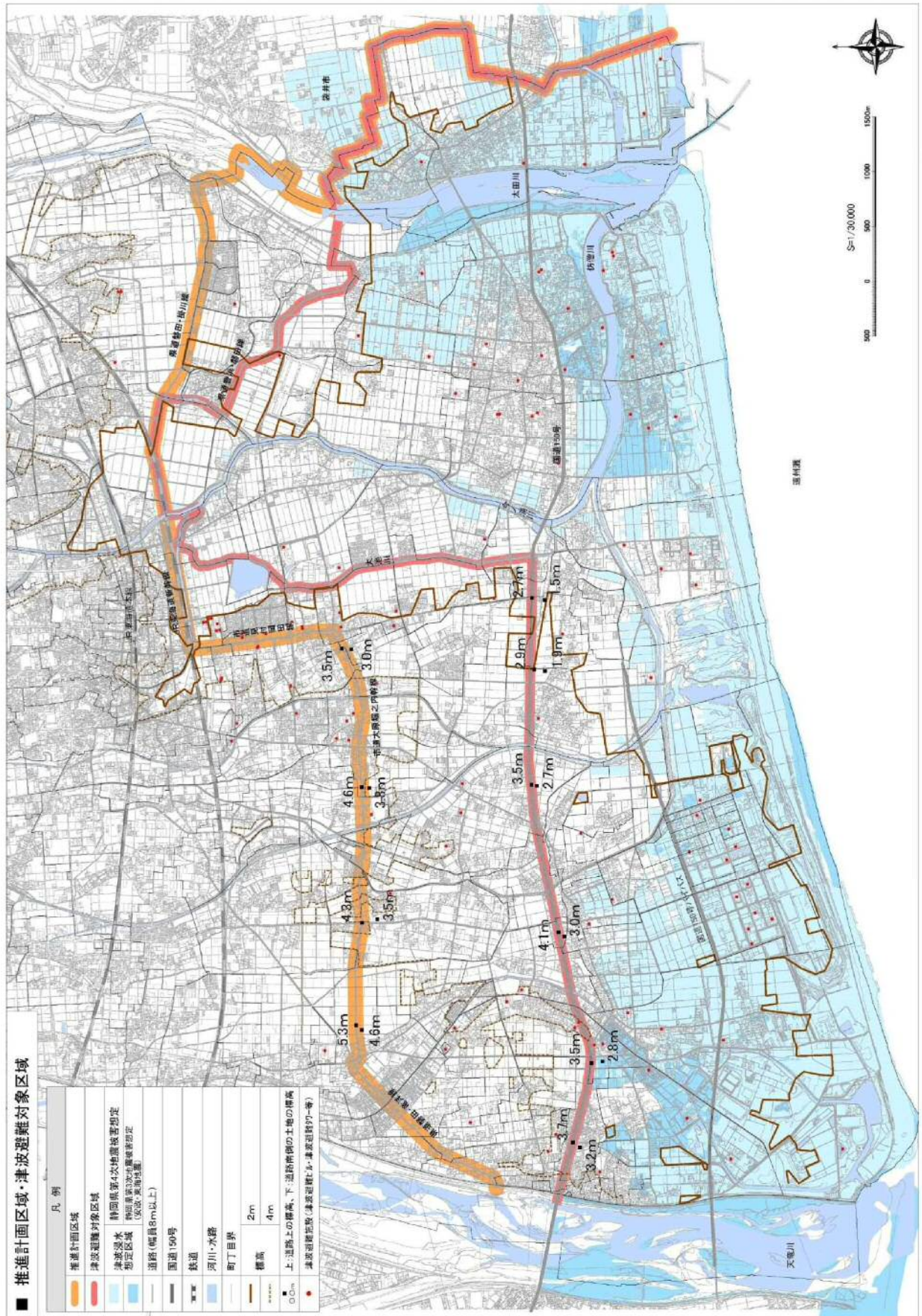


表 5-5-2 避難対象地区（津波災害時）

地 区	避難対象地区(自治会)
福 田 中	1番組、2番組、3番組、4番組、5番組、6の1番組、6の2番組、6の3番組、8番組、9の1番組、9の2番組、10の1番組、10の2番組、10の3番組、11番組、12番組、13番組、14番組、14番組北組、昭和組、下太、本田東、本田中、本田西、新田
福 田 南	7番組、15番組、石田組、中島新町
福 田 西 部	塩新田、一色、清庵新田、太郎馬新田、南田、長池、大原、大原新町
福 田 北 部	五十子、南島、蛭池、東小島
豊 浜	豊浜中野、豊浜(小島方、大島、雁代)
長 野	鮫島
於 保	大和田、上大原、中大原、川成、浜部
西 貝	西之島、上南田
竜 洋 西	掛塚(砂町、中町、田町、大当町、横町、新町、蟹町、東町)、白羽
竜 洋 東	駒場、岡、西平松、中平松、飛平松、東平松、海老島、竜洋稗原、大中瀬、小中瀬

表5-5-3 津波

令和6年3月末現在

No.	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
1	磐田	メルローズ I	二之宮1137-1	3	屋外	階段踊り場廊下	41	121
2	磐田	メルローズ II	二之宮1137-1	3	屋外	階段踊り場廊下	50	149
3	磐田	グランメール	二之宮1153-1	3	屋外	階段踊り場廊下	84	250
4	磐田	アダージョ	二之宮1161	3	屋外	階段踊り場廊下	47	140
5	磐田	ヴィヴァーチェ	二之宮1161	3	屋外	階段踊り場廊下	47	140
6	磐田	介護老人保健施設さくらの苑	二之宮1162	3	屋外	2階以上の フロア、外周廊下	3,391	10,174
7	磐田	エステート・ミューズ	二之宮1170-2	3	屋外	階段踊り場廊下	78	233
8	磐田	エステート・ミューズ 2	二之宮1170-1	3	屋外	階段踊り場廊下	86	256
9	磐田	グリンデルワルト	天竜943-1	5	屋外	階段踊り場廊下	136	407
10	磐田	インターラーゲン	天竜948-1	5	屋外	階段踊り場廊下	203	610
11	磐田	大日精化工業(株)東海寮	豊島86-7	5	屋外	共有フロア・屋上	720	2,160
12	磐田	エムズドリームIV	豊島1117-1	4	屋外	階段踊り場廊下	148	442
13	磐田	メゾンアルウェット I	豊島1451-3	4	屋外	階段踊り場廊下	183	549
14	磐田	ファーマーグロース	千手堂919	3	屋外	階段踊り場廊下	76	228
15	磐田	ファイングロウス	千手堂996-3	3	屋外	階段踊り場廊下	36	107
16	磐田	シャルマン	千手堂1065-1	3	屋外	階段踊り場廊下	76	226
17	磐田	磐田南小学校	千手堂1356-1	3	屋内	教室・廊下	3,219	9,657
18	磐田	ランドスケイプ	上大之郷103-2	3	屋外	階段踊り場廊下	78	233
19	磐田	ピュアマンション	上大之郷278	3	屋外	階段廊下	36	108
20	磐田	シルキーマンション	上大之郷322-5	4	屋外	階段廊下	38	115
21	磐田	マイシティ大之郷	上大之郷629	3	屋外	階段踊り場廊下	57	171
22	磐田	セトゥル イン オカタ	下岡田243	3	屋外	階段踊り場廊下	74	220
23	磐田	MO	上岡田918-1	3	屋外	階段踊り場廊下	87	259
24	磐田	上岡田ガーデンハイツA	上岡田989	3	屋外	階段廊下	119	358
25	磐田	上岡田ガーデンハイツB	上岡田991-1	3	屋外	階段廊下	42	126
26	磐田	プラザ上岡田 (NTN社員寮)	上岡田1039-1	5	屋内	2階以上の廊下	685	2,056
27	磐田	磐田グレイス第3マンション	上岡田1078-1	4	屋外	階段踊り場廊下	147	441
28	磐田	磐田グレイス第5マンション	上岡田1078-2	4	屋外	階段踊り場廊下	110	328
29	磐田	磐田グレイス第1マンション	上岡田1112-7	4	屋外	階段踊り場廊下	83	248
30	磐田	特別養護老人ホーム西之島の郷	西之島26-1	4	屋外	共有フロア・屋上	5,280	15,840

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
31	磐田	メッセミサキⅠ	鎌田1917-1	3	屋外	階段踊り場廊下	74	221
32	磐田	メッセミサキⅡ	鎌田1915-1	3	屋外	階段踊り場廊下	74	221
33	磐田	東部小学校	東貝塚206	3	屋内	教室・廊下	3,466	10,396
34	磐田	サンライズM	鮫島1256-1	3	屋外	階段踊り場廊下	91	271
35	磐田	特別養護老人ホーム第二遠州の園	鮫島1804-1	1	屋外	屋上	2,152	2,000
36	磐田	長野小学校	小島736	3	屋内	教室・廊下	2,565	7,695
37	磐田	南部中学校	野箱32	4	屋内	教室・廊下	4,077	12,231
38	磐田	Marohoto (マロート)	草崎793-2	3	屋外	階段踊り場廊下	62	184
39	磐田	静岡産業大学 (体育館)	大原1572-1	2	屋内	2階フロア	9,090	27,268
40	磐田	すずかけヘルスケアホスピタル	大原2042-4	5	屋外	階段踊り場廊下	428	1,284
41	磐田	コーポアザミ	下大之郷22-3	4	屋外	階段踊り場廊下	32	94
42	磐田	浜部津波避難タワー	浜部332-1	㍿	屋外	屋上	100	300
43	磐田	磐田市福田支所	福田400	4	屋内	2階以上フロア	3,182	9,546
44	福田	タンドレス	福田522-3	4	屋外	階段踊り場廊下	80	240
45	福田	アルンイワタ	福田1204-1	3	屋外	階段踊り場廊下	52	156
46	福田	マンションあすらん	福田1478-1	4	屋外	階段踊り場廊下	132	396
47	福田	ポートタウン	福田3138	4	屋外	階段踊り場廊下	47	140
48	福田	福田北津波避難タワー	福田3195	㍿	屋外	屋上	150	450
49	福田	グラントーク福田	福田3830-3	3	屋外	階段踊り場廊下	32	96
50	福田	中川排水ポンプ場	福田4774-5	2	屋外	屋上	161	482
51	福田	福田津波避難タワー	福田4898-1	㍿	屋外	屋上	150	450
52	福田	福田南交流センター	福田5489-2	2	屋外	2階階段・踊場 ・屋上	491	1,471
53	福田	南部第一排水ポンプ場	福田5494-47	2	屋外	屋内機械室	198	594
54	福田	フロントヒルズⅡ	福田5495-109	4	屋外	階段踊り場廊下	93	279
55	福田	フロントヒルズⅢ	福田5495-111	4	屋外	階段踊り場廊下	105	315
56	福田	ヒロキ工業津波避難タワー	福田5498-5	㍿	屋外	屋上	60	100
57	福田	ドルチェカーロ	福田6085-15	3	屋外	階段踊り場廊下	76	228
58	福田	カウベルⅦ	福田中島708-1	5	屋外	階段踊り場廊下	107	321

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
59	福田	ビリーブU	福田中島709-1	3	屋外	階段踊り場廊下	84	250
60	福田	ラ・メールI	福田中島847-1	3	屋外	階段踊り場廊下	53	159
61	福田	ラ・メールII	福田中島874-1	3	屋外	階段踊り場廊下	43	129
62	福田	エバーグリーン	福田中島1199-3	4	屋外	階段踊り場廊下	100	298
63	福田	市営はまぼう団地	福田中島3396-4	4	屋外	階段踊り場	113	340
64	福田	マンションBEY VIEW	福田中島3407-7	3	屋外	階段踊り場廊下	67	201
65	福田	マンションSEA VIEW	福田中島3408-2	3	屋外	階段踊り場廊下	51	153
66	福田	福田中学校	福田中島3753-1	3	屋外	教室・廊下 及び屋上	4,762	14,286
67	福田	福田小学校	下太380	3	屋内	教室・廊下	3,317	9,951
68	福田	㈱ケイ・アイ研究所	塩新田408-1	2	屋外	屋上	897	2,691
69	福田	アイケイ津波避難タワー	塩新田492-1	7	屋外	屋上	40	120
70	福田	川研ファインケミカル㈱研究棟	塩新田582-7	3	屋外	屋上	100	300
71	福田	㈱アイテック	南田伊兵衛新田35-1	2	屋外	屋上	222	120
72	福田	㈱理研グリーン	南田伊兵衛新田885-12	2	屋外	屋上	317	120
73	福田	長池配水場	大原3979-3	2	屋外	屋上	280	839
74	福田	福田屋内スポーツセンター	南島393-1	3	屋内	会議室・回り廊下	1,997	5,990
75	福田	遠州中央農業協同組合福田支店	南島529	2	屋外	屋上	220	220
76	福田	磐田ガバナステーション	東小島160-2	2	屋外	屋上	230	400
77	福田	豊浜小学校	豊浜9	3	屋外	教室・廊下 及び屋上	3,093	9,277
78	福田	豊浜配水場	豊浜533	2	屋外	屋上	330	990
79	福田	マルイ水産津波避難タワー	豊浜1075	7	屋外	屋上	100	300
80	福田	豊浜交流センター	豊浜2921-1	1	屋外	屋上	230	690
81	福田	太田川東バルブステーション	豊浜3614-1	2	屋外	屋上	50	150
82	福田	渚の交流館津波避難タワー	豊浜4127-43	7	屋外	屋上	100	300
83	福田	丸源旅館	豊浜4581	5	屋内	屋上・廊下	164	492
84	福田	福田中央交流センター	福田1587-1	2	屋内	会議室・テラス	702	2,106
85	竜洋	掛塚津波避難タワー	掛塚777	7	屋外	屋上	150	450
86	竜洋	グループホーム竜洋の家	掛塚1778-2	3	屋外	屋上・廊下	103	309
87	竜洋	メゾンクリスタル	掛塚3002-3	3	屋外	階段踊り場廊下	61	183
88	竜洋	第二白寿園	掛塚3160-1	3	屋外	廊下・屋上	1,159	3,477

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
89	竜洋	特別養護老人ホーム白寿園	掛塚3172	3	屋外	廊下・屋上	3,876	11,628
90	竜洋	介護老人保健施設五洋の里	掛塚3190-1	3	屋外	廊下・屋上	2,008	6,024
91	竜洋	(株)三光	掛塚3413-2	デッキ	屋外	屋上	80	235
92	竜洋	フェニックス竜洋	川袋1440-3	4	屋外	階段・踊り場	84	252
93	竜洋	竜洋西小学校	川袋1900	3	屋内	教室・廊下	2,800	8,400
94	竜洋	市営竜洋豊岡団地	豊岡2604-2	3	屋内	階段踊り場廊下	567	1,701
95	竜洋	竜洋中学校	豊岡4473-8	3	屋内	教室・廊下	4,216	12,647
96	竜洋	メゾンドアムール	豊岡5115-1	4	屋外	階段踊り場廊下	119	357
97	竜洋	メゾンオンディーヌ	豊岡5539	3	屋外	階段・踊り場	26	79
98	竜洋	メゾングランヒル	豊岡5961-2	3	屋外	階段踊り場廊下	62	186
99	竜洋	ビレッジハウス竜洋	豊岡6567-3	5	屋外	階段・踊り場	212	634
100	竜洋	竜洋なぎの木会館	豊岡6605-3	3	屋内	ベランダ等	2,183	6,549
101	竜洋	アルベール	豊岡6874-1	3	屋外	階段・踊り場	28	84
102	竜洋	メゾンドK	駒場38-1	3	屋外	階段踊り場廊下	54	162
103	竜洋	駒場北津波避難タワー	駒場325-1	ター	屋外	屋上	100	300
104	竜洋	駒場南津波避難タワー	駒場1644-14	ター	屋外	屋上	150	450
105	竜洋	天竜農場津波避難タワー	駒場6866-4	ター	屋外	屋上	178	520
106	竜洋	竜洋富士	駒場6866-5	築山	屋外		3,000	9,000
107	竜洋	磐田市竜洋支所	岡729-1	3	屋内	2階以上フロア	1,663	4,988
108	竜洋	竜洋東小学校	中平松23	3	屋外	教室・廊下 及び屋上	2,462	7,384
109	竜洋	エーハウス(A HOUSE)	飛平松24-2	3	屋外	階段踊り場廊下	43	129
110	竜洋	アクト津波避難タワー	飛平松237-1	ター	屋外	屋上	56	160
111	竜洋	(株)河合楽器製作所厚生会館	飛平松252	2	屋外	屋上	605	500
112	竜洋	東亜化成(株)	東平松401-1	ター	屋外	屋上	50	150
113	竜洋	(株)アコー磐田工場	東平松500-1	デッキ	屋外	屋上	72	210
114	竜洋	(株)TF-METAL磐田第一工場	海老島1461	2	屋外	屋上	150	300
115	竜洋	(有)新村鉄工所	海老島1546	2	屋外	屋上	19	15
116	竜洋	(株)アコー倉庫棟	大中瀬873-1	3	屋内	3階スペース ・屋上	63	100
117	竜洋	小中瀬津波避難タワー	小中瀬55-2	ター	屋外	屋上	100	300
118	竜洋	(株)河合楽器製作所西第2工場	南平松3-1	1	屋外	屋上	56	50

	地区	対象物名称	所在地	階数 (階)	階段	利用範囲	利用可能 床面積 (㎡)	収容人員 3人/㎡ (人)
119	竜洋	㈱河合楽器製作所西第1工場	南平松4	2	屋外	屋上	70	90
120	竜洋	㈱スズシゲ	南平松9-12	2	屋外	屋上	634	634
121	竜洋	西遠ゴム工業(㈱竜南工場)	南平松10-3	2	屋外	屋上	60	60
122	竜洋	㈱TF-METAL竜洋事業所	南平松11-1	2	屋外	屋上	50	150
123	竜洋	㈱古山鋼材	南平松11-3	2	屋外	屋上	36	16
124	竜洋	竜洋北小学校	堀之内356	3	屋内	教室・廊下	1,610	4,830

第6章 情報伝達

1 避難行動の認識の徹底

避難指示等が発令された場合、市民等が短時間のうちに適切な避難行動をとるためには、一人ひとりが、あらかじめ想定される災害ごとにどのような避難行動をとればよいか、立退き避難をする場合にどこに行けばよいか、避難に際してどのような情報に着目すればよいかをあらかじめ認識しておく必要がある。

市ではこうした状況を平常時から市民等に対して啓発し、市民等は積極的に自ら情報を入手するように努め、適切な避難行動につなげることが重要である。

2 情報伝達の手段

伝達手段には、防災行政無線など情報の受け手側の能動的な操作を伴わず、必要な情報が自動的に配信されるタイプ（PUSH型）と、テレビ放送など能動的な操作により必要な情報を取りに行くタイプ（PULL型）の2種類があり、様々な伝達手段を組み合わせることで、広く確実に伝達することが基本である。

伝達手段別の注意事項は、次のとおりである。

①防災行政無線（同報無線）による放送

防災行政無線は、市が地域の市民等に直接、防災情報、土砂災害情報、河川水位情報等を伝えることができる手段である。しかし、屋外スピーカーから情報を放送する場合は、大雨で音がかき消されたりするように、気象条件、設置場所、建物構造等によっては、情報伝達が難しく、テレビ、ラジオ、メール等よりも伝達できる情報量は限られる。

②いわたホットメール・磐田市LINE公式アカウントによる配信

携帯電話やスマートフォン、パソコンなどのメール機能を利用し、気象警報、避難所開設や避難指示等の防災情報を配信する。また、防災行政無線の放送内容もメール配信され、聞き逃しや聞き漏らしを減らす効果がある。

③磐田市ホームページ

トップページ上の「防災リンク集」から、磐田市河川情報、雨量情報、静岡県土木総合防災情報「サイポスレーダー」、国土交通省「川の防災情報」、気象庁ホームページなどを閲覧できる。

災害時の「同報無線放送内容」等の最新情報は、トップページから確認できる。

④緊急速報メール

緊急速報メールは、市町村からの避難指示等の情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信（一斉メール）することができる手段で、市民等以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。但し、機種が古い等の理由により一部の携帯電話は利用できない場合がある。

⑤静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」

静岡県のスマートフォン向け総合防災アプリ「静岡県防災」は、気象や避難情報などの災害に関する緊急情報のプッシュ通知や現在位置のハザードマップにおける危険度を確認できる。

⑥テレビ放送

避難指示等の速報性の高い情報がテロップ（文字情報）により迅速に発信され、繰り返し呼びかけられるなど、避難行動に結びつきやすい伝達手段である。データ放送の活用も考えられる。

⑦ラジオ放送

携帯性に優れ、停電時でも受信できるという長所があるが、一般的に、テレビに比べラジオの聴取率は少なく、放送範囲も限られることから、ラジオのみによって地域全体に情報伝達を行うのは難しい。なお、市は、FMハローやK-MIXなどと情報提供に関する協定を締結している。

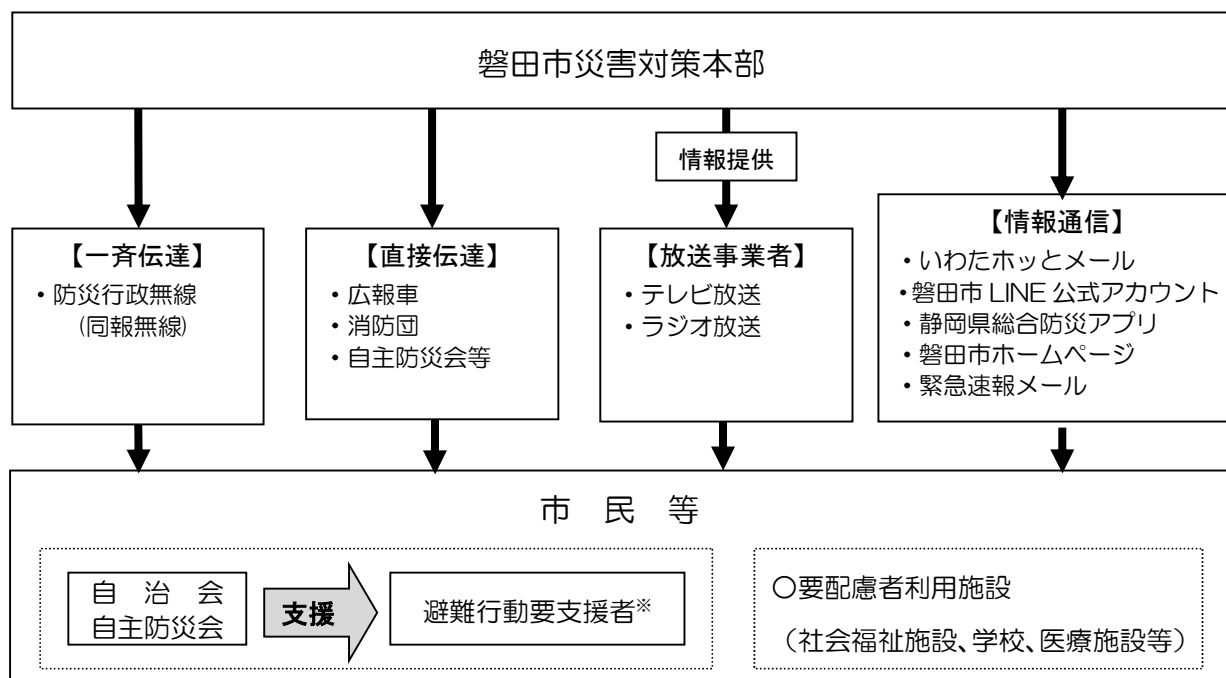
⑧広報車、消防団による広報

車両を使用した広報は、避難指示等と呼びかける地域を実際に巡回して直接伝達するため、現地状況に応じた顔が見える関係での避難の呼びかけができるが、その周辺一帯が浸水等の被害を受けている場合は、対象地域を巡回できないことがある。

⑨自主防災組織、近隣市民等による直接的な声掛け

自治会、自主防災会、近隣住民等による直接的な声掛けは、対象者に直接情報を伝えることができるため、確実性が高いといった利点があり、要配慮者の避難支援につなげることができる。しかし、前記⑦の広報車等による広報と同様に、自分自身の安全を考慮した移動必要時間の確保が不可欠である。

○避難指示等情報伝達のイメージ図



※ 「避難行動要支援者」とは、要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。

3 避難情報等の広報文例

防災行政無線を使用した場合の避難指示等の広報文例について、表6-3-1に示す。
 なお、文例は緊急速報メールや広報車による広報文案として活用する。

* 広報時の留意事項

- ①避難場所については、具体的に伝達する。
- ②避難に支障となることがある場合（道路冠水、がけ崩れ等）は、その状況も併せて伝達する。

表6-3-1 防災行政無線を使用した避難指示等の広報文例

災害種別	情報の種類	広報文例
台 風	注 意 喚 起	(件名) 台風〇〇号の今後の動きにご注意ください ■こちらは、広報いわたです。 ■台風〇号の接近に伴い、〇日の〇〇から〇〇にかけて広い範囲で雨や風が強まるおそれがあります。 ■台風が接近する前に、備蓄品の準備や、飛ばされやすい物の片付けなど事前の備えをしてください。 ■また、今後の台風情報に注意し、最新の気象情報を確認してください。
	高齢者等避難	(件名) 【警戒レベル3】高齢者等避難の発令 ■こちらは、広報いわたです。 ■台風〇号の接近に伴い、〇時〇分に、市内全域に【警戒レベル3】高齢者等避難を発令し、11か所の避難場所を開設しました。 避難場所は、見付交流センター、ワークピア磐田、向陽中学校、神明中学校、南部中学校、福田中央交流センター、福田中学校、豊浜小学校、竜洋中学校、豊田南中学校、豊岡中学校です。 ■高齢者や障害のある方など、避難に時間のかかる方は避難を開始してください。 ■その他の方についても、今後の気象情報に注意し、危険を感じたら早めに避難してください。

災害種別	情報の種類	広報文例
水 害	高齢者等避難	<p>(件名) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送 ■ 磐田市危機管理課からお知らせします。 ■ 〇〇川が増水し、氾濫のおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。 ■ 避難対象地区は、〇〇地区です。 ■ 開設している避難場所は、〇〇です。 ■ 洪水浸水想定区域にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、市の指定避難場所や安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ それ以外の方も、避難の準備を整えたとともに、危険を感じたら、自主的に避難してください。
	避難指示	<p>(件名) 警戒レベル4 避難指示の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送 ■ 磐田市危機管理課からお知らせします。 ■ 〇〇川が増水し、氾濫のおそれが高まったため、〇時〇分に警戒レベル4 避難指示を発令しました。 ■ 避難対象地区は、〇〇地区です。 ■ 開設している避難場所は、〇〇です。 ■ 洪水浸水想定区域にいる方は市の指定避難場所や安全な親戚・知人宅等に今すぐに避難してください。 ■ 市の指定避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、身の安全を確保してください。
	緊急安全確保 (切迫)	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送。 ■ 磐田市危機管理課からお知らせします。 ■ 〇〇川が増水し、既に堤防を越え氾濫が発生しているおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 ■ 避難対象地区は〇〇地区です。 ■ 開設している避難場所は、〇〇です。 ■ 市の指定避難場所等への避難が危険な場合には、自宅や近くの建物で少しでも浸水しにくい高い場所に移動するなど、命の危険が迫っています。直ちに身の安全を確保してください。
	緊急安全確保 (河川が氾濫)	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令 (〇〇川)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送。 ■ 磐田市危機管理課からお知らせします。

		<ul style="list-style-type: none">■〇〇川が堤防を越えて氾濫が発生したため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。■避難対象地区は〇〇地区です。■命の危険が迫っています。大至急近くの安全な場所に避難するか、屋内の安全な場所に避難してください。直ちに身の安全を確保してください。
--	--	--

災害種別	情報の種類	広報文例
土砂災害	高齢者等避難	<p>(件名) 警戒レベル3 高齢者等避難の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送。 ■ 磐田市危機管理課からお知らせします。 ■ 土砂災害の発生するおそれがあるため、〇時〇分に警戒レベル3 高齢者等避難を発令しました。 ■ 避難対象自治会は、〇〇自治会です。 ■ 開設している避難場所は〇〇です。 ■ 土砂災害警戒区域内にいる高齢者や障害のある人など避難に時間のかかる方やその支援者の方は、市の指定避難場所や公会堂、安全な親戚・知人宅等に速やかに避難してください。 ■ それ以外の方も、避難の準備を整えるとともに、危険を感じたら、自主的に避難してください。 ■ 特に、崖付近や沢沿いにお住まいの方や、避難経路が通行止めになるおそれがある方は、自主的に避難してください。 <p>※公会堂が土砂災害警戒区域内にある自治会は、あらかじめ指定した避難場所を付け加えて広報する。(以下、土砂災害において同じ。)</p>
	避難指示	<p>(件名) 警戒レベル4 避難指示の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送。 ■ 磐田市危機管理課からお知らせします。 ■ 土砂災害の危険性が高まっているため、〇時〇分に警戒レベル4 避難指示を発令しました。 ■ 避難対象自治会は、〇〇自治会です。 ■ 開設している避難場所は〇〇です。 ■ 土砂災害警戒区域内にいる方は、市の指定避難場所や公会堂、安全な親戚・知人宅に等に今すぐ避難して下さい。 ■ 避難場所等への避難が危険な場合は、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、身の安全を確保してください。
	緊急安全確保 (切迫)	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 緊急放送、緊急放送 ■ 磐田市危機管理課からお知らせします。 ■ 土砂災害の危険性が非常に高まっているため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 ■ 避難対象自治会は〇〇自治会です。 ■ 土砂災害警戒区域内にいる方で、避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、命の危険が迫っています。直ちに身の安全を確保してください。

	<p>緊急安全確保 土砂災害発生</p>	<p>(件名) 警戒レベル5 緊急安全確保の発令</p> <ul style="list-style-type: none"> ■緊急放送。緊急放送。 ■磐田市危機管理課からお知らせします。 ■〇〇地区で土砂災害が発生したため、〇時〇分に警戒レベル5 緊急安全確保を発令しました。 ■避難対象自治会は〇〇自治会です。 ■命の危険が迫っています。土砂災害警戒区域内にいる方で、避難場所等への避難が危険な場合には、少しでも崖や沢から離れた建物や自宅内の部屋に移動するなど、直ちに身の安全を確保してください。
--	--------------------------	--

災害種別	情報の種類	広報文例
津波災害	津波注意報	<p>* Jアラートによる放送後 [津波注意報サイレン吹鳴]</p> <p>■緊急放送、緊急放送</p> <p>■こちらは、広報いわたです。</p> <p>■津波注意報が発表されたため、海岸や河川から離れてください。</p>
	津波警報 大津波警報	<p>* Jアラートによる放送後 [津波警報（大津波警報）サイレン吹鳴]</p> <p>■緊急放送、緊急放送</p> <p>■こちらは、広報いわたです。</p> <p>■津波警報（大津波警報）が発表されたため、大至急避難してください。</p> <p>■直ちに、海岸や河川から離れ、高いところに避難してください。</p>
	津波警報 大津波警報	<p>* Jアラートによる放送後 [津波警報（大津波警報）サイレン吹鳴] (切迫性がある場合)</p> <p>■津波（大津波）です。津波（大津波）です。</p> <p>■直ちに、高いところに避難しなさい。直ちに、高いところに避難しなさい。</p> <p>■津波（大津波）です。津波（大津波）です。</p> <p>■逃げろ。逃げろ。</p>
水害 土砂災害 津波災害	解除	<p>(件名) 避難情報の解除</p> <p>■こちらは、広報いわたです。磐田市危機管理課からお知らせします。</p> <p>■〇〇川の水位が下降したため(土砂災害の危険性がなくなったため/津波災害の危険性がなくなったため)、〇〇地区に発令していた水害(土砂災害/津波災害)に関する〇〇(情報の種類)を解除します。</p> <p>*複数の避難情報が発令されている地区で、別の避難情報が継続している場合は、当該情報について注意喚起するよう付け加えて広報する。</p> <p>(例示) なお、土砂災害に関する〇〇(避難の種類)は引き続き発令されていますので、十分に警戒してください。</p>

様式-1 (派遣要請様式)

第 号
令和 年 月 日

国土交通省中部地方整備局
浜松河川国道事務所長 殿

磐田市災害対策本部長
磐田市長 ○○ ○○

災害対策用資機材等の派遣について (要請)

標記について、当局管内において発生した災害対応のため、下記のとおり要請します。

記

1. 要請理由 (例) 台風○○号により発生した内水排除のため
2. 要請箇所 静岡県磐田市○○地先 (別図参照)
3. 引渡希望日 令和 年 月 日 時 分
4. 受取責任者 ○○部○○課長 ○○ ○○
電話番号 0538-00-0000

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資機材名等	規格	台数	備考
○○○車(00-0000)	○○○	1台	

6. 使用予定期間 令和 年 月 日~令和 年 月 日

7. 操作要員等

操作員	不必要・必要 (名)
保守員	不必要・必要 (名)
設置・撤去員	不必要・必要 (名)
設置機械 (クレーン等)	不必要・必要 (機械 台)

様式－２（派遣回答様式）

第 号
令和 年 月 日

磐田市災害対策本部長
磐田市長 ○○ ○○ 殿

国土交通省中部地方整備局
浜松河川国道事務所長 ○○ ○○

災害対策用資機材等の派遣について（回答）

標記について、下記のとおり出勤を指示した旨を回答する。

記

1. 引き渡し場所 静岡県磐田市○○地先（別図参照）
○○○○○○事務所

2. 引き渡し日 令和 年 月 日 時 分

3. 派遣側責任者 ○○○○○課長 ○○ ○○
電話番号 〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

4. 受取責任者 ○○部○○課長 ○○ ○○
電話番号 〇 5 3 8－〇〇－〇〇〇〇

5. 要請資機材の
種類・規格・台数

資機材名等	規格	台数	備考
○○○車(00-0000)	○○○	1台	

6. 派遣予定期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

7. 操作要員等
操作員 〇名
保守員 〇名
設置・撤去員 〇名
設置機械（クレーン等） 機械 〇台

資料 1201-2 災害対策用車両一覧表

(令和3年4月現在：静岡県水防計画書)

災害対策機械名	建設機械番号	規 格	数量	購入年度	保管事務所	緊急自動車	
対策本部車	13-1519	拡幅型	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○	
	21-4502	拡幅型	1台	平成21年度	沼津河川国道事務所	○	
	21-4503	拡幅型	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○	
	26-4508	拡幅型	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
	30-1505	拡幅型	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○	
	R02-4506	拡幅型	1台	令和2年度	木曾川上流河川事務所	○	
	R02-4507	拡幅型	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	
	R02-4508	拡幅型	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○	
待機支援車	16-1510	大型	1台	平成16年度	高山国道事務所	○	
	16-1511	大型	1台	平成16年度	飯田国道事務所	○	
	19-1515	ハス型	1台	平成19年度	紀勢国道事務所	○	
	21-4510	小型	1台	平成21年度	静岡河川事務所	○	
	21-4511	小型	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○	
	26-4509	小型	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	
	R02-4509	ハス型	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
	排水ポンプ車	18-4502	30m ³ /min	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○
18-4503		30m ³ /min	1台	平成18年度	三重河川国道事務所	○	
18-4504		30m ³ /min	1台	平成18年度	木曾川上流河川事務所	○	
18-4505		30m ³ /min	1台	平成18年度	木曾川下流河川事務所	○	
18-4513		30m ³ /min	1台	平成18年度	天竜川上流河川事務所	○	
19-4502		30m ³ /min	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○	
19-4503		30m ³ /min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	
19-4504		30m ³ /min	1台	平成19年度	沼津河川国道事務所	○	
19-4505		30m ³ /min	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○	
19-4506		30m ³ /min	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○	
19-4509		30m ³ /min	1台	平成19年度	木曾川下流河川事務所	○	
20-4504		30m ³ /min	1台	平成20年度	豊橋河川事務所	○	
20-4505		30m ³ /min	1台	平成20年度	静岡河川事務所	○	
20-4506		30m ³ /min	1台	平成20年度	木曾川下流河川事務所	○	
20-4507		30m ³ /min 揚程20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○	
21-4504		30m ³ /min	1台	平成21年度	浜松河川国道事務所	○	
21-4505		30m ³ /min	1台	平成21年度	庄内河川事務所	○	
21-4506		30m ³ /min	1台	平成21年度	木曾川上流河川事務所	○	
21-4507		30m ³ /min 揚程20m	1台	平成21年度	中部技術事務所	○	
22-4503		30m ³ /min	1台	平成22年度	沼津河川国道事務所	○	
24-4500		30m ³ /min	1台	平成24年度	庄内河川事務所	○	
24-4501		30m ³ /min	1台	平成24年度	豊橋河川事務所	○	
25-4500		30m ³ /min	1台	平成25年度	木曾川上流河川事務所	○	
25-4501		30m ³ /min	1台	平成25年度	天竜川上流河川事務所	○	
25-4502		30m ³ /min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	
25-4503		30m ³ /min	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○	
26-4500		30m ³ /min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	
26-4501		30m ³ /min	1台	平成26年度	浜松河川国道事務所	○	
26-4502		30m ³ /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
26-4503		30m ³ /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
26-4504		30m ³ /min	1台	平成26年度	中部技術事務所	○	
26-4505		15m ³ /min 揚程20m	1台	平成26年度	沼津河川国道事務所	○	
27-4501		30m ³ /min	1台	平成27年度	浜松河川国道事務所	○	
R02-4510	30m ³ /min	1台	令和2年度	豊橋河川事務所	○		
R02-4511	30m ³ /min	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○		
R02-4512	30m ³ /min	1台	令和2年度	天竜川上流河川事務所	○		
R02-4513	30m ³ /min	1台	令和2年度	中部技術事務所	○		
照 明 車	13-1520	20kVA	10m	1台	平成13年度	静岡国道事務所	○
	15-1512	25kVA	10m	1台	平成15年度	飯田国道事務所	○
	15-1513	25kVA	10m	1台	平成15年度	紀勢国道事務所	○
	16-1512	25kVA	10m	1台	平成16年度	岐阜国道事務所	○
	16-1513	25kVA	10m	1台	平成16年度	高山国道事務所	○
	16-1514	25kVA	10m	1台	平成16年度	中部技術事務所	○
	17-1515	25kVA	10m	1台	平成17年度	北勢国道事務所	○
	17-1516	25kVA	10m	1台	平成17年度	中部技術事務所	○
	21-4508	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	豊橋河川事務所	○
	21-4509	2kW×6灯	10m	1台	平成21年度	木曾川下流河川事務所	○
	28-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成28年度	天竜川上流河川事務所	○
	29-4505	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	沼津河川国道事務所	○
	29-4506	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成29年度	豊橋河川事務所	○
	30-4502	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	平成30年度	三重河川国道事務所	○
	R02-4514	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	庄内河川事務所	○
	R02-4515	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	木曾川下流河川事務所	○
	R02-4516	1.3kW×6灯、LED	10m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○
	18-4506	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	静岡河川事務所	○
	18-1514	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	名古屋国道事務所	○
	18-1515	12kW、4×4	20m	1台	平成18年度	多治見砂防国道事務所	○
	19-4507	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	木曾川上流河川事務所	○
	19-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	庄内河川事務所	○
	19-1513	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	浜松河川国道事務所	○
	19-1514	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成19年度	三重河川国道事務所	○
	20-4508	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	天竜川上流河川事務所	○
	20-1510	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○
	20-1511	2kW×6灯、4×2	20m	1台	平成20年度	中部技術事務所	○
	23-4500	2kW×6灯	20m	1台	平成23年度	浜松河川国道事務所	○
	25-4504	2kW×6灯	20m	1台	平成25年度	三重河川国道事務所	○
	26-4506	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	静岡河川事務所	○
	26-4507	2kW×6灯	20m	1台	平成26年度	木曾川下流河川事務所	○
	R01-4500	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	木曾川上流河川事務所	○
	R01-4501	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和元年度	沼津河川国道事務所	○
R02-4517	1.3kW×6灯、LED	20m	1台	令和2年度	中部技術事務所	○	
分解型バックホウ	22-4504	1.0m ³ 遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	
	22-4505	1.0m ³ 遠隔操縦式	1台	平成22年度	中部技術事務所	-	
応急組立橋	57-1341	TL-20、40m×6m(車道部)	1橋	昭和57年度	静岡国道事務所	-	
	58-1341	40m×0.8m(歩道部)	1橋	昭和58年度	静岡国道事務所	-	
	63-1366	TL-20、40m×8m(歩車含)	1橋	昭和63年度	中部技術事務所	-	
	EB-0101	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成11年度	北勢国道事務所	-	
	EB-0501	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成25年度	岐阜国道事務所	-	
	EB-0502	TL-25、50m×7.5m(歩車含)	1橋	平成25年度	飯田国道事務所	-	
衛星通信車	DC-0151	発電機付	1台	令和2年度	静岡国道事務所	○	
	DC-0551	発電機付	1台	平成15年度	中部技術事務所	○	
	DC-3252	発電機付	1台	令和2年度	三重河川国道事務所	○	
	DC-3451	発電機付	1台	平成14年度	天竜川上流河川事務所	○	
	DC-3551	発電機付	1台	平成15年度	沼津河川国道事務所	○	
	DC-3251	発電機付	1台	令和2年度	浜松河川国道事務所	○	
	DC-3151	Car-SAT	1台	令和元年度	中部地方整備局	○	

様式 8

水防管理団体水防活動実施報告書

令和 年 月 日

水防管理団体名 _____ 作成責任者 _____

出 水 の 概 要	川 警戒水位 m										雨量 mm									
水 防 実 施 箇 所	川 左 岸										地先 m									
日 時	自 月 日 時					至 月 日 時					所 要 物 件 費 用	管理団体	県支給分	その他	計					
出 動 人 員	水防団員		消防団員		その他		合計		手当て	円		円	円	円						
	人	人	人	人	人	人	人	その他												
水 防 作 業 の 概 要 及 び 工 法	工法 箇所 m											資材費								
												器材費								
												雑 費								
												計								
												公用負担								
水 防 の 結 果	効果	堤防	田	畑	家	鉄道	道路	人口	その他	かます、俵		枚	枚	枚	枚					
		m	m ²	m ²	戸	m	m	人		万年、土俵		枚	枚	枚	枚					
	被害	m	m ²	m ²	戸	m	m	人		な わ	kg	kg	kg	kg						
										丸 太	枚	枚	枚	枚						
										そ の 他										
水 防 団 員 消 防 団 員 の 出 動 状 況											立 ち 退 き 状 況 及 び そ れ を 指 示 し た 事 由									
そ の 他 の 出 動 状 況											水 防 関 係 傷 害 者 の 死 傷									
居 住 者 の 出 動 状 況											水 防 功 勞 者 の 氏 名 属 年 齡 所 属 及 び そ の 功 績 概 要									
雨 量 水 位 の 状 況																				
公 用 負 担 内 容																				
他 団 体 の 応 援 状 況											水 防 活 動 に 関 す る 反 省 点									
警 察 官 の 応 援 状 況											備 考									

- (注) 1 水防を行った箇所ごとに作成すること。
 2 氾濫箇所図 (1/5,000以上) を添付し、氾濫区域及び実施箇所を明示すること。
 3 水防管理団体は、箇所ごとの報告書の集計表及び氾濫箇所図 (1/5,000以上) を添付して、水防区長 (土木事務所長) に3部提出すること。
 4 集計表は本様式を利用し、水防実施箇所欄には箇所数のみ記入すること。

資料1401-1 水防倉庫及び水防用資器材備蓄状況一覧表

1 水防倉庫

No.	河川	名 称	所 在 地	面 積	摘 要
1	天竜川	上野部	上野部1221-1	13.33	
2	天竜川	壺貫地	壺貫地38-18地先	13.33	
3	天竜川	下神増	下神増213-29	14.50	
4	天竜川	松之木島	松之木島203-1地先	25.92	
5	天竜川	寺谷	寺谷439-2	23.40	
6	天竜川	匂坂中	匂坂中960	9.29	
7	天竜川	小立野	小立野639-3	71.00	
8	天竜川	長森	長森211	27.36	消防センター併設
9	天竜川	西堀	豊岡1050-1	36.00	
10	一雲済川	下野部	下野部2090-6	25.92	
11	太田川	向笠新屋	向笠新屋289-3	25.92	
12	太田川	向笠竹之内	向笠竹之内412-7	23.40	消防センター併設
13	太田川	西島	三ヶ野304	37.26	
14	太田川	新貝	新貝260-7	37.26	
15	太田川	鎌田	鎌田2061-2	23.64	消防センター併設
16	太田川	和口	和口244-1	23.40	
17	太田川	豊浜	豊浜42	33.00	
18	敷地川	敷地	敷地938-2	70.80	
19	敷地川	大平堰	大平364-1	19.87	
20	今ノ浦川	上大原	大原879	9.90	
21	今ノ浦川	中大原	大原1241-2	9.90	
22	今ノ浦川	今之浦	今之浦2-15-1	32.40	
23	仿僧川	仿僧川南	福田中島3753-1	14.50	
24	太田川ほか	明ヶ島	明ヶ島471-5地先	120.00	県施設

2 水防用資器材

(その1)

水防倉庫名 資器材名		単位	上	老	下	松	寺	匂	小	長	西	下	向	向	
			野	貫	神	之	谷	坂	立	森	堀	野	笠	笠	
			部	地	増	木		中	野			部	新	竹	
						島							屋	之内	
資 材	杭	木製	本	67		50	164			100			80	550	300
		鉄製	本	41		30		220	23	300	220	140	30	100	100
	麻袋	枚													
	土のう袋(トレリット)	枚	1,300	600	1,500	600	1,700	600		3,000	200	1,000	1,300	800	
	大型土のう	枚							35		1,000				
	高吸水性 ポリマー止水袋	個			100		500		640	640	643				
	縄・ビニール紐	巻	1			4	15	1	27	8		1	6	5	
	鉄線	kg			40	15	75	3	100	50	90	10	100	100	
	蛇籠	本				7									
	葎	枚			10	3			90		30	3			
	ビニールシート	枚					25	17	34	20	20		15	14	
	竹(細塩ビ管)	本							35						
	塩ビ管	本							6						
器 具	蛸木	丁							2	1	1		5	5	
	掛矢	丁	14	2	21	8	4	5	14	6	4	16	11	11	
	担架	本											20	20	
	シヨベル	丁	28	2	30	20	22	7	79	24	5	31	28	30	
	つるはし	丁	6		9	8	3	6	33	15	16	8	6	3	
	鋸	丁	16		15	9	4	4	6	5	1	10	6	7	
	斧	丁	5		5	4	2	4	6	3	2	5	2	4	
	ペンチ	丁			6	3	1	3	7	5	1	3	6	5	
	鎌	丁	12			4	8	4	32	7		5	9	6	
	ジョレン	丁	10		22	5	20	4	54	11	16	9	6	5	
	照明具	灯										1	5	5	
	救命綱	本	2	1	4	1	3		3	3	5		5	5	
	救命胴衣	枚		5	5	5	5		5	5	5		7	5	
	救命浮環	個		2	2	2	2		2	2	2		2	2	
	石箕	ケ	43		36	12	14	8	40	10	20	28	40	20	
	ナタ	丁	14		1	14	5	4	7	10	5	12	4	5	
	鉄線はさみ	丁			1	2	3	3	6	5	5	1	3	4	
	大ハンマー	丁	6		2	1	5	5	16	4	4			7	
	くわ	丁	3		4	4						1			
	一輪車	台	2		2	1	3		2	1	1	2			
	土のう製作器	台					1		1		1				
	シノ	丁			1				10	5				2	
	縄(紐)通し	丁							6	12				4	
水中ポンプ	台	1													
バール	本					2									
発電機	台														
コードリール	個														
ゴムボート	艇														

(その2)

水防倉庫名 資器材名		単 位	西	新	鎌	和	豊	敷	大	上	中	今	仿	明	
			島	貝	田	口	浜	地	平	大	大	之	僧	ヶ	
			島	貝	田	口	浜	地	堰	原	原	浦	川	島	
資 材	杭	木製	本	500	500		300	50	239	50	500	600	100	29	355
		鉄製	本	50		40		100	30				30	20	28
	麻袋	枚					60								
	土のう袋(トレリット)	枚	5,000	1,600	2,000	1,150	2,000	800	500	1,000	1,000	200	1,000	710	
	大型土のう	枚												290	
	高吸水性 ポリマー止水袋	個													
	縄・ビニール紐	巻	5	6	5	6	15	5	5	5	4		7	250	
	鉄線	kg	100	100	100	100	30	10	30	100	100	100	100	500	
	蛇籠	本												25	
	葎	枚				7	50	5	7						
	ビニールシート	枚	20	10	20		30							17	150
	竹(細塩ビ管)	本			10	15	60		5						
	塩ビ管	本					1								
	器 具	蝸木	丁	5	5		5				5	5	5		1
掛矢		丁	10	15	1	9	21	12		7	11	14	8	14	
担架		本	20	20	2	14			2		10	20		3	
ショベル		丁	30	35	27	43	50	36	16	26	30	30	38	12	
つるはし		丁	3	3	2	2	1	6	3	3	3	4	5	11	
鋸		丁	5	8		4	6	17	1	5	5	5	5	10	
斧		丁	5			2	5	9	5	5			5	5	
ペンチ		丁	5	5		5								6	
鎌		丁	6	5		5		14		4	4		5	16	
ジョレン		丁	5	5	5	5	14	14	8	3	5	5	15	4	
照明具		灯	5	4	5	5	5	3	4	4	5		5	5	
救命綱		本	5	5	5	2	5	1	5	0	7		5	5	
救命胴衣		枚	7	2	10	2	18	5		7	7		12		
救命浮環		個	2		5	2	2	1		1	1		3		
石箕		ケ		20		30	23	43	16		5		3	80	
ナタ		丁	5	5	6	2		3	2		5		5		
鉄線はさみ		丁	3	5		3		3	2		3				
大ハンマー		丁			13		12	4	2						
くわ		丁						4					3	8	
一輪車		台			1			1	1			1			
土のう製作器		台													
シノ		丁										4			
縄(紐)通し		丁					14								
水中ポンプ		台					3						1		
パール	本					5		2	1						
発電機	台						1						2		
コードリール	個							1					4		
ゴムボート	艇					1									

(危機管理課)

資料1701-1 浸水想定区域内要配慮者利用施設一覧表

(令和6年1月1日)

1 社会福祉施設

(1) 高齢者施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	デイサービスゆう加茂川	見付5966-3	1.0~3.0	—
2	ふるさとホーム磐田	中泉802-2	3.0~5.0	1.0~3.0
3	ケアステーションあさひ磐田	中泉802-2	3.0~5.0	1.0~3.0
4	リッツハウス磐田	二之宮702-1	1.0~3.0	1.0~3.0
5	はたらくデイサービスもぐもぐ	二之宮702-1	1.0~3.0	1.0~3.0
6	介護老人保健施設さくらの苑	二之宮1162	3.0~5.0	1.0~3.0
7	グループホーム旬彩	今之浦1-1-13	1.0~3.0	0.5~1.0
8	ケアセンター旬彩	今之浦1-1-13	1.0~3.0	0.5~1.0
9	あずみ苑磐田	豊島1427-1	1.0~3.0	0.5~1.0
10	デイサービスせんず堂	千手堂964-6	1.0~3.0	—
11	特別養護老人ホーム第二遠州の園	鮫島1804-1	1.0~3.0	0.5~1.0
12	第二遠州の園デイサービス	鮫島1804-1	1.0~3.0	0.5~1.0
13	デイサービスりんごの杜	小島62-2	1.0~3.0	0.3未満
14	マザーズ前野	前野2532-1	1.0~3.0	—
15	ヴィラまへの	前野2890-2	1.0~3.0	—
16	有料老人ホームいこいの里大原	大原1911	3.0~5.0	1.0~3.0
17	デイサービスセンターいこいの里大原	大原1911	3.0~5.0	1.0~3.0
18	グループホーム苦楽舎	匂坂上234-1	5.0~10.0	—
19	磐田伍縁荘	西貝塚1221-3	3.0~5.0	1.0~3.0
20	特別養護老人ホーム西貝の郷	西貝塚2111-1	0.3~0.5	—
21	デイサービスセンター西貝の郷	西貝塚2111-1	0.3~0.5	—
22	短期入所施設西貝の郷	西貝塚2111-1	0.3~0.5	—
23	シオンの家デイサービスセンター	西貝塚2356	3.0~5.0	—
24	特別養護老人ホーム西之島の郷	西之島26-1	3.0~5.0	1.0~3.0
25	短期入所施設西之島の郷	西之島26-1	3.0~5.0	1.0~3.0
26	デイサービスセンター陽だまりの里	彦島385-2	—	1.0~3.0
27	フレンドハウスさんさん	彦島385-2	—	1.0~3.0
28	リハケアーズ福田	福田712	3.0~5.0	1.0~3.0
29	セレーノ福田	福田712	3.0~5.0	1.0~3.0
30	ウェルビ福田デイサービスセンター	福田2126-1	3.0~5.0	1.0~3.0
31	ラクラス福田デイサービス	福田2204-3	3.0~5.0	1.0~3.0
32	あんしんホーム磐田福田	福田2397-2	3.0~5.0	1.0~3.0
33	ケアステーションあさひ磐田福田	福田2397-2	3.0~5.0	1.0~3.0
34	グループホーム福田はまぼうの家	福田中島726	3.0~5.0	1.0~3.0
35	グループホームつどい	一色25-1	3.0~5.0	1.0~3.0
36	介護老人保健施設於保老健センター	一色26	3.0~5.0	1.0~3.0
37	特別養護老人ホーム福寿荘	宇兵衛新田187	1.0~3.0	1.0~3.0
38	福寿荘デイサービスセンター	宇兵衛新田187	1.0~3.0	1.0~3.0
39	福寿荘短期入所生活介護事業所	宇兵衛新田187	1.0~3.0	1.0~3.0
40	デイサービスセンター福田ふれあい荘	南島529	3.0~5.0	1.0~3.0
41	グループホーム福田の家	東小島260	3.0~5.0	1.0~3.0
42	デイサービス和合	豊浜267-1	—	1.0~3.0
43	グループホーム竜洋の家	掛塚1778-1	3.0~5.0	—
44	特別養護老人ホーム第二白寿園	掛塚3160-1	1.0~3.0	—

45	特別養護老人ホーム白寿園	掛塚3172	1.0～3.0	—
46	老人デイサービスセンター白寿園	掛塚3172	1.0～3.0	—
47	白寿園ショートステイ	掛塚3172	1.0～3.0	—
48	白寿園ケアハウス	掛塚3172	1.0～3.0	—
49	介護老人保健施設五洋の里	掛塚3190-1	1.0～3.0	—
50	ラクラス掛塚デイサービス	白羽106-4	1.0～3.0	—
51	デイサービスらいらっく竜洋	豊岡1451-1	1.0～3.0	—
52	シルバーハウス奏	豊岡6462	1.0～3.0	—
53	デイサービスにじいろ	豊岡6462	1.0～3.0	—
54	デイサービス小春日和磐田	竜洋中島62-1	3.0～5.0	—
55	デイサービス香寿	平間1199-1	1.0～3.0	—
56	グループホーム香寿	平間1259-1	0.5～1.0	—
57	グループホームサンシティとよだ	豊田35	3.0～5.0	—
58	アクアホーム磐田	豊田727-1	3.0～5.0	—
59	ケアハウスゆやの里	加茂395	3.0～5.0	—
60	ゆやの里短期入所生活介護事業所	加茂395	3.0～5.0	—
61	小規模多機能型居宅介護ゆやの里	加茂395	3.0～5.0	—
62	えいせいデイサービスめぐみ	加茂1242-1	3.0～5.0	—
63	えいせい加茂デイサービスセンター	加茂1242-5	3.0～5.0	—
64	グループホーム桜寿	池田391-1	3.0～5.0	—
65	グループホーム豊田長藤の家	上新屋483-1	3.0～5.0	—
66	豊田えいせい病院指定通所リハビリテーション事業所	小立野102	3.0～5.0	—
67	介護老人保健施設なかよし	小立野135-1	3.0～5.0	—
68	えいせいゆーとぴあ	小立野386	3.0～5.0	—
69	えいせいゆーとぴあデイサービスセンター	小立野386	3.0～5.0	—
70	デイサービス和ごころ豊田西之島	豊田西之島289-3	3.0～5.0	—
71	ツクイ磐田	森下24-1	3.0～5.0	—
72	デイサービスりんご	気子島451-2	3.0～5.0	—
73	磐南中央病院通所リハビリテーション事業所	気子島978	3.0～5.0	—
74	特別養護老人ホーム豊田ゆうあいの里	下万能700	1.0～3.0	—
75	豊田ゆうあいの里デイサービス	下万能700	1.0～3.0	—
76	豊田ゆうあいの里短期入所生活介護事業所	下万能700	1.0～3.0	—
77	い～な豊田デイサービスセンター	立野1374	3.0～5.0	—
78	グループホーム今日香	上野部1519-5	3.0～5.0	—
79	特別養護老人ホーム梅香の里	下野部363-1	1.0～3.0	—
80	梅香の里デイサービスセンター	下野部363-1	1.0～3.0	—
81	梅香の里短期入所生活介護事業所	下野部363-1	1.0～3.0	—
82	ふじがおか和楽久磐田合代島	合代島1098-1	1.0～3.0	—
83	ふじがおかデイサービス磐田合代島	合代島1098-1	1.0～3.0	—
84	介護老人保健施設白梅豊岡ケアホーム	下神増183-1	1.0～3.0	—
85	白梅豊岡介護医療院	下神増185-19	1.0～3.0	—

(2)障がい者施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	ALSIA	見付1333-7	1.0~3.0	0.5~1.0
2	学舎いろいろ (いろいろ)	見付5883-5	1.0~3.0	—
3	ひまわりの華	中泉2032	1.0~3.0	—
4	共同生活援助 あしたば	中泉2270-18	1.0~3.0	0.3~0.5
5	ベストフレンズ	二之宮1259-1	3.0~5.0	1.0~3.0
6	共同生活援助 汐風	二之宮1336-3	3.0~5.0	1.0~3.0
7	生活介護事業所 さんぽ	今之浦2-9-3	1.0~3.0	0.5~1.0
8	タスカル	今之浦3-2-2 2F	0.5~1.0	0.3未満
9	再起 磐田営業所	今之浦4-4-3	3.0~5.0	1.0~3.0
10	共同生活援助 日和	千手堂950-1	1.0~3.0	—
11	とみちゃんち	上岡田532-4	1.0~3.0	0.5~1.0
12	聖隷チャレンジ工房磐田	上岡田1079-1	1.0~3.0	1.0~3.0
13	そるとぼっと	西之島5-1	1.0~3.0	1.0~3.0
14	おんりーわん	西島277-1	—	1.0~3.0
15	ライフサイズステーションあまね	福田329-1	3.0~5.0	1.0~3.0
16	ソーシャルインクルーホーム磐田福田	福田625-2-1	3.0~5.0	1.0~3.0
17	ハッピーホーム	福田691-1	3.0~5.0	1.0~3.0
18	はまぼう	福田4396-1	3.0~5.0	1.0~3.0
19	松ぼっくり (主たる事業所)	福田4771-1	3.0~5.0	1.0~3.0
20	たんぼぼ共同作業所	福田中島138	3.0~5.0	1.0~3.0
21	共同生活援助 みぎわ	福田中島3577-1	3.0~5.0	1.0~3.0
22	潮の香 (従たる事業所)	塩新田203-1	3.0~5.0	1.0~3.0
23	潮の香 (主たる事業所)	宇兵衛新田186-1	1.0~3.0	1.0~3.0
24	福寿荘短期入所生活介護事業所(障害短期入所)	宇兵衛新田187	1.0~3.0	1.0~3.0
25	あにまあと	大原2879-2	3.0~5.0	1.0~3.0
26	松ぼっくり (従たる事業所)	大原2879-6	3.0~5.0	1.0~3.0
27	えひめ	蛭池266-1	3.0~5.0	1.0~3.0
28	あぼかど	蛭池267-1	3.0~5.0	1.0~3.0
29	学舎いろいろ (ぼちぼち)	豊浜424-6	—	1.0~3.0
30	サンサンいわた (あゆみ)	川袋700-2	1.0~3.0	—
31	フリープラス	豊岡7063-4	1.0~3.0	0.3未満
32	ソーシャルインクルーホーム磐田駒場	駒場1-8	1.0~3.0	—
33	齋藤居宅介護支援事業所	高木180-5	1.0~3.0	—
34	サンサンいわた (くすの木)	上本郷1009-1	3.0~5.0	—

(3) 児童福祉施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	放課後ディサービスひまわり磐田南校	千手堂888-1	1.0~3.0	—
2	放課後ディサービスひまわり岡田校	上大之郷331-3	1.0~3.0	1.0~3.0
3	放課後ディサービスまおり	上岡田1065-1	1.0~3.0	1.0~3.0
4	聖隷こども発達支援センターかるみあ	上岡田1079-1	1.0~3.0	1.0~3.0
5	聖隷放課後児童クラブはなえみ磐田	上岡田1079-1	1.0~3.0	1.0~3.0
6	児童発達支援センター心愛（ここあ）つう	匂坂上228-1	5.0~10.0	—
7	アソベル東新町	東新町1-2-3	1.0~3.0	1.0~3.0
8	あにまあと	大原2879-2	3.0~5.0	1.0~3.0
9	EAC第2事業所	下太384-6	3.0~5.0	1.0~3.0
11	るびなすスクール駒場	駒場1644-14	1.0~3.0	—
12	まめの木	岡918-1	1.0~3.0	—
14	放課後ディサービス事業所ふぁんたす	小立野285	3.0~5.0	—
15	野楽っこ	小立野417	3.0~5.0	—
16	サンサン・キッズ	森岡202-1	3.0~5.0	—
17	放課後等ディサービス事業所あすりーど	立野2016-1 103号室	3.0~5.0	—
18	のっぽ保育園	見付1204	1.0~3.0	1.0~3.0
19	いずみ保育園	見付2693	3.0~5.0	—
20	いずみ第三保育園	見付5018-5	3.0~5.0	—
21	二之宮こども園	二之宮962-1	3.0~5.0	1.0~3.0
22	磐田のびやか保育園	二之宮東9-4	1.0~3.0	—
23	遠鉄グループ保育園いわた	鳥之瀬228-4	3.0~5.0	1.0~3.0
24	はあとふる保育園	豊島1493-1	1.0~3.0	—
25	ハレルパーク保育園	上岡田847-1 ハレルパーク内	3.0~5.0	1.0~3.0
26	四季の風保育園	寺谷366-1	3.0~5.0	—
27	コレジオ・アプレンジス	西貝塚787-3	3.0~5.0	1.0~3.0
28	シ・イ・ソヒゾ・デ・クリアンサ磐田校	西之島76-4	3.0~5.0	1.0~3.0
29	日本たばこ産業(株)東海工場保育所	西之島78-3	3.0~5.0	1.0~3.0
30	いずみ第二保育園	城之崎1-2354-2	1.0~3.0	—
31	DEUS NO COMANDO (デウスノコマンド)	稗原403-1	1.0~3.0	1.0~3.0
32	ハレルヤ託児所	東新屋67	3.0~5.0	1.0~3.0
33	聖隷こども園こうのとり東	東新屋271-3	1.0~3.0	1.0~3.0
34	福田こども園	福田中島55	3.0~5.0	3.0~5.0
35	子育てセンターみなみしま	南島164-1	3.0~5.0	1.0~3.0
36	なないろ保育園	掛塚3172	1.0~3.0	—
37	めいわ竜洋保育園	豊岡6605-61	1.0~3.0	—
38	竜洋東こども園	中平松30-4	1.0~3.0	—
39	オベルジーヌ保育園	竜洋中島98-1	3.0~5.0	—
40	J A遠州中央 ときめき保育園	豊田146-3	3.0~5.0	—
41	あいむ保育園	加茂395	3.0~5.0	—
42	豊田北保育園	加茂930	3.0~5.0	—
43	豊田西保育園	池田871	3.0~5.0	—
44	ひまわり保育園	上新屋457-1	3.0~5.0	—
45	にじいろ保育所	小立野167-3	3.0~5.0	—
46	リーザプレスクール	一言1490	3.0~5.0	—
47	豊田みなみ保育園	豊田西之島552	1.0~3.0	—
48	りんご保育園	気子島490-1	1.0~3.0	—
49	さんくすピッピ保育園	宮之一色355	3.0~5.0	0.3未満
50	のびやか Well-Being保育園	下万能711	3.0~5.0	0.5~1.0

51	あいきゅーぶ保育園	立野2003-4	3.0~5.0	—
52	聖隷こども園こうのとり豊田	下本郷1055	3.0~5.0	—
53	ヤクルト磐田南センター保育所	下本郷2001-3	3.0~5.0	0.3未満
54	ハッピー第三保育園	上本郷1013-6	3.0~5.0	0.3未満
55	広瀬こども園	上神増460-1	0.5~1.0	—
56	白梅豊岡病院うめの子保育室	下神増183-1	1.0~3.0	—

(4) 子育て支援施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	子育て支援総合センター「のびのび」	上大之郷51	1.0~3.0	1.0~3.0
2	子育て支援センター「みちるーむ」	前野2575	1.0~3.0	—
3	子育て支援センター「たっち」	新貝1-28-1	1.0~3.0	—
4	多文化交流センター「こんにちは！」	東新町1-1-8	1.0~3.0	1.0~3.0
5	子育て支援センター「ふわっと」	福田中島55	3.0~5.0	3.0~5.0
6	子育て支援センター「ほのぼの」	南島164-1	3.0~5.0	1.0~3.0
7	子育て支援センター「こどもの家」	岡783-1	3.0~5.0	—
8	子育て支援センター「あいあい」	壺貫地76-5	1.0~3.0	—

(5) 幼稚園・こども園

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	磐田南幼稚園	千手堂1075	1.0~3.0	0.3未満
2	長野幼稚園	小島362-2	1.0~3.0	—
3	龍の子幼稚園	前野2575	1.0~3.0	—
4	岩田こども園	匂坂中987-2	5.0~10.0	—
5	東部幼稚園	東貝塚205-1	1.0~3.0	1.0~3.0
6	田原幼稚園	三ヶ野936-1	—	1.0~3.0
7	竜洋幼稚園	豊岡6605-60	1.0~3.0	—
8	豊田北部幼稚園	加茂1027-2	3.0~5.0	—
9	豊田南こども園	森下280	1.0~3.0	—
10	青城こども園	中田610	3.0~5.0	—
11	豊岡こども園	新開541	1.0~3.0	—
12	豊岡南幼稚園	上神増1410	1.0~3.0	—

(6) 小学校

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	磐田南小学校	千手堂1356-1	1.0~3.0	0.3未満
2	長野小学校	小島736	1.0~3.0	—
3	岩田小学校	匂坂中987	5.0~10.0	—
4	東部小学校	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
5	田原小学校	三ヶ野1030-1	—	1.0~3.0
6	福田小学校	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
7	豊浜小学校	豊浜9	—	1.0~3.0
8	竜洋西小学校	川袋1900	1.0~3.0	—
9	竜洋東小学校	中平松23	1.0~3.0	—
10	竜洋北小学校	堀之内356	1.0~3.0	—
11	豊田北部小学校	加茂243	3.0~5.0	—
12	豊田南小学校	森下300	1.0~3.0	—
13	青城小学校	中田55	1.0~3.0	—
14	豊岡北小学校	下野部158-1	1.0~3.0	—
15	豊岡南小学校	上神増1410	1.0~3.0	—

(7) 中学校

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	南部中学校	野箱32	1.0~3.0	—
2	福田中学校	福田中島3753-1	3.0~5.0	1.0~3.0
3	竜洋中学校	豊岡4473-8	1.0~3.0	—
4	豊田中学校	加茂243	3.0~5.0	—
5	豊田南中学校	立野200	1.0~3.0	—
6	豊岡中学校	合代島943	1.0~3.0	—

(8) 放課後児童クラブ

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	東部小第1児童クラブ (御厨交流センター1階)	鎌田1876	1.0~3.0	1.0~3.0
2	東部小第2児童クラブ	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
3	東部小第4児童クラブ	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
4	東部小第5児童クラブ	東貝塚206	1.0~3.0	1.0~3.0
5	田原小第1児童クラブ (旧農協田原支店)	三ヶ野20-3	—	3.0~5.0
6	田原小第2児童クラブ	三ヶ野1030-1	—	1.0~3.0
7	磐田南小第1児童クラブ	千手堂1356-1	1.0~3.0	0.3未満
8	磐田南小第2児童クラブ (旧農協天竜支店)	千手堂1088-1	1.0~3.0	0.3未満
9	磐田南小第3児童クラブ (旧農協天竜支店)	千手堂1088-1	1.0~3.0	0.3未満
10	長野小第1児童クラブ	小島736	1.0~3.0	—
11	長野小第2児童クラブ	小島736	1.0~3.0	—
12	岩田小児童クラブ	匂坂中987	5.0~10.0	—
13	福田小第1児童クラブ	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
14	福田小第2児童クラブ	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
15	福田小第3児童クラブ	下太380	3.0~5.0	1.0~3.0
16	豊浜小児童クラブ	豊浜9	—	1.0~3.0
17	竜洋西小第1児童クラブ	川袋1900	1.0~3.0	—
18	竜洋西小第2児童クラブ	川袋1900	1.0~3.0	—

19	竜洋東小児童クラブ	中平松23	1.0～3.0	—
20	竜洋北小児童クラブ	堀之内356	1.0～3.0	—
21	豊田北部小第1児童クラブ	加茂243	3.0～5.0	—
22	豊田北部小第2児童クラブ	加茂243	3.0～5.0	—
23	豊田北部小第3児童クラブ	加茂243	3.0～5.0	—
24	豊田南小第1児童クラブ	森下300	1.0～3.0	—
25	豊田南小第2児童クラブ	森下300	1.0～3.0	—
26	豊田南小第3児童クラブ	森下331森下ビル南棟2階	1.0～3.0	—
27	青城小第1児童クラブ	中田55	1.0～3.0	—
28	青城小第2児童クラブ	中田55	1.0～3.0	—
29	青城小第3児童クラブ	中田55	1.0～3.0	—
30	豊岡南小第1児童クラブ	上神増1410	1.0～3.0	—
31	豊岡南小第2児童クラブ	上神増1410	1.0～3.0	—
32	豊岡北小児童クラブ	下野部158-1	1.0～3.0	—

(9) その他教育施設

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	磐田市教育支援センター	弥藤太島500-1	3.0～5.0	—

(10) 病院・医院

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	新都市病院	中泉703	1.0～3.0	1.0～3.0
2	すずかけヘルスケアホスピタル	大原2042-4	3.0～5.0	1.0～3.0
3	福田西病院	一色22	3.0～5.0	1.0～3.0
4	豊田えいせい病院	小立野102	3.0～5.0	—
5	磐田メイツ睡眠障害治療クリニック	中田648-1	3.0～5.0	1.0～3.0
6	磐南中央病院	気子島978	3.0～5.0	—
7	白梅豊岡病院	下神増185-19	1.0～3.0	—

(11) 助産所

No.	名称	所在地	洪水浸水想定	
			天竜川	太田川
1	よこさわ助産院	草崎334-1	1.0～3.0	—

備考

- 1 社会福祉施設は、入所・通所に限らず利用施設すべてを対象とする。
- 2 学校のうち、高等学校、専修学校及び大学は対象としない。
- 3 医療施設は、入院等の有床施設を対象とする。（通院施設は対象外）

資料 1801-1 公用負担権限委任証明書

(静岡県水防計画書)

公用負担権限委任証	
磐田市消防団〇〇分団長	
氏 名	
上記の者に たことを証明する。	の区域における水防法第28条第1項の権限を委任し
令和 年 月 日	
磐田市長 (氏 名)	印

資料 1801-2 公用負担命令書

(静岡県水防計画書)

公用負担命令書	
第 号	
目的物 負担内容	種類 使用 収用 処分
年 月 日	
	磐田市長 (氏 名) 印
	事務取扱者 (氏 名) 印
	殿
----- 切 取 線 -----	
第 号	受 領 書
公用負担命令書 右受領した	
年 月 日	
	(氏 名) 印
	殿